

令和元事業年度業務実績報告書

令和2年6月



独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

目 次

I	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	I－1 大学等の評価	2
	(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価		
	(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価		
	I－2 国立大学法人等の施設整備支援	19
	(1) 施設費貸付事業		
	(2) 施設費交付事業		
	(3) 国から承継した財産等の処理		
	I－3 学位授与	33
	(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与		
	(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与		
	(3) 学位授与事業の普及啓発		
	I－4 質保証連携	52
	(1) 大学等連携・活動支援		
	(2) 国際連携・活動支援		
	I－5 調査研究	75
	(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究		
	(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究		
II	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	94
III～VI	財務内容の改善に関する事項（中期目標V）	99
	III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
	IV 短期借入金の限度額		
	V 重要な財産の処分等に関する計画		
	VI 剰余金の使途		
VII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	105

<参考>

- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（令和元年度）

I 国民に対して提供するサービスその
他の業務の質の向上に関する目標を達
成するためとるべき措置

I-1 大学等の評価

<年度計画>

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

(認証評価)

① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- ア 機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。
- エ 選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発する。説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。
- オ 法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討する。

(選択評価)

② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価

- ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

(国立大学法人評価)

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

- ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、4年目終了時評価の実施に向けて、評価実施体制やシステム関連等の整備を行う。また、法人及び評価者に対して説明会等を実施する。
- イ 第3期中期目標期間終了時評価に備えて、制度設計等の検討を行う。

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

(認証評価)

① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- ア 機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。
- エ 選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発する。説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。
- オ 法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討する。

自己評価 B

評価体制を整備し機構が定める評価基準に従って、大学及び高等専門学校の教育研究活動等の状況について機関別認証評価及び法科大学院の認証評価を行い、評価結果を対象機関等に通知するとともに公表した。

実績・参考データ

ア-1 認証評価の実績

国・公・私立大学及び高等専門学校は、大学等の教育研究水準の向上に資するため学校教育法により教育研究、組織運営、施設整備の総合的な状況に関し7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられている。

また、法科大学院等の専門職大学院を置く大学は、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関し、5年以内ごとに認証評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられている。

令和元年度は、認証評価委員会、評価部会、専門部会等の評価の実施体制を整備し以下のとおり大学等からの求めに応じ評価を実施した。

評価結果は大学等へ通知するとともにウェブサイトに掲載した。

< 令和元年度の認証評価の実績 >

	件数	評価結果
大学	16大学	全ての大学が評価基準を満たしていた。
高等専門学校	13校	全ての高等専門学校が評価基準を満たしていた。
法科大学院	1法科大学院	評価基準に適合していた。

I-1 大学等の評価

< 令和元年度に評価した大学等一覧 >

【大学】16大学

(国立16大学) 室蘭工業大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、山形大学、東京外国語大学、長岡技術科学大学、岐阜大学、豊橋技術科学大学、京都大学、京都教育大学、和歌山大学、徳島大学、鳴門教育大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学

【高等専門学校】13校

(国立11校) 釧路工業高等専門学校、一関工業高等専門学校、茨城工業高等専門学校、福井工業高等専門学校、和歌山工業高等専門学校、徳山工業高等専門学校、高知工業高等専門学校、有明工業高等専門学校、佐世保工業高等専門学校、都城工業高等専門学校、鹿児島工業高等専門学校

(公立1校) 東京都立産業技術高等専門学校

(私立1校) 国際高等専門学校

【法科大学院】1法科大学院

(国立) 筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻

【認証評価件数の推移（平成27年度以降）】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
大 学	国立	25大学	3大学	7大学	1大学	16大学
	公立	6大学	15大学	5大学	4大学	0大学
	私立	2大学	0大学	2大学	0大学	0大学
	合計	33大学	18大学	14大学	5大学	16大学
高等専門学校	国立	0校	4校	3校	6校	11校
	公立	1校	0校	1校	0校	1校
	私立	1校	0校	0校	0校	1校
	合計	2校	4校	4校	6校	13校
法科大学院	国立	1大学院	0大学院	4大学院	9大学院	1大学院
	公立	0大学院	0大学院	0大学院	2大学院	0大学院
	私立	0大学院	0大学院	2大学院	2大学院	0大学院
	合計	1大学院	0大学院	6大学院	13大学院	1大学院

【認証評価結果の公表ウェブサイト（令和元年度分）】

- ・令和元年度 大学機関別認証評価の評価結果（16大学分）

URL:https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/d_aigaku_hyokakekka/r_1.html

- ・令和元年度 高等専門学校機関別認証評価実施結果報告（13高等専門学校分）

URL:https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyokakekka/r_1.html

- ・令和元年度 法科大学院認証評価実施結果報告（1法科大学院分）

URL:https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/graduate_certification/houka_hyokakekka/r_1.html

ア-2 認証評価手順等

大学等職員への説明会の実施

大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価並びに高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価に関する説明会を大学は6月に、高等専門学校は9月に実施し、機構の行う認証評価等について周知に努めた。（法科大学院については令和2年度の申請法科大学院が1校のみのため、個別に説明を行った。）

【実績】

事項	大 学	高等専門学校
参加人数	234人	123人
アンケート結果		
認証評価の理解度	3.4	3.27
選択評価の理解度	3.2	(設問無)
説明の分かりやすさ	3.2	2.64
資料の分かりやすさ	3.3	2.94
説明内容の分量	3.2	2.94
説明会の満足度	3.2	2.84
回答率	81%	41%

※アンケート結果は、各設問に対する4段階評定の平均値

令和元年度の評価については、以下の手順等で行った。

① 書面調査（令和元年9月まで）

【大学・高等専門学校】

対象大学及び高等専門学校から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、機構の定める評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行い、分析結果の整理及び訪問調査における調査内容の検討を行った。

【法科大学院】

対象法科大学院を置く大学から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、機構の定める評価基準に適合しているかどうかの判断を中心とした分析を評価部会において行い、また、教員組織については、より専門的・統一的な見地から評価を行うため、教員組織調査専門部会による調査を行った。これらの分析結果を踏まえ、分析結果の整理及び訪問調査の調査内容の検討等を行った。

② 訪問調査（令和元年9月から12月まで）

【大学・高等専門学校】

書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項を中心として、各対象大学及び高等専門学校関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

【法科大学院】

書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項等を中心として、法科大学院の関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

I-1 大学等の評価

③ 評価結果の審議等（令和2年3月まで）

【大学・高等専門学校】

書面調査及び訪問調査の結果を基に、評価部会、財務専門部会及び大学機関別認証評価委員会・高等専門学校機関別認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）をとりまとめ、当該大学及び高等専門学校に通知し、すべての対象大学及び高等専門学校からの意見の申立ての有無に係る回答を受け、評価結果を確定した。

【法科大学院】

書面調査及び訪問調査の結果を基に、評価部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）をとりまとめ、当該法科大学院を置く大学に通知し、意見の申立ての有無に係る回答を受け、評価結果を確定した。

④ 評価結果の通知・公表（令和2年3月）

【大学・高等専門学校】

対象大学、高等専門学校及びその設置者に対して、対象大学及び高等専門学校が設置基準をはじめ関係法令に適合し、機構の定める評価基準を満たしていることを評価結果として通知するとともに、評価結果を「令和元年度大学機関別認証評価実施結果報告」及び「令和元年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。

【法科大学院】

対象法科大学院を置く大学に対して、当該法科大学院が、機構の定める法科大学院評価基準に適合しているとして適格認定を行い、評価結果として通知するとともに、評価結果を「令和元年度法科大学院認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。

法科大学院については、以下のとおり、年次報告書等の調査を実施した。

① 書面調査（令和元年9月まで）

機構の評価を受けた法科大学院を置く大学から、次の評価を受けるまでの間に提出される法科大学院年次報告書及び対応状況報告書について、年次報告書等専門部会において評価結果に対し教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化があるかどうかの判断を中心とした調査を行った。

② 評価結果への付記事項の審議等（令和2年3月まで）

年次報告書等専門部会の調査結果を基に、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果への付記事項（案）等を取りまとめ、当該法科大学院を置く大学の意見を聞いた上で、評価結果への付記事項等を確定した。

③ 評価結果への付記事項等の通知・公表（令和2年3月）

当該法科大学院を置く大学に対して、評価結果への付記事項等を通知し、付記事項をウェブサイトに掲載した。

また、令和2年度における大学及び高等専門学校の評価申請の受付については、次年度に機構で実施する評価を受審可能な条件を満たしている大学及び高等専門学校に対して、申請を受け付けるため、「令和2年度に実施する大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価の申請手続について」及び「令和2年度に実施する高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を送付した。

法科大学院については、令和2年度に実施する評価の申請を受け付けるため、「令和2年度に実施する法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」を法科大学院を置く大学に送付した。

その結果、9月末までに大学（6校）及び高等専門学校（13校）並びに法科大学院（1校）から申請を受け付けた。

イ-1 評価体制の整備

大学及び高等専門学校からの求めに応じて機構が行う、教育研究等の総合的な状況等についての評価（機関別認証評価、機関別選択評価及び選択的評価事項に係る評価）を実施するため、大学機関別認証評価委員会（委員20人）及び高等専門学校機関別認証評価委員会（委員20人）を設置し、その下に以下のとおり評価部会、専門部会等を設置した。

また、法科大学院の認証評価については、法科大学院認証評価委員会（委員24人）を設置し、その下に以下のとおり評価部会、専門部会等を設置した。

【大学】

大学の評価体制については、16校からの申請に応じた評価を実施するため、大学機関別認証評価委員会の下に設置される評価部会を4部会とし（委員9人、専門委員40人）、内部質保証については内部質保証専門部会を設置した（委員3人、専門委員7人）。このほか、運営小委員会（7人）、評価基準を満たしていないとの評価結果（案）の判断に対する意見申立てについて審議を行う意見申立審査会（専門委員5人）を設置した。

【高等専門学校】

高等専門学校の評価体制については、13校からの申請に応じた評価を実施するため、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に設置される評価部会を2部会とした（委員14人、専門委員13人）。このほか、財務専門部会（委員2人、専門委員2人）、運営小委員会（委員7人）、評価基準を満たしていないとの評価結果（案）の判断に対する意見申立てについて審議を行う意見申立審査会（専門委員5人）をそれぞれ設置した。

【法科大学院】

法科大学院の評価体制については、1校からの申請に応じた評価を実施するため、法科大学院認証評価委員会の下に設置される評価部会を1部会とした（委員1人、専門委員7人）。このほか、法科大学院認証評価委員会の会議の議案を整理する運営連絡会議（委員11人、専門委員5人）、授業科目の内容と担当教員の教育研究業績等の適合性について調査を行う教員組織調査専門部会（委員3人、専門委員11人）、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審査を行う意見申立審査専門部会（専門委員5人）をそれぞれ設置した。また、機構の評価を受けた法科大学院を置く大学から次の評価を受けるまでの間に提出される法科大学院年次報告書等の調査を行う年次報告書等専門部会（委員2人、専門委員10人）を設置した。

令和2年度に実施する評価に必要な評価担当者を次のとおり確保した。

【大学・高等専門学校】

令和2年度評価の実施に必要な評価担当者を確保するため、大学機関別認証評価委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会の中に専門委員選考委員会をそれぞれ設置し、大学及び高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等から推薦される候補者の中から、対象大学及び高等専門学校の学部及び学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を専門委員として選考した。

I-1 大学等の評価

【法科大学院】

令和2年度評価の実施に必要な評価担当者を確保するため、法科大学院認証評価委員会の中に専門委員選考委員会を設置し、対象法科大学院の状況に応じた大学関係者及び法曹関係者を専門委員として選考した。

< 各委員会等開催状況 >

[大学]

- 大学機関別認証評価委員会
 - 第1回 令和元年5月17日
 - ・委員長及び副委員長の選出、評価部会の編成等、第三者評価結果の活用、大学機関別認証評価実施大綱の改正等について審議
 - 第2回 令和元年9月（書面審議）
 - ・大学機関別認証評価における第三者の評価結果等の更なる活用について審議
 - 第3回 令和2年1月22日
 - ・評価結果（案）、評価部会及び専門部会の編成、学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う実施大綱等の改正について審議
 - 第4回 令和2年3月
 - ・評価結果について審議（書面審議）

- 大学機関別認証評価委員会評価部会及び内部質保証専門部会
 - 第1回 令和元年6月（評価部会、選択部会）（書面審議）
 - ・役割分担（担当対象大学）、令和元年度評価部会に関するスケジュール、評価結果のまとめ方の方針について審議
 - 第2回（評価部会、選択部会、内部質保証専門部会）
 - （第1部会） 令和元年8月22日
 - （第2部会） 令和元年8月20日
 - （第3部会） 令和元年8月29日
 - （第4部会） 令和元年8月26日
 - （選択部会） 令和元年8月9日
 - （内部質保証専門部会） 令和元年8月8日
 - ・書面調査による分析状況等、訪問調査関係依頼事項について審議
 - 第3回（評価部会、選択部会、内部質保証専門部会）
 - （第1部会） 令和元年12月13日
 - （第2部会） 令和元年12月20日
 - （第3部会） 令和元年12月16日
 - （第4部会） 令和元年12月19日
 - （選択部会） 令和元年10月4日
 - （内部質保証専門部会） 令和元年12月9日
 - ・評価結果（原案）、今後のスケジュール等について審議

[高等専門学校]

- 高等専門学校機関別認証評価委員会
 - 第1回 令和元年5月16日
 - ・委員長及び副委員長の選出、評価部会の編成、専門委員選考委員会の編成、自己評

評価実施要項の改訂等について審議

第2回 令和2年1月24日

- ・評価結果（案）、高等専門学校機関別認証評価実施大綱等の改正、令和2年度 評価部会及び専門部会の体制等について審議

第3回 令和2年3月（書面審議）

- ・評価結果、専門委員の選考等について審議

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会

第1回 評価部会、財務専門部会

（評価部会） 令和元年6月25日

（財務専門部会） 令和元年6月（書面審議）

- ・部会長等の選出、役割分担（担当高等専門学校）の決定、平成30年度評価部会に関するスケジュールについて審議

第2回 評価部会、財務専門部会

（第1部会） 令和元年8月29日

（第2部会） 令和元年8月26日

（財務専門部会） 令和元年8月16日

- ・書面調査による分析状況等、訪問調査関係確認事項について審議

第3回 評価部会、財務専門部会

（第1部会） 令和元年12月20日

（第2部会） 令和元年12月24日

（財務専門部会） 令和元年12月（書面審議）

- ・評価結果（原案）、今後のスケジュール等について審議

〔法科大学院〕

○ 法科大学院認証評価委員会

第1回 令和元年5月（書面審議）

- ・評価部会等の編成等について審議

第2回 令和元年9月12日

- ・法科大学院評価基準要綱の改定について審議

第3回 令和2年1月30日

- ・評価結果（案）、「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」に対する評価結果への付記事項等、法科大学院評価基準要綱の改定、令和2年度評価部会等の編成、法科大学院認証評価検討ワーキンググループの設置について審議

第4回 令和2年3月（書面審議）

- ・評価結果、「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」及び「対応状況報告書」の調査結果に対する評価結果への付記事項等、専門委員の選考、法科大学院評価基準要綱の改定について審議

○ 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

第1回 令和元年5月（書面審議）

- ・評価部会等の編成について審議

第2回 令和元年9月12日

- ・書面調査による分析結果、法科大学院評価基準要綱の改定について審議

第3回 令和2年1月30日

I-1 大学等の評価

- ・評価結果（案）、「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」に対する評価結果への付記事項等、法科大学院評価基準要綱の改定、令和2年度評価部会等の編成、法科大学院認証評価検討ワーキンググループの設置について審議

第4回 令和2年3月（書面審議）

- ・評価結果、「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」及び「対応状況報告書」の調査結果に対する評価結果への付記事項等、専門委員の選考、法科大学院評価基準要綱の改定について審議

○ 法科大学院認証評価委員会評価部会

第1回 令和元年6月27日

- ・評価部会長及び副部会長の選任、評価部会に関するスケジュール、授業科目調査、成績分布一覧、試験問題・答案、法律科目試験の確認、訪問調査スケジュールについて審議

第2回 令和元年8月28日

- ・教員組織調査結果、書面調査による分析結果、答案等の確認を要する学生の指定、訪問調査スケジュールについて審議

第3回 令和元年12月9日

- ・評価結果（原案）について審議

○ 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

第1回 令和元年8月（書面審議）

- ・部会長・副部会長の選任、教員の授業科目適合性の調査について審議

○ 法科大学院認証評価委員会年次報告書等専門部会

第1回

（第1部会） 令和元年9月9日

（第2部会） 令和元年9月4日

- ・部会長・副部会長の選任、法科大学院「年次報告書」及び「対応状況報告書」の調査結果について審議

I-2 認証評価委員等に対する研修

評価担当者に対する研修については、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図りつつ、認証評価等の目的、内容及び方法等に関する研修を実施し、質疑応答や意見交換等により、評価担当者の共通認識を深めた。

【研修の実績】

事項	大学	高等専門学校	法科大学院
参加人数	53人	27人	8人
アンケート結果			
認証評価の理解度	3.6	3.57	3.75
説明の分かりやすさ	3.3	2.95	3.75

資料の分かりやすさ	3.1	3.29	3.75
説明内容の分量	3.4	3.19	3.75
進行の適切性	(設問無)	2.95	3.75
研修会の満足度	3.3	3.19	3.75
回答率	47%	100%	57%

※アンケート結果は、各設問に対する4段階評定の平均値である

ウ 認証評価 検証と改善

「評価事業連絡会議検証ワーキンググループ」において、令和元年度認証評価対象校及び評価担当者に対して実施したアンケートの検証結果について報告、アンケートに寄せられた意見を受け、説明会における理解向上を図るなど、評価システムの改善に努めた。

また、2巡目（平成24年度～平成30年度）に実施した大学機関別認証評価について、3月31日付けで検証報告書をウェブサイトに掲載・公表した。

○評価に関する検証ワーキンググループ開催日程：

第1回：6月24日、第2回：9月18日、第3回：12月12日、第4回：2月28日

『大学機関別認証評価2巡目に関する検証結果報告書』

https://www.niad.ac.jp/media/006/202003/no6_12_R1kensyohokoku_daigaku.pdf

エ 認証評価 先導的役割

認証評価事業の今後の在り方を検討する「認証評価事業の将来検討タスクフォース」（平成27年9月設置）においてとりまとめた中間報告に基づき、機構は、中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた議論の状況等を踏まえつつ、認証評価制度全体の質の保証・向上を担う先導的な機能をより重視し、我が国の認証評価を発展させていくための取組を行った。

また、評価全体の改善に資するため先導的な取組として、認証評価とは別に大学及び高等専門学校の求めに応じて機構が独自に行う機関別選択評価を実施した。

オ 法科大学院認証評価

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における議論など、政府における法曹養成制度の動向把握に努めた。

タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供、オンラインストレージを利用した資料の事前送付等の取組により経費の削減と業務の効率化を図った。

令和4年度から開始する機構における4巡目の評価に向けて、運営費交付金負担割合の削減にも資するよう、評価基準や評価方法の見直し、評価実施体制のスリム化等について検討を行った。

(選択評価)

② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価

- ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

自己評価 B

評価全体の改善に資するため先導的な取組として、認証評価とは別に大学等の求めに応じて機構が独自に行う機関別選択評価を実施し、評価結果を通知するとともに公表した。

実績・参考データ

ア 選択評価の実施

イ 評価担当者の研修

大学からの求めに応じて、教育の国際化の状況（1校）について、機構が定める基準に従って選択評価を行う体制を整備した。

また、高等専門学校については、研究活動の状況（11校）、地域貢献活動等の状況（11校）について、選択的評価事項に係る評価を行う体制を整備した。

大学及び高等専門学校からの求めに応じて機構が行う、研究活動の状況、地域貢献活動等の状況、教育の国際化の状況について、以下のとおり、評価（大学機関別選択評価及び高等専門学校選択的評価事項に係る評価）を行った。

① 書面調査（令和元年9月まで）

評価対象の大学及び高等専門学校から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等を踏まえ、機構の定める各評価項目に基づき、当該大学及び高等専門学校が有する目的の達成状況を中心に分析を行い、分析結果の整理及び訪問調査における調査内容の検討を行った。

② 訪問調査（令和元年9月から12月まで）

書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項を中心として、各対象大学及び高等専門学校関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

③ 評価結果の審議等（令和2年3月まで）

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、専門部会及び大学機関別認証評価委員会・高等専門学校機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果（案）をとりまとめ、

当該大学及び高等専門学校に通知し、すべての対象大学及び高等専門学校からの意見の申立ての有無に係る回答を受け、評価結果を確定した。

④ 評価結果の通知・公表（令和2年3月）

対象大学、高等専門学校及びその設置者に対して、対象大学及び高等専門学校の各評価事項における目的の達成状況を評価結果として通知するとともに、評価結果を「令和元年度大学機関別選択評価実施結果報告」及び「令和元年度高等専門学校選択的評価事項に係る評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。

次年度に実施する評価について、大学及び高等専門学校に向けて、評価説明会と自己評価担当者の研修（大学：令和元年6月、高等専門学校：令和元年9月）を実施した。

次年度に実施する評価（高等専門学校選択的評価事項に係る評価）について、9月末までに高等専門学校（12校）から申請を受け付けた。

【評価の実施状況】

〔大学〕

- 評価対象大学
 - ・ 選択評価事項C「教育の国際化の状況」
（国立1大学） 九州工業大学

〔高等専門学校〕

- 評価対象高等専門学校
 - ・ 選択的評価事項A「研究活動の状況」
（国立11校） 釧路工業高等専門学校、一関工業高等専門学校、茨城工業高等専門学校、福井工業高等専門学校、和歌山工業高等専門学校、徳山工業高等専門学校、高知工業高等専門学校、有明工業高等専門学校、佐世保工業高等専門学校、都城工業高等専門学校、鹿児島工業高等専門学校
 - ・ 選択的評価事項B「地域貢献活動等の状況」
（国立11校） 釧路工業高等専門学校、一関工業高等専門学校、茨城工業高等専門学校、福井工業高等専門学校、和歌山工業高等専門学校、徳山工業高等専門学校、高知工業高等専門学校、有明工業高等専門学校、佐世保工業高等専門学校、都城工業高等専門学校、鹿児島工業高等専門学校

【評価の受付状況】

〔高等専門学校〕

- 評価対象高等専門学校
 - ・ 選択的評価事項A「研究活動の状況」
（国立11校） 鶴岡工業高等専門学校、木更津工業高等専門学校、東京工業高等専門学校、岐阜工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、舞鶴工業高等専門学校、松江工業高等専門学校、呉工業高等専門学校、宇部工業高等専門学校、弓削工業高等専門学校、北九州工業高等専門学校
 - ・ 選択的評価事項B「地域貢献活動等の状況」
（国立12校） 鶴岡工業高等専門学校、木更津工業高等専門学校、東京工業高等専門学校、岐阜工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、

I-1 大学等の評価

舞鶴工業高等専門学校、松江工業高等専門学校、呉工業高等専門学校、
宇部工業高等専門学校、弓削工業高等専門学校、
久留米工業高等専門学校、北九州工業高等専門学校

【令和元年度に実施した評価の公表】

○令和元年度 大学機関別選択評価の評価結果（1大学分）

URL:https://www.niad.ac.jp/evaluation/selection_evaluation/se_university/daigakukika_hyokakekka/r_1.html

○令和元年度 選択的評価事項に係る評価実施結果報告(11高等専門学校分)

URL:https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyokakekka/r_1.html

ウ 評価の検証・改善

「評価事業連絡会議検証ワーキンググループ」において、令和元年度認証評価対象校及び評価担当者に対して実施したアンケートの検証結果について報告、アンケートに寄せられた意見を受け、説明会における理解向上を図るなど、評価システムの改善に努めた。

○評価に関する検証ワーキンググループ開催日程：

第1回：6月24日、第2回：9月18日、第3回：12月12日、第4回：2月28日

(国立大学法人評価)**(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価**

- ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、4年目終了時評価の実施に向けて、評価実施体制やシステム関連等の整備を行う。また、法人及び評価者に対して説明会等を実施する。
- イ 第3期中期目標期間終了時評価に備えて、制度設計等の検討を行う

自己評価 B

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における4年目終了時評価に向け、評価実施体制やシステム関連の整備等を計画的に進めた。また、第3期中期目標期間終了時評価についても制度設計等の検討を行った。

実績・参考データ

国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、文部科学大臣が定めた中期目標の達成状況について文部科学省国立大学法人評価委員会の評価を受けることになっている。機構はこの評価委員会から要請を受け、業務実績のうち教育研究状況について評価を実施している。令和元年度は、第3期中期目標期間（平成28年度～令和3年度）の教育研究の評価に向け準備を進めた。

ア 国立大学法人評価 4年目終了時評価に向けた準備**a. 評価実施体制の整備**

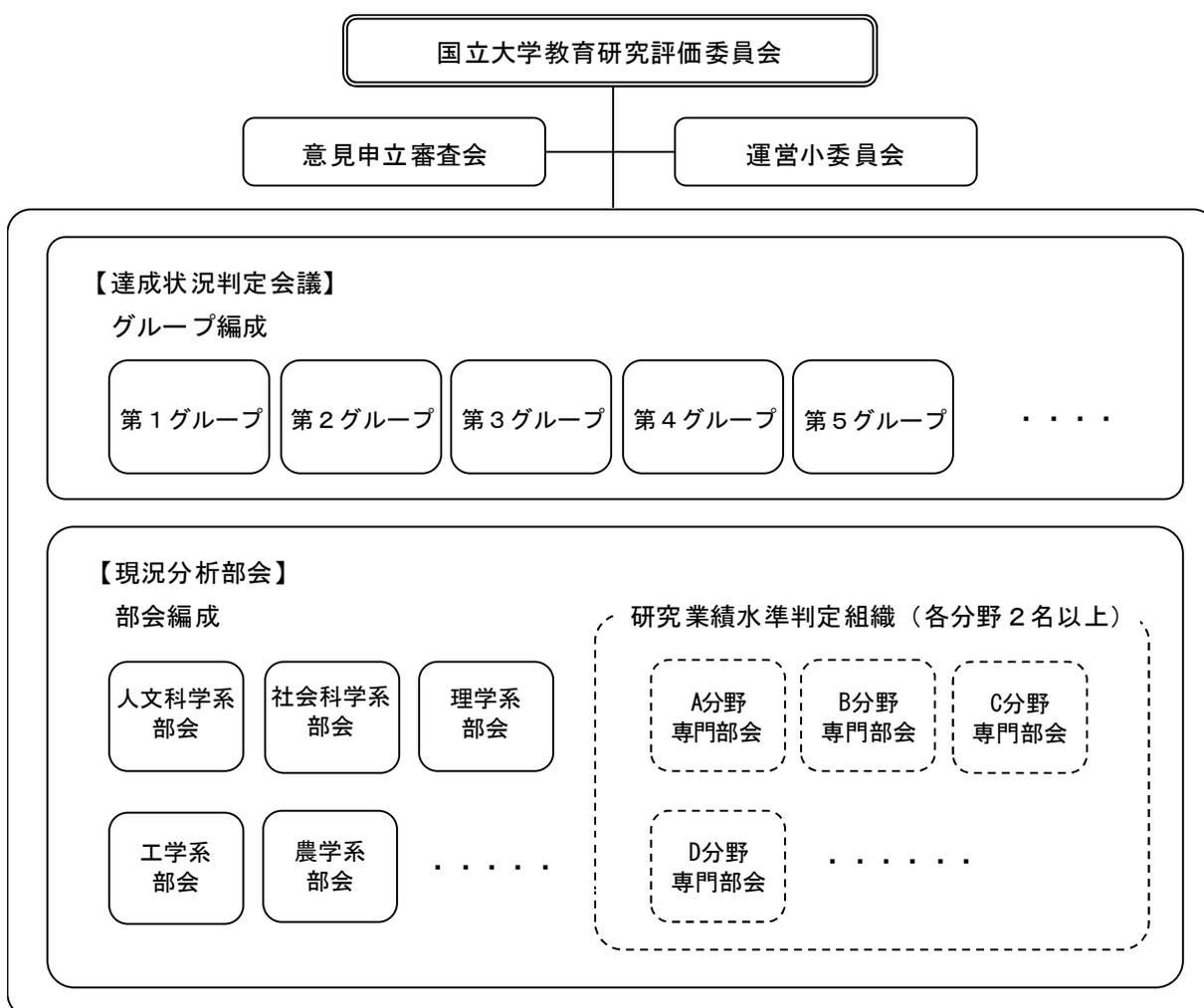
4年目終了時評価の実施に向けて、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等の有識者からなる国立大学教育研究評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、達成状況判定会議及び現況分析部会とその下に研究業績水準判定組織を編成した。

評価委員会	評価委員15人
達成状況判定会議 (8グループ)	専門委員164人 (また、上記評価委員のうち8人が参画)
現況分析部会 (11の学系部会※)	専門委員239人
研究業績水準判定組織 (67の専門部会)	専門委員614人

※ 学系部会：人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合文系、総合理系、総合融合系、大学共同利用機関

I-1 大学等の評価

【4年目終了時評価の実施体制】



b. システムの整備

研究業績水準判定に関するシステムとして、研究業績水準判定支援システム及び引用情報等提供システムを開発し、1月から各法人向けに提供を開始した。また、達成状況評価及び現況分析に関するシステムとして書面調査システムの開発を進め、法人向けに係る機能まで開発を完了した。

c. 法人及び評価者に対する説明会等の実施

「現況調査表ガイドライン」及び「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するQ&A」等について、5月から6月にかけて11学系の学系別検討チームを開催するなど、具体的な記載内容等について検討を行い、6月開催の国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループを経て、7月開催の国立大学教育研究評価委員会において決定し、7月12日に公表した。

<法人に対する説明会>

各法人の事務担当者に対して「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」、「現況調査表ガイドライン」、「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するQ&A」などについて、7月31日に東京、8月1日に大阪にて「国立大学法人等評価実務担当

者説明会」を実施した。なお、参加者は、全90法人313人となった。

また、10月28日から11月22日にかけて全90法人349人の事務担当者に対して、具体的な実績報告書の作成方法等の共有を図るため、8ブロックに分けて「評価実務担当者研修会」を開催した。

＜評価者に対する研修＞

評価者に対して、共通理解の下で公正、適切かつ円滑に職務を遂行できるよう令和2年3月に評価者研修を実施する予定としていたが、新型コロナウイルスの影響を考慮し、集合での開催に代えて、すべて動画配信で実施することとした。

令和2年3月に研究業績水準判定組織について動画を配信し、研修を開始した。

達成状況判定会議及び現況分析部会については、評価の開始時期に合わせて令和2年4月に評価者へ配信できるよう準備を進めた。

イ 国立大学法人評価 中期目標期間終了時評価に向けた準備

- ・ 第3期中期目標期間終了時評価に備えて、4年目終了時評価の検証の実施に向け、評価事業連絡会議検証WGにて検証方法等の方針をとりまとめた。
 - ・ 中期目標期間終了時評価の制度設計等については、第3期4年目終了時評価に関する制度設計を踏まえ、検証方法等の方針に基づき4年目終了時評価の検証結果を中期目標期間終了時評価の制度設計等にフィードバックすること、及びそのスケジュールを確認し、検討を開始した。
- 国立大学教育研究評価委員会
- 第54回 令和元年7月8日
- ・ 現況調査表ガイドライン、教育研究の状況についての評価に関するQ&Aについて審議した。
- 第55回 令和元年10月10日
- ・ 達成状況評価及び現況分析における共通方針等について、審議した。
- 第56回 令和2年2月5日
- ・ 達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織の編成、運営小委員会及び意見申立審査会の構成員の選任方針について審議した。
- https://www.niad.ac.jp/about/conference/evaluation_conference/kokuritu/
- 国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ
- 第1回 令和元年6月26日、第2回 令和元年10月4日、第3回 令和2年1月29日
- ・ 第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価方法等について審議
- 国立大学教育研究評価委員会学系別検討チーム
- 実施期間：令和元年5月下旬から6月上旬にかけて、11の学系別に開催
- ・ 第3期中期目標期間における教育研究の水準判定に係る「学系別の記載項目」に関する検討
- 第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「Q&A」の改訂について(令和2年3月)
- https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h29/entry-4012.html

I-1 大学等の評価

- 第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「Q&A」の改訂について（令和2年1月）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h29/entry-3947.html
- 「国立大学法人等評価実務担当者研修会」の実施について（令和元年10月、11月）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h29/entry-3922.html
- 第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「Q&A」及び「評価作業マニュアル」の改訂について（令和元年10月）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h29/entry-3890.html
- 「国立大学法人等評価実務担当者説明会」の実施について（令和元年7月、8月）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h29/entry-3832.html
- 第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「現況調査表ガイドライン」、「Q&A」を決定及び「評価実施要項」、「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」の改訂について（令和元年7月）
https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanren_h29/entry-3798.html

I - 2 国立大学等の施設整備支援

<年度計画>

(1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

- ア 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
 - イ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。
- また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。
- なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

② 資金の調達

- ア 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
- イ その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ウ 民間資金の調達に当たり、IR（インベスター・リレーションズ）活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。

③ 債務の償還

- 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実にを行う。
- また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。

④ 調査及び分析

- 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学附属病院の財務状況や経営状況に係る調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

① 施設費の交付

- 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保

- 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。
- また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

- 中長期的視点からの財源確保に関し、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら、不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

- 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実にを行う。

② 旧特定学校財産の管理処分

- ア 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、国立新美術館用地として、同法人に措置される予算の範囲内で分割して売却する。未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付を継続する。
- イ 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

(1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

- ア 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- イ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。
また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。
なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

② 資金の調達

- ア 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
- イ その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ウ 民間資金の調達に当たり、I R（インベスター・リレーションズ）活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。

③ 債務の償還

貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。

また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。

④ 調査及び分析

機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学附属病院の財務状況や経営状況に係る調査、分析を行う。

自己評価 A

文部科学省の施設整備計画に基づき、国立大学附属病院の施設整備等に必要な資金を貸し付けるとともに債務の償還も滞りなく確実に行った。

特に貸付けについては、令和元年度の財政融資資金の融通条件が変更されたことに伴い、貸付メニューを増やし国立大学法人の財務状況を踏まえた多様なニーズに対応する新たな仕組みを作るとともに、この変更により大学附属病院の設備整備計画に支障が生じないよう、機構債券を例年より10億円増額発行して資金調達を行い、希望する大学に対して償還に1年の据置期間を設ける機構独自の支援を行った。

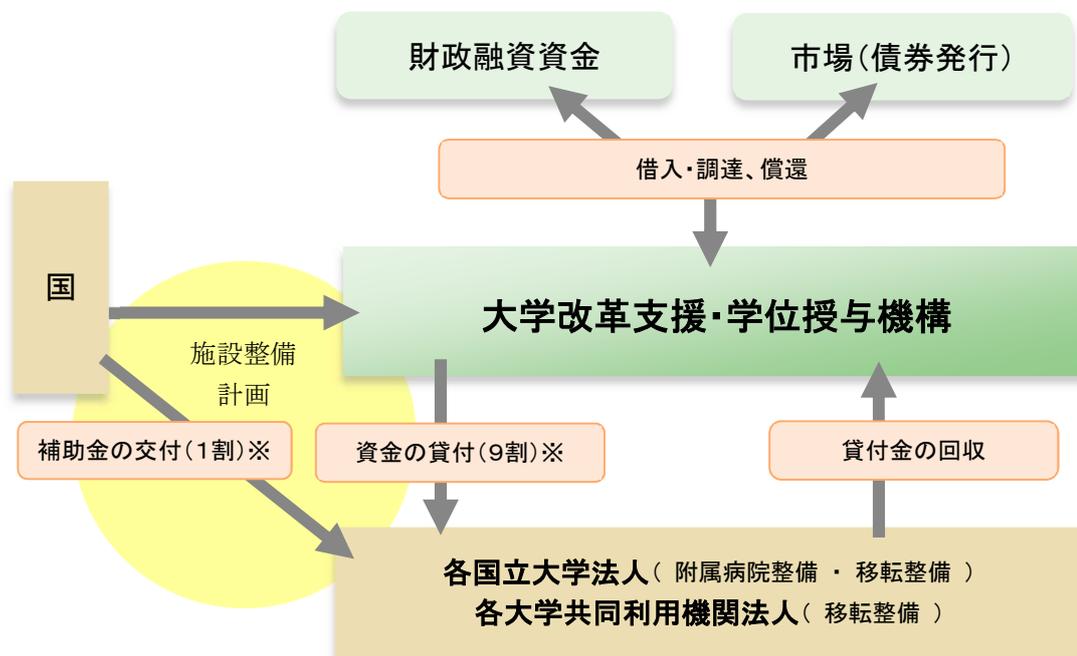
債券発行による資金調達については、信用格付を前年度より1機関増の2機関からそれぞれ「AA」（信用力は極めて高く、優れた要素がある）、「AAA」（債務履行の確実性が最も高い）を取得したことに加えて、ソーシャル・ファイナンスに関する評価では最上位の評価である「Social1」を取得し、機構の事業及び債券における社会的意義や管理・運営・透明性について高く評価された。また、I R（インベスター・リレーションズ）活動については、個別投資家訪問を計画の5箇所に対して31箇所実施した。

これらの取組により投資家の需要を集め、例年より10億円増額した60億円を調達することができた。

今回の取組は、多様な財源による安定的な国立大学法人の附属病院整備の支援の可能性を広げるものとなった。

実績・参考データ

○ 貸付事業の流れ



※設備整備計画については資金の貸付のみ。

○ 貸付事業の貸付メニュー

令和元年度の貸付メニュー

区分	貸付	据置	償還	利率
施設	30年	5年	25年	財投同率
	15年	1年	14年	
設備	10年	なし※	10年	財投+上乘
	5年	なし※	5年	

※設備整備については、希望する大学に対して、激変緩和措置として1年の据置期間を設定。

(参考) 平成30年度までの貸付メニュー

区分	貸付	据置	償還	利率
施設	25年	5年	20年	財投同率
設備	10年	1年	9年	財投+上乘

I-2 国立大学等の施設整備支援

① 施設費の貸付

機構では、文部科学省の定めた施設整備計画に従い、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し附属病院整備等に必要な資金を貸し付けている。この施設整備計画により対象機関・事業・事業費が定められ、附属病院施設整備の場合は、総事業費の1割を文部科学省が補助金として交付し、9割を機構が貸付けている。

令和元年度は、以下のとおり施設費を貸付けた。特に令和元年度の財政融資資金の融通条件の変更に伴い、激変緩和のため、機構独自の支援として設備の償還に1年間の据置期間を設け、希望する国立大学法人へ貸付けを行った。

○ 令和元年度施設費貸付事業

(単位：百万円)

	当初計画額	貸付実績額
施設	(23法人/48事業) 32,770	(23法人/46事業) 22,296
設備	(23法人/24事業) (うち1年据置、8法人/8事業) 22,780	(23法人/24事業) (8法人/8事業) 22,530
合計	(31法人/72事業) 55,549	(31法人/70事業) 44,827

○ 貸付けの審査

「施設費貸付事業貸付審査会」を開催し、借入事業要求時（概算要求時）、借入認可申請時（四半期毎）、国立大学法人からの借入申込時（月毎）、文部科学大臣による財務諸表承認時の4つの段階で、事業目的・内容、償還能力、担保力及び教育・研究・診療等の公的使命を果しているか等を総合的に審査した。

また、償還確実性の確保については、詳細に財務状況が確認できるよう貸付けの規則を改定し、令和元年度からより精度の高い審査が実施できる体制を構築した。

貸付審査会（令和元年度14回開催）

開催回	開催日	議 事
第1回	平成31年4月12日	1. 2019（平成31）年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費貸付事業について 2. 平成31年度附属病院施設整備費等貸付計画調（施設費貸付金）について 3. 第1・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について 4. 1年の据置設定のために要する金額について
第2回	令和元年5月20日	1. 令和元年6月借入申込み時審査について 2. 第2・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について 3. 施設費貸付事業（設備整備）に係る貸付金利（令和元年6月～令和2年2月）の決定について
第3回	令和元年6月26日	1. 令和元年7月借入申込み時審査について 2. 施設費貸付事業収支状況の確認について

第4回	令和元年7月3日	1. 令和2年度借入事業要求時審査 2. 令和元年8月借入申込み時審査について
第5回	令和元年8月22日	1. 令和元年9月借入申込み時審査について 2. 第3・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について 3. 運用手続きに関する申し合わせの改定について
第6回	令和元年8月29日	1. 『「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構施設費貸付規則」及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構施設費貸付事業審査基準」運用手続きに関する申し合わせ』の改定について
第7回	令和元年9月24日	1. 令和元年10月借入申込み時審査について 2. 施設費貸付事業（設備整備）に係る貸付金利（令和元年10月～令和2年2月）の決定について 3. 施設費貸付事業に係る見直し金利（令和元年9月20日見直し分）の決定について
第8回	令和元年10月25日	1. 令和元年11月借入申込み時審査について 2. 平成30年事業年度貸付後の確認（事業状況等の確認）について
第9回	令和元年11月20日	1. 令和元年12月借入申込み時審査について 2. 第4・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について
第10回	令和元年11月28日	1. 『「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構施設費貸付規則」及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構施設費貸付事業審査基準」運用手続きに関する申し合わせ』の改定について
第11回	令和元年12月20日	1. 令和元年度1月借入申込み時審査について 2. 施設費貸付事業収支状況の確認結果（令和元年12月現在）について
第12回	令和2年1月20日	1. 令和元年度2月借入申込み時審査について
第13回	令和2年2月26日	1. 令和元年度3月借入申込み時審査について
第14回	令和2年3月13日	1. 財務省からの融通条件（大学病院設備整備 償還期限5年以内）提示に伴う、機構から大学への融通条件の決定について 2. 施設費貸付事業に係る貸付金利（令和2年3月）及び見直し金利（令和2年3月20日見直し分）の決定について 3. 令和2年度貸付審査会の体制・スケジュール等について

② 資金の調達

《長期借入れによる資金の調達》

施設費貸付事業の財源として、令和2年3月末までに、財政融資資金から40,856百万円の長期借入れを行った。

《債券発行による資金の調達》

第4回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券（5年債・60億円）を令和2年2月に発行した。このうち、財政融資資金の融通条件の変更に対応するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券を例年より10億円増額して発行し、1年の据置期間を設けるために必要な資金を調達した。発行に向けては、9月に主幹事証券会社及び受託会社、

I-2 国立大学等の施設整備支援

10月に格付機関の選定を行い、IR（インベスター・リレーションズ）資料を作成し、ウェブサイトへ掲載するとともに、11月から1月にかけて個別投資家訪問を行うなど、IR活動を積極的に実施した。

また、投資家向けの債券内容説明書を作成し公開することで、機構の事業内容や財務状況等の透明性の確保に努めた。債券発行のための信用格付については、前年度に引き続き、格付投資情報センター（R&I）からAA（信用力は極めて高く、優れた要素がある）を取得したことに加えて、日本格付研究所（JCR）からAAA（債務履行の確実性が最も高い）を取得した。

初の試みとしてソーシャル・ファイナンスに関する評価を日本格付研究所（JCR）から受審し、最上位の「Social 1」を取得し、機構の業務及び債券について高く評価されるとともにSDGs達成に貢献するものと評価された。

○ 令和元年度の資金調達実績

（単位：百万円）

区分	調達額			
	財政融資資金			債券発行
	借入額	前年度繰越借入額	計	
施設	18,264	4,032	22,296	—
設備	17,747	812	18,560	4,105
合計	36,012	4,844	40,856	4,105

※四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

※債券発行額は、既発行債券の償還分（895百万円）及び激変緩和措置分（1,000百万円）を加えると6,000百万円となる。

○ IR訪問実績

訪問日時	訪問先・件数
令和元年11月29日（金）	関東3箇所
令和元年12月3日（火）～4日（水）	東北5箇所
令和元年12月11日（水）～12日（木）	中国・四国5箇所
令和元年12月16日（月）～19日（木）	関東10箇所
令和2年1月10日（金）	関東2箇所
令和2年1月15日（水）	関東1箇所
令和2年1月16日（木）～17日（金）	中部5箇所
計	31箇所

○ IR資料<抜粋>

投資家の皆様へ
令和元年度

大学改革支援・学位授与機構について





独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構
National Institution for Academic Degree and Quality Enhancement of Higher Education

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券について

● 機構の位置づけ

- 大学等の教育・研究活動の評価、国立大学等の施設整備支援、大学以外の高等教育段階での学習成果の評価に基づく学位授与等を行う政策執行機関

● 信用力のポイント

- 全額政府出資**
- 貸付対象である国立大学附属病院は、我が国の医療及び教育政策上重要な役割を果たしており、貸付先の国立大学法人の信用力は高く、**毀損実績は1件も発生していない**

● 債券の性質

- 格付：AA (R&I) (取得見込み)
今年度はJCRからも格付を取得する見込み
- BISリスクウェイト：10%
- 本債券の債権者は、機構法の定めるところにより、当機構の財務について、他の債権者に先立って自己の債権の返済を受ける権利を有する
- 一般債権者制度に対応
- 資金使途：全額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第2号に定める施設整備費等のうち、国立大学法人の附属病院の医療設備の改善に必要な資金貸付の一部及び機構法第19条第2項で定める債券の償還に充当

● 地域医療及び教育への貢献

- 地域医療における「先進医療の提供と、地域の急性期医療対応」のための施設及び設備整備支援
- 我が国の教育分野において重要な役割を担う国立学校法人に対する施設及び設備整備支援



ステークホルダーにさらなる貢献のできる病院へ

設備整備

- 窓口設備の緩和
- 快適な入所環境の提供

医療機器の設置

- 患者ニーズへの対応
- 先進医療の提供

多目的デジタルX線TVシステム

ハイブリッド手術対応型X線血管造影システム手術室

26

I-2 国立大学等の施設整備支援

○ ソーシャル・ファイナンス評価<抜粋>

(ソーシャルファイナンス・フレームワーク)

News Release JCR
**独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構の
 ソーシャルファイナンス・フレームワークに
 Social 1(F)を付与**

株式会社日本信用研究所 (JCR) は、以下のとおりソーシャルファイナンス・フレームワーク評価の結果を公表します。

評 価 対 象 : 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構
 ソーシャルファイナンス・フレームワーク

<ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	Social 1 (F)
ソーシャル性評価 (適合度)	s1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章 評価の概要

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 (本機構) は、2016年4月1日に、大学評価・学位授与機構と国立大学評価・認定センターの統合により発足した。本機構は、教育研究の質を高めるための大学等自らの活動を支援するとともに、高等教育段階における学習の成果としての学位が適切に認められ評価されるように努め、大学等と連携して社会からの期待と信頼にこたえらるる高等教育の実現を目指して取り組んでいる。これらの取組を達成するために、本機構では、評価事業、施設費貸付・交付事業、学位授与事業、質保証連携および大学改革支援や学位に関する調査研究を実施している。

今回の評価対象は、本機構が独立行政法人大学改革支援・学位授与機構を母体とした財団法人からの個人会により譲渡する事業を、社会貢献度の高い領域に限定するために定めたソーシャルファイナンス・フレームワーク (本フレームワーク) である。本フレームワークがソーシャルボンド原則 (2018年版) 1および2の目標に適合しているかを評価を行う。ソーシャルボンド原則1については、国際資本市場協会が自主的に公表している「原則」で定めてはいるが、厳格な取組を伴うものではない。また、明示的に事業を実施した原則ではないが、評価時点においてソーシャル性を判断する際に適用されている他のアプローチを調査が存在しないことから、ソーシャルボンド原則1および

1 | www.jcr.or.jp/capital-market-research/ | ソーシャルボンド評価 2018年版
 5/16
<https://www.jcr.or.jp/>

(債券)

News Release JCR
**独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構の
 第4回大学改革支援・学位授与機構債券に
 Social 1を付与**

株式会社日本信用研究所 (JCR) は、以下のとおりソーシャルボンド評価の結果を公表します。

評 価 対 象 : 第4回大学改革支援・学位授与機構債券
 分 類 : 一般社債付債券
 発 行 額 : 44億円
 利 率 : 0.007%

発 行 日 : 2019年2月28日
 償 還 日 : 2025年2月28日
 償 還 方 法 : 満期一括償還
 発 行 機 構 : 国立大学改革支援における施設整備費等貸付事業のための新発債付およびファイナンス

<ソーシャルボンド評価結果>

総合評価	Social 1
ソーシャル性評価 (適合度)	s1
管理・運営・透明性評価	m1

第1章 評価の概要

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 (本機構) は、2016年4月1日に、大学評価・学位授与機構と国立大学評価・認定センターの統合により発足した。本機構は、教育研究の質を高めるための大学等自らの活動を支援するとともに、高等教育段階における学習の成果としての学位が適切に認められ評価されるように努め、大学等と連携して社会からの期待と信頼にこたえらるる高等教育の実現を目指して取り組んでいる。これらの取組を達成するために、本機構では、評価事業、施設費貸付・交付事業、学位授与事業、質保証連携、および大学改革支援や学位に関する調査研究を実施している。

5/16
<https://www.jcr.or.jp/>

③ 債務の償還

国立大学法人への貸付金債権については、貸付先に払込通知書を発行・送付するとともに、財務状況等の確認を行い確実に回収し、財政融資資金等への長期借入金債務への償還を行った (回収及び償還は毎年度9月3月)。

令和元年度の国立大学法人からの債権回収率及び財政融資資金等への債務償還率は100%となっている。

また、貸付先訪問調査 (現地調査) については、令和元年12月に計画5箇所を上回る6箇所の施設費貸付事業の執行状況の確認や法人からの意見聴取等を行った。

○ 令和元年度の債権回収実績

(単位: 百万円)

元金回収額	年度末 債権額	利子回収額
38,923	607,234	2,123

I-2 国立大学等の施設整備支援

○ 令和元年度の債務償還実績

(単位：百万円)

区分	前年度末 債務残高	借入額	前年度 繰越借入額	元金償還額	年度末 債務残高	利子支払額
財政融資 資金	576,330	36,012	4,844	34,846	582,340	1,997
債券	25,000	6,000	—	5,000	26,000	17
計	601,330	42,012	4,844	39,846	608,341	2,014

※四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

※国立大学法人からの元金回収額と財政融資資金等への元金償還額の差額は、債券発行により充当している。

※国立大学法人からの利子回収額と財政融資資金等への利子支払額の差額は、債券に係る利子支払額及び債券発行諸費用に充当している。

○ 令和元年度現地調査実績（施設費貸付事業）

No.	法人名	調査日
1	弘前大学	令和元年12月5日（木）
2	大阪大学	令和元年12月6日（金）
3	東北大学	令和元年12月16日（月）
4	東京医科歯科大学	令和元年12月19日（木）
5	信州大学	令和元年12月23日（月）
6	金沢大学	令和元年12月23日（月）

④ 調査及び分析

附属病院を有する42大学に対して令和元年5月から7月にかけてヒアリングを行い、「施設費貸付規則」に規定する「完済までの収支計画」の様式等を見直した。

当該様式等を見直した結果、より高い精度で国立大学附属病院の財務状況や経営状況を把握することが可能となり、より正確な分析に基づく貸付審査を行うことが可能となった。

(2) 施設費交付事業

① 施設費の交付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保

施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

中長期的視点からの財源確保に関し、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら、不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

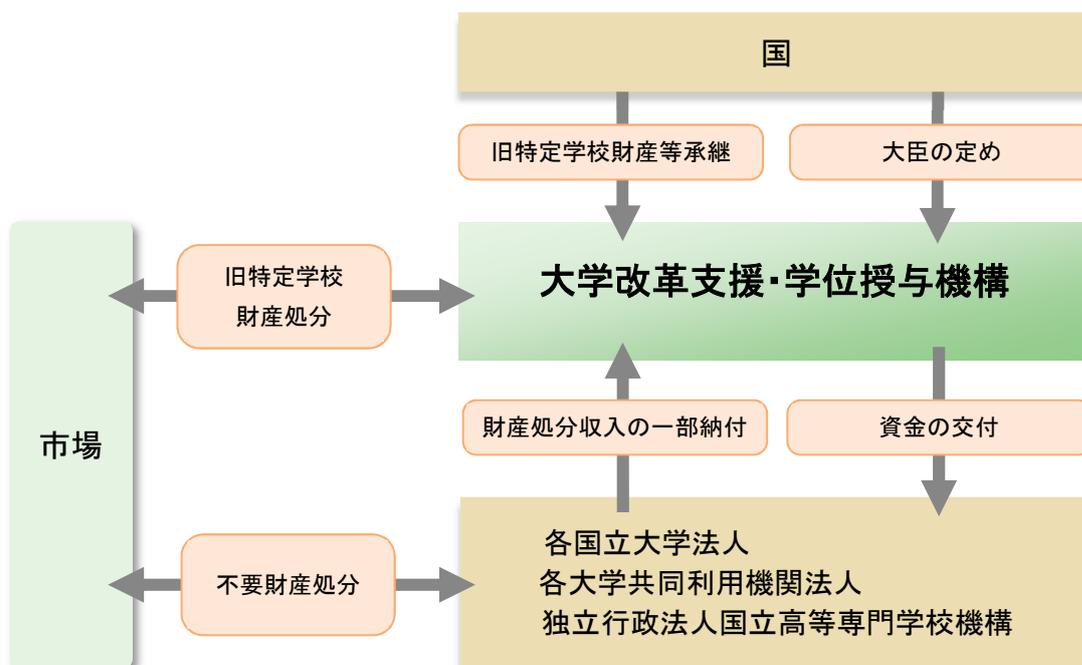
自己評価 B

文部科学省の施設整備計画に基づき、国立大学法人等に施設整備等に必要な施設費を交付した。また、事業の適正な実施を確保するため、13箇所の交付先訪問調査（現地調査）を実施し、当初計画どおりに実施又は完了しその後も適切にその効果が機能していることを確認した。

将来の交付事業の財源を確保するため資産の実態調査を行い、その調査結果について文部科学省へ提出し情報の共有を図った。

実績・参考データ

○ 交付事業の流れ



① 施設費の交付

文部科学省の施設整備計画に従い、国立大学法人、大学共同利用機関、国立高等専門学校に対し施設整備に必要な資金を交付している。
令和元年度は、以下のとおり施設費を交付した。

○ 令和元年度施設費交付事業

令和元年度	法人数	事業数	交付金額
当初計画	90	91	38億円
交付実績	90	91	38億円

○ 交付件数・金額の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法人数	90	90	90	90	90
事業数	90	90	90	90	91
交付金額	55億円	39億円	38億円	38億円	38億円

② 交付対象事業の適正な実施の確保

施設費交付事業では交付した施設費の不正申請・不正使用の防止、交付決定の適正化を図った。

併せて各法人の施設担当部課長等が集まる文部科学省主催「国立大学法人等施設整備に関する説明会（年3回）」において、施設費交付事業を適正に実施するために必要な事項を説明し適正な実施について周知を行った。

また、交付事業の適正な実施を確保するため、交付先訪問調査（現地調査）を実施し、事業の執行状況の確認や法人からの意見聴取等を行った。

○ 令和元年度現地調査実績（施設費交付事業）

No.	法人名	調査日
1	東京海洋大学	令和元年11月29日（金）
2	弘前大学	令和元年12月5日（木）
3	滋賀大学	令和元年12月5日（木）
4	大阪大学	令和元年12月6日（金）
5	東北大学	令和元年12月16日（月）
6	宮城教育大学	令和元年12月17日（火）
7	東京医科歯科大学	令和元年12月19日（木）
8	信州大学	令和元年12月23日（月）
9	金沢大学	令和元年12月23日（月）
10	北陸先端科学技術大学院大学	令和元年12月24日（火）

I - 2 国立大学等の施設整備支援

11	国立高等専門学校機構 (小山工業高等専門学校)	令和2年1月23日(木)
12	国立高等専門学校機構 (群馬工業高等専門学校)	令和2年1月27日(月)
13	国立高等専門学校機構 (沼津工業高等専門学校)	令和2年1月30日(木)

③ 交付事業の財源の確保に関する調査等

施設費交付事業は、「国立学校特別会計から承継した財産」及び「国立大学法人等の不要財産処分収入の一定割合」を財源としている。このため、国立大学法人等が保有している資産（未利用の土地、建物及び資金等）について、交付先訪問調査（現地調査）の際に現地の視察及びヒアリング等を行い、国立大学法人に資産活用を促した。

また、文部科学省と調整して、財産処分対象となり得る資産の実態調査を令和2年2月に実施し、状況把握に努めるとともに、調査結果について文部科学省に情報提供を行った。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

② 旧特定学校財産の管理処分

ア 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、国立新美術館用地として、同法人に措置される予算の範囲内で分割して売却する。未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付を継続する。

イ 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

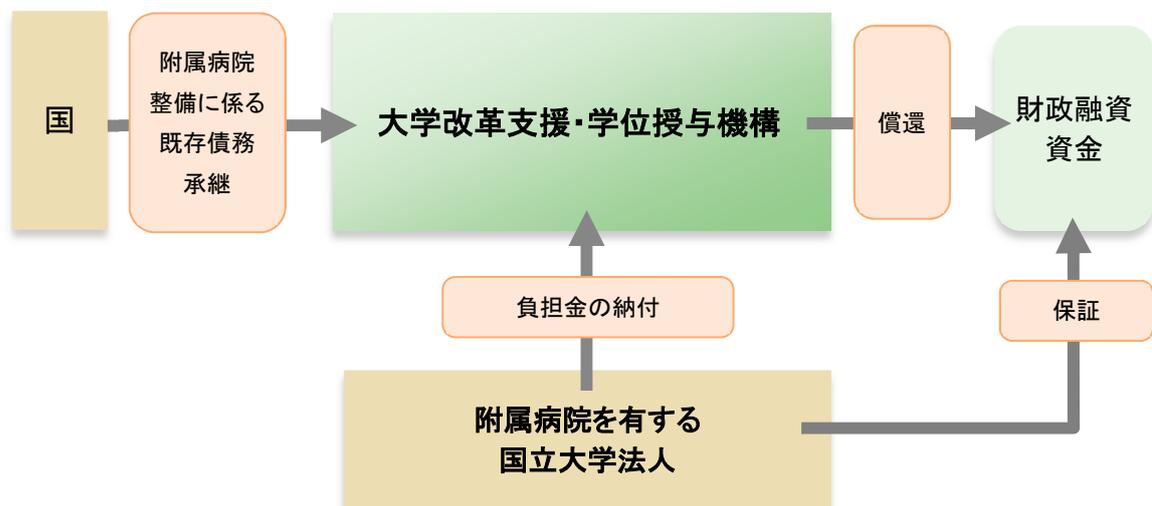
自己評価 B

国から承継した債務について、国立大学法人から計画的に回収し、財政融資資金へ債務償還を確実に行った。

また、国から承継した東京大学生産技術研究所跡地について、国立美術館に令和元年度分の面積を売却した。

実績・参考データ

○承継債務償還の流れ



① 承継債務の償還等の確実な実施

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、令和元年度分の国立大学法人からの債権の回収及び財政融資資金への債務の償還を確実に行った。（債権回収率・財政融資資金への債務償還率 100%）

I-2 国立大学等の施設整備支援

○ 令和元年度承継債務償還額

(単位：百万円)

	元金相当額	利息相当額	合計償還額
令和元年度	28,485	1,678	30,163

○ 承継債務残高の推移

(単位：億円)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
債務残高	2,426	2,019	1,642	1,312	1,027

② 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した東京大学生産技術研究所跡地（29,974.81㎡）について、平成19年度から独立行政法人国立美術館に分割して売却を行っている。

令和元年度は、565.72㎡を1,381百万円で売却した。

これにより、売却した総面積は27,403.98㎡となり、全体の91.42%となった。

未売却の土地については、同法人と使用契約を締結し、土地面積に応じた使用料を徴収した。売却完了時期は、令和6年度の見込みである。

○ 東京大学生産技術研究所跡地の売却等

年度	土地全体 評価額	土地全体 面積	売却額	既売却 面積	当該年度 売却面積	未売却 面積	当該年度 売却持分 比率	売却持分 累計比率	未売却 持分 比率
元 年 度	73,170 百万円	29,974.81 ㎡	1,381 百万円	26,838.26 ㎡	565.72 ㎡	2,570.83 ㎡	1.89%	91.42%	8.58%

○ 処分後の財産の利用状況

平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」として位置づけられ、事業者として選定されている三菱地所レジデンス株式会社を代表とするグループが事業を進めているところであり、令和2年7月に事業完了予定見込である。

I - 3 学位授与

<年度計画>

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を引き続き推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

② 専攻科の認定

学校教育法第104条に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学士、修士又は博士の学位授与

認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与について、学士は、単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、単位修得状況や論文及び口頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

② 課程の認定

学校教育法第104条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

(3) 学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。

また、生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき、社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を引き続き推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

② 専攻科の認定

学校教育法第104条に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の特攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

自己評価 B

特例を含む単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、審査の上学位を授与した。また、電子申請の推進や不合格者に対する理由の通知など申請者に対する利便性の向上を図った。

認定申出のあった短期大学・高等専門学校を審査し、教育課程等が大学教育に相当する水準を有している専攻科として認定した。また、その水準が維持されているかについて対象校の審査を行った。

認定を受けた短期大学・高等専門学校の専攻科のうち特例適用の申出があったものを審査し特例を適用するものとして認定した。また、特例適用を受けるための水準が維持されているかについて対象校の審査を行った。

実績・参考データ

我が国で学位を授与できるのは大学と機構のみと法令で定められている。機構においては、高等教育段階の多様な学習成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学以外のさまざまな学習の成果を評価し、大学の学部・大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる学習者に学位を授与している。この学位授与は「単位積み上げ型による学位授与」と「省庁大学校修了者に対する学位授与」の2通りで行っている。

I-3 学位授与

①-1 単位積み上げ型の学位授与の実績

機構では、短期大学・高等専門学校卒業生や専門学校修了者等が大学の科目等履修生制度などを利用して大学と同等の学修を積み上げ、機構の試験・審査に合格した場合に学位を授与している。

令和元年度は単位積み上げ型により2,505人に学位を授与した。（特例適用による学位取得者も含む。）

< 令和元年度 単位積み上げ型の学位取得者数 > (人)

申請時期	申請者	学位取得者
4月期	315	273
10月期	2,318	2,232
合計	2,633	2,505

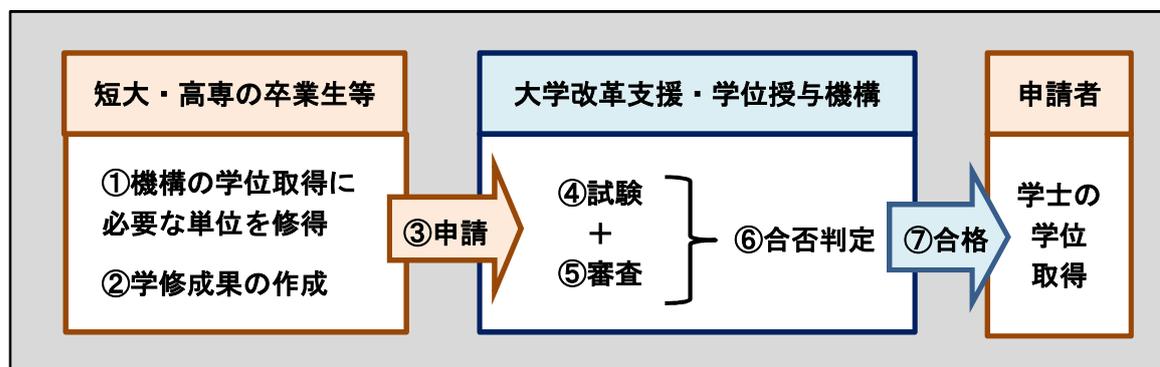
< 単位積み上げ型の学位取得者数 推移 > (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
文学	19 [5]	24 [6]	18 [4]	11 [1]	12 [2]
教育学	180 [69]	198 [96]	238 [133]	181 [108]	210 [114]
神学	1	1	0	0	0
社会学	3	3	2	1	1
教養	5	9	8	3	3
学芸	4	2	1	0	1
社会科学	1	3	1	2	1
法学	3	2	6	3	5
政治学	2	1	1	0	0
経済学	1	3	1	2	1
商学	1	1	1	0	0
経営学	8 [2]	16 [14]	10 [7]	11 [10]	3 [2]
理学	3	4	2	2	6
薬科学	0	2	1	2	1
看護学	423 [18]	458 [17]	437 [37]	479 [31]	483 [30]
保健衛生学	94 [12]	98 [11]	97 [10]	104 [11]	97 [12]
鍼灸学	3	2	2	1	2
口腔保健学	57 [28]	55 [23]	59 [26]	75 [34]	63 [25]
柔道整復学	0	0	1	1	2
栄養学	62 [18]	53 [15]	46 [27]	50 [33]	36 [20]
工学	1,549 [1,306]	1,426 [1,328]	1,433 [1,347]	1,596 [1,572]	1,469 [1,456]
芸術工学	1 [1]	0	0	0	0
商船学	18	12 [12]	12 [12]	16 [16]	13 [13]
農学	1	3	1	0	0
水産学	1	0	0	0	0
家政学	5	5	5	4	2
芸術学	90 [30]	86 [25]	83 [27]	68 [20]	94 [21]
体育学	2	0	0	0	0
合計	2,537 [1,489]	2,467 [1,547]	2,466 [1,630]	2,612 [1,836]	2,505 [1,695]

※ [] 内は特例適用による学位取得者数で内数

①-2 単位積み上げ型の学位授与 手順

単位積み上げ型の学位授与は4月期と10月期の年2回、以下の手順で行った。

**①単位の修得**

申請希望者は、機構の定める要件・基準を満たすように、必要な単位を大学の科目等履修生制度等により修得しなければならない。

②学修成果の作成

申請希望者は、単位修得を通じて身につけた学力が学士の水準に達していることを示すためのレポート等（学修成果）を作成しなければならない。

③申請の受付

令和元年度から申請方法を、原則すべて電子申請とした。

- ・ 4月期の受付期間：3月12日～4月5日
- ・ 10月期の受付期間：9月10日～10月3日

④試験

申請者が提出した学修成果に基づき、レポート提出者には小論文試験、芸術学分野でレポート以外の提出者には面接試験を行った。

- ・ 4月期の小論文試験日：6月16日（会場：東京・大阪）
面接試験日：6月16日（会場：東京）
- ・ 10月期の小論文試験日：12月15日（会場：東京・大阪）
面接試験日：12月8日（会場：東京）

⑤審査

「修得単位」について、機構の定める要件・基準を満たしているか審査した。

「学修成果・試験」について、学士の学力の水準を有しているか審査した。

- ・ 4月期の審査期間：5月～8月
- ・ 10月期の審査期間：11月～2月

⑥合否判定

学位審査会により修得単位の審査と学修成果・試験の審査の双方が「可」とされた場合に合格とした。

⑦結果の通知

判定結果は以下の時期までに通知した。

なお、不合格者に対してはその理由も通知した。

- ・ 4月期の通知時期：9月末
- ・ 10月期の通知時期：3月末

I - 3 学位授与

①-3 特例適用による学位授与の実績

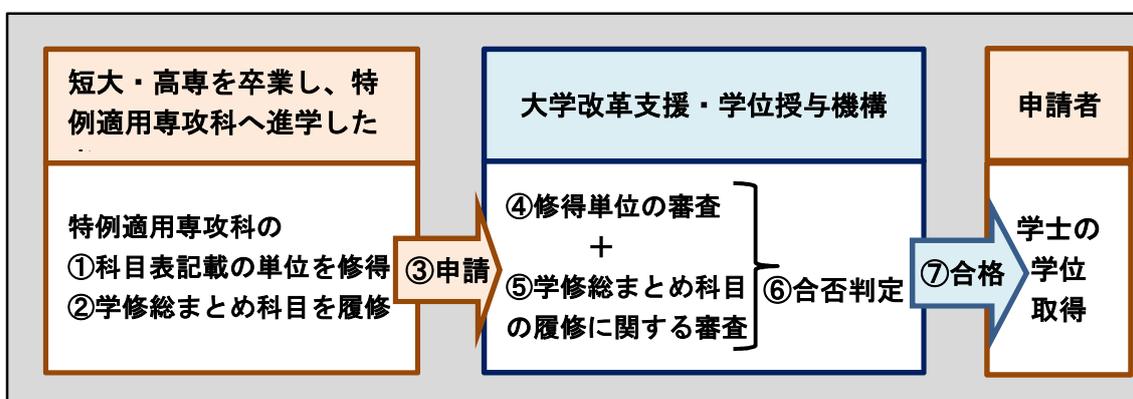
令和元年度は特例適用により1,695人に学位を授与した。
 なお、この人数は「①-1」の単位積み上げ型の学位取得者数に含まれる。

< 令和元年度 特例適用による学位取得者数 > (人)

申請時期	申請者	学位取得者
4月期	14	13
10月期	1,696	1,682
合計	1,710	1,695

①-4 特例適用による学位授与 手順

特例適用による学位授与は4月期と10月期の年2回、以下の手順で行った。



①単位の修得

申請希望者は、機構があらかじめ認定した科目表に記載された単位を短大・高専の（機構から特例適用が認定された）専攻科で修得しなければならない。

②学修総まとめ科目の履修

申請希望者は、各専攻科の最終学年に学修総まとめ科目として設定された授業科目を履修しなければならない。

③申請の受付

申請方法はすべて電子申請としている。

- ・ 4月期の受付期間：3月19日～4月11日
- ・ 10月期の受付期間：9月18日～10月10日

④修得単位の審査

科目表に記載された授業科目を履修し、機構の定める要件・基準を満たしているか審査した。

⑤学修総まとめ科目の履修に関する審査

学修総まとめ科目を履修し、単位を修得しているかに加え、申請時に提出する「学修総まとめ科目履修計画書」及び専攻科修了確定時に提出する「学修総まとめ科目 成果の要旨」等について、双方を照合し、各項目及び内容について審査した。

⑥合否判定

学位審査会により修得単位の審査と学修総まとめ科目の履修に関する審査の双方が「可」とされ、かつ専攻科の修了が確認された場合に合格とした。

⑦結果の通知

判定結果は以下の時期までに通知した。

なお、不合格者に対してはその理由も通知した。

- ・ 4月期の通知時期：9月末
- ・ 10月期の通知時期：3月末

I - 3 学位授与

①-5 単位積み上げ型の学位授与 審査体制の整備

機構では、学位授与に係る審査を行うため「学位審査会」を設置し、その下に専攻分野ごとに審査や試験を行う専門委員会と部会を置いている。学位審査会では、その他、短期大学・高等専門学校の特攻科の認定、省庁大学校の課程の認定等に係る審査も行っている。

なお、新任の専門委員に対しては、管理部学位審査課と研究開発部が連携・協働して例年4月に開催している「学位審査会専門委員協議会」で学位授与制度の概要、審査手順、審査方法等を説明した。

< 学位審査会 委員数 > 17人

< 専門委員会・部会 委員数（令和2年3月） > (人)

	専門委員会	部会数	委員数		
			専門	臨時	合計
1	文学・神学	10部会	30	0	30
2	教育学	—	11	0	11
3	社会学	2部会	7	0	7
4	教養・学芸	—	4	1	5
5	社会科学	—	10	8	18
6	法学・政治学	—	5	1	6
7	経済学・商学・経営学	—	8	0	8
8	理学	5部会	25	2	27
9	医学・薬学	2部会	28	2	30
10	看護学・保健衛生学・鍼灸学	7部会	46	0	46
11	口腔保健学	—	6	0	6
12	柔道整復学	—	3	0	3
13	家政学・栄養学	2部会	15	0	15
14	工学・芸術工学	12部会	105	13	118
15	農学	—	3	0	3
16	水産学	—	9	0	9
17	芸術学	3部会	20	6	26
18	体育学	—	3	0	3
19	商船学・海上保安	—	8	0	8
合計	19 専門委員会	43 部会	346	33	379

①-6 単位積み上げ型の学位授与 利便性向上の取組**ア. インターネットを利用した電子申請の推進**

申請者の利便性向上と業務の合理化・効率化を図るため、令和元年度から原則としてインターネットを利用した電子申請のみとした。なお、特例適用による学位授与申請については、これまでもすべて電子申請で受け付けている。

イ. 不合格者に対する配慮

再申請の際の留意事項等を個別に伝えるため、学修成果・試験の審査で不可となった申請者のうち、試験欠席者以外の全員に対し、不可判定の具体的な理由を通知した。

< 不可判定理由を通知した人数 >

84人（内訳：4月期 36人、10月期 48人）

ウ. 専攻の区分や修得単位の審査の基準等の見直し

申請希望者が、修得した単位を分類しやすいように、法令の改正や学問の進展、大学における教育の実施状況等を踏まえ、修得単位の審査の基準の見直しを行うことにより、専攻に係る授業科目の区分や例示科目の追加、変更等を行った。

I-3 学位授与

②-1 専攻科の認定

機構では、短期大学・高等専門学校で専攻科で修得した単位を機構の学位授与の申請要件となる大学の単位相当とすることができる専攻科として認定している。認定にあたっては、申出のあった短期大学・高等専門学校の専攻科の教育課程、教員組織、施設設備等を学位審査会が審査し、大学教育に相当する水準に達していると認められた場合に認定を行っている。

令和元年度は以下のとおり認定等を行った。

● 令和2年度認定専攻科（新規）

〔短期大学1校、1専攻〕

学校名	専攻名	設置者
東京歯科大学短期大学	歯科衛生学専攻	学校法人東京歯科大学

○ 令和元年度教育の実施状況等の審査（レビュー）実施専攻科

（新規の認定又は再審査の5年後、その後は7年ごとに認定専攻科の教育の実施状況等について審査している。）

〔短期大学3校、6専攻〕

学校名	専攻名	設置者
青山学院女子短期大学	現代教養専攻 多元文化専攻 子ども学専攻	学校法人青山学院
鶴見大学短期大学部	保育専攻	学校法人総持学園
白鳳短期大学	地域看護学専攻 助産学専攻	学校法人西大和学園

②-2 特例適用の認定

認定を受けた短期大学・高等専門学校の特攻科は、機構が定める要件を満たすと学位審査会により判断された場合、学修成果・試験を課さない特例が適用される。

特例適用専攻科の学生が、専攻科での学修（機構の認定した科目の単位を修得すること及び学修総まとめ科目を履修すること）に基づく審査に合格して、専攻科を修了した場合に学位を授与している。

令和元年度は特例適用の認定等を以下のとおり行った。

● 令和2年度特例適用専攻科（新規）

〔短期大学1校、1専攻〕

学校名	専攻名	設置者
九州女子短期大学	子ども健康学専攻	学校法人福原学園

○ 特例適用専攻科に係る教育の実施状況等の審査(レビュー)実施専攻科

特例適用認定後5年以内、その後は5年ごとに特例適用専攻科の教育の実施状況等について審査している。

〔短期大学7校、7専攻〕

学校名	専攻名	設置者
札幌大谷大学短期大学部	保育専攻	学校法人札幌大谷学園
郡山女子大学短期大学部	文化学専攻	学校法人郡山開成学園
日本歯科大学東京短期大学	歯科衛生学専攻	学校法人日本歯科大学
山梨学院短期大学	保育専攻	学校法人山梨学院
頌栄短期大学	保育学専攻	学校法人頌栄保育学院
福岡医療短期大学	口腔保健衛生学専攻	学校法人福岡学園
長崎短期大学	保育専攻	学校法人九州文化学園

〔高等専門学校8校、17専攻〕

学校名	専攻名	設置者
群馬工業高等専門学校	生産システム工学専攻 環境工学専攻	独立行政法人国立高等専門学校機構
木更津工業高等専門学校	機械・電子システム工学専攻 制御・情報システム工学専攻 環境建設工学専攻	独立行政法人国立高等専門学校機構
東京工業高等専門学校	機械情報システム工学専攻 電気電子工学専攻 物質工学専攻	独立行政法人国立高等専門学校機構
富山高等専門学校	エコデザイン工学専攻 制御情報システム工学専攻 国際ビジネス学専攻 海事システム工学専攻	独立行政法人国立高等専門学校機構

I-3 学位授与

学校名	専攻名	設置者
沼津工業高等専門学校	総合システム工学専攻	独立行政法人国立高等専門学校機構
明石工業高等専門学校	機械・電子システム工学専攻 建築・都市システム工学専攻	独立行政法人国立高等専門学校機構
沖縄工業高等専門学校	創造システム工学専攻	独立行政法人国立高等専門学校機構
サレジオ工業高等専門学校	生産システム工学専攻	学校法人育英学院

<分野別認定専攻科数及び特例適用専攻科専攻数（令和2年4月1日現在）>

	短期大学専攻科		高等専門学校専攻科		合 計
	公立	私立	国公立	私立	
人文・教養		6(1)			6(1)
教育学	1(1)	18(10)			19(11)
社会科学		1	2(2)		3(2)
理学・工学			103(103)	2(2)	105(105)
商船学			5(5)		5(5)
看護学・保健衛生学		18(4)			18(4)
家政学・栄養学	1	8(3)			9(3)
芸術学	2(1)	9(1)			11(2)
合 計	4(2)	60(19)	110(110)	2(2)	176(133)

※（ ）内は特例適用専攻科の専攻数であり、内数。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学士、修士又は博士の学位授与

認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、単位修得状況や論文及び口頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

② 課程の認定

学校教育法第104条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

自己評価 B

認定された省庁大学校の課程修了者の申請を受け付け、審査の上、学位を授与した。

また、認定された課程について、当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか審査を行い、対象の1校2課程について審査を行った。

実績・参考データ

①-1 省庁大学校修了者に対する学位授与の実績

機構では、大学又は大学院に相当すると認める省庁大学校の課程を修了し、機構の審査に合格した者に学位を授与している。

令和元年度は、省庁大学校修了者1,178人に学位を授与した。

(内訳) ・学士 1,064人
 ・修士 91人
 ・博士 23人

< 省庁大学校に対する学位取得者数 推移 > (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
学士	927	907	1,085	1,131	1,064
修士	88	82	74	85	91
博士	30	31	26	35	23
合計	1,045	1,020	1,185	1,251	1,178

I - 3 学位授与

＜ 学士の学位授与の実績 ＞ (人)

省庁大学校		専攻分野の名称	学位取得者数
防衛大学校 本科		人文科学	32
		社会科学	69
		理 学	36
		工 学	300
防衛医科大学校 医学教育部	医学科	医 学	70
	看護学科	看護学	114
水産大学校 本科		水産学	198
海上保安大学校 本科		海上保安	47
気象大学校 大学部		理 学	11
職業能力開発総合大学校 総合課程		生産技術	84
国立看護大学校 看護学部看護学科		看護学	103

＜ 修士の学位授与の実績 ＞ (人)

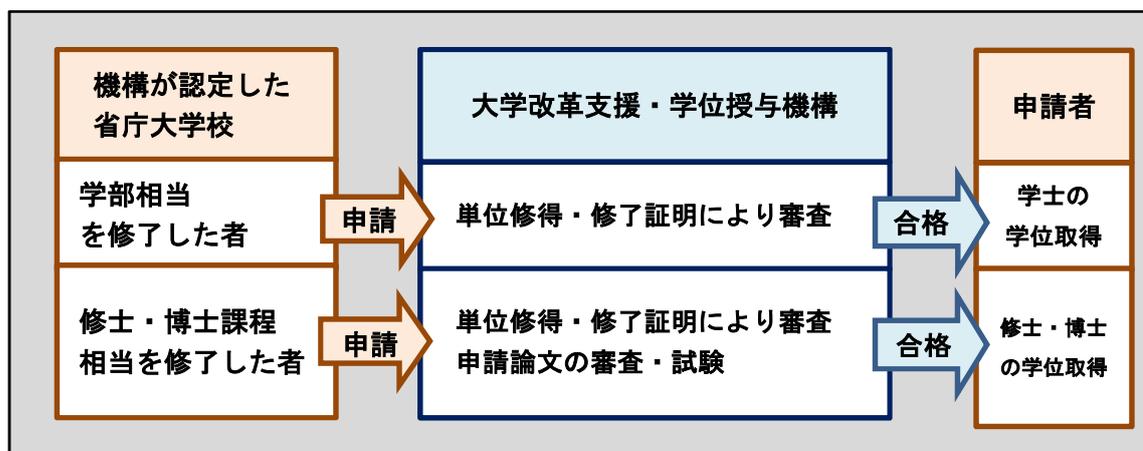
省庁大学校		専攻分野の名称	学位取得者数
防衛大学校	理工学研究科前期課程	理 学	2
		工 学	43
	総合安全保障研究科前期課程	安全保障学	15
水産大学校 水産学研究科		水産学	7
職業能力開発総合大学校長期養成課程職業能力開発研究学域		生産工学	16
国立看護大学校 研究課程部看護学研究科前期課程		看護学	8

＜ 博士の学位授与の実績 ＞ (人)

省庁大学校		専攻分野の名称	学位取得者数
防衛大学校	理工学研究科後期課程	理 学	2
		工 学	3
	総合安全保障研究科後期課程	安全保障学	0
防衛医科大学校 医学教育部医科学研究科		医 学	15
国立看護大学校 研究課程部看護学研究科後期課程		看護学	3

①-2 省庁大学校修了者に対する学位授与 手順

省庁大学校修了者に対する学位授与は以下の手順で行った。



①-3 省庁大学校修了者に対する学位授与 審査体制の整備

省庁大学校修了者に対する学位授与に係る審査は、単位積み上げ型の学位授与と同様に学位審査会で行った。

詳細は「①-4 単位積み上げ型の学位授与 審査体制の整備」を参照。

I-3 学位授与

②-1 省庁大学校の課程の認定

機構では、各省庁大学校からの申出を受けて、各課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について学校教育法等の関係法令に照らして審査し、大学又は大学院と同等水準であると認めるものを、大学又は大学院に相当する教育を行う課程として認定している。また、認定を受けた課程に対しては、原則として5年ごとに教育の実施状況等の審査（レビュー）を行い、上記の水準が維持されていることを確認している。

令和元年度は以下のとおり1校2課程について教育の実施状況等の審査を行った。

○ 令和元年度教育の実施状況等の審査（レビュー）実施課程

1. 大学の学部に対応する教育を行う課程

1校、1課程

学校名	課程名	所管省庁
水産大学校	本科	水産庁

2. 大学院の修士課程に対応する教育を行う課程

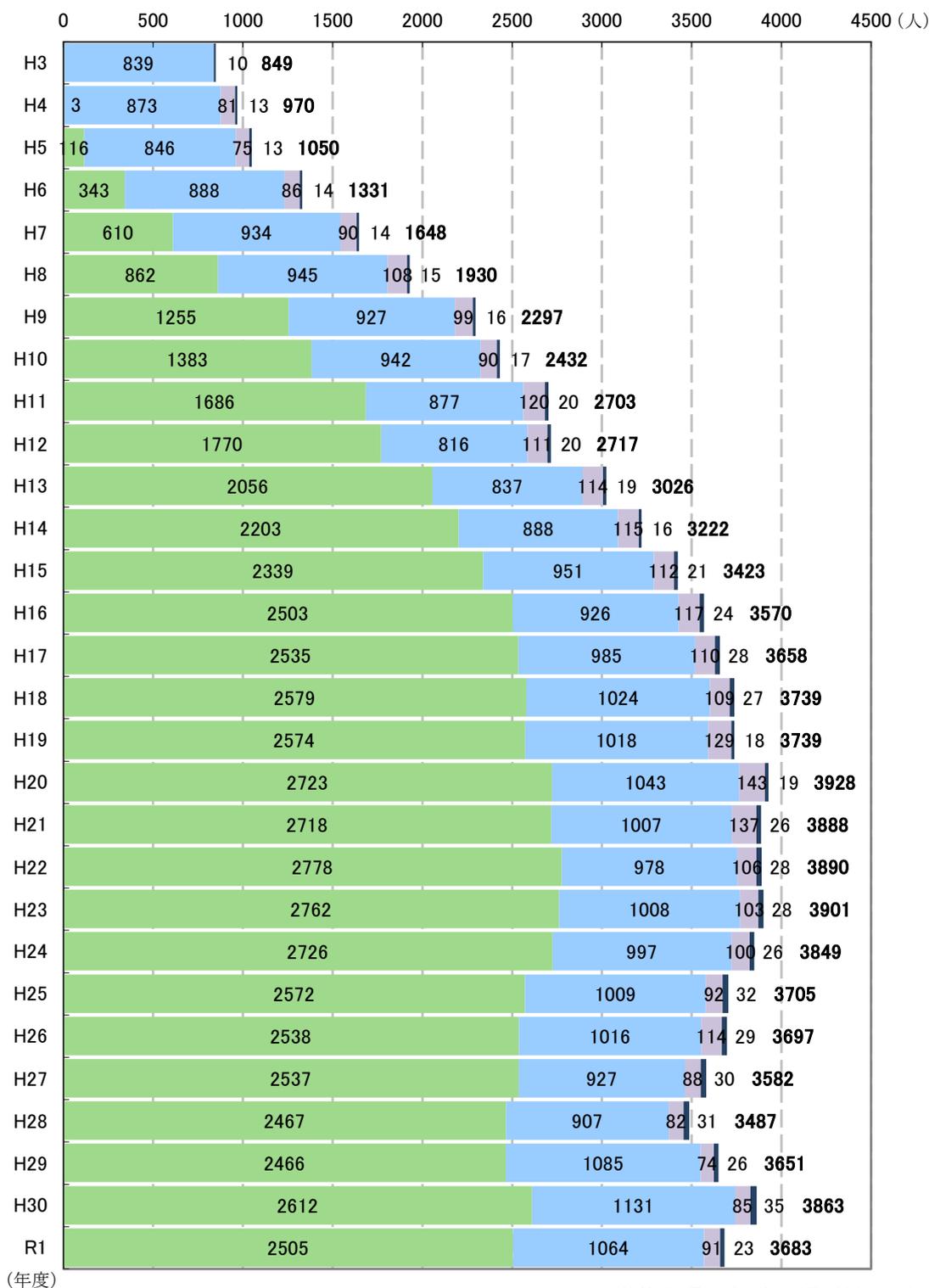
1校、1課程

学校名	課程名	所管省庁
水産大学校	水産学研究科	水産庁

< 課程認定を受けている省庁大学校と学位の種類 >

省庁大学校名	学位の種類		
	学 士	修 士	博 士
防衛大学校	理学、工学、 社会科学、人文科学	理学、工学、 安全保障学	理学、工学、 安全保障学
防衛医科大学校	医学、看護学	—	医学
水産大学校	水産学	水産学	—
海上保安大学校	海上保安	—	—
気象大学校	理学	—	—
職業能力開発総合大学校	生産技術	生産工学	—
国立看護大学校	看護学	看護学	看護学

すべての学位取得者数の推移（令和2年4月現在）



短期大学・高等専門学校卒業生等を対象とする単位積み上げ型の学位授与
 ■ 学士
 機構認定の教育施設(各省庁大学校)の課程修了者への学位授与
 ■ 学士 ■ 修士 ■ 博士
 (※各年度の太字は合計)

(3) 学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。

また、生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき、社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

自己評価 B

学位授与制度を紹介するリーフレットを関係機関等へ配布することにより、社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への周知に努めた。

実績・参考データ**①-1 学士の学位をめざす方への説明会の実績**

機構では、放送大学との協定事業の一環として、学士の学位をめざす方への説明会を管理部学位審査課と研究開発部が連携・協働して例年実施している。

令和元年度は、令和2年3月14日に放送大学東京文京学習センターにて開催する予定で参加申込みを順調に受け付けていたところ（申込者約160人）であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況となり、放送大学と緊密に連絡調整をした上で開催中止を決定した。参加申込者に対する中止連絡については、遺漏がないように放送大学と連携・分担して、2月25日に放送大学及び機構ウェブサイトのトップページに掲載したほか、機構のツイッター公式アカウントでの情報発信、参加申込者へのメール送信及び電話連絡などを行った。放送大学とは事態の収束後に改めて開催に向けて調整することとしている。

また、学位取得者表彰を開始した平成30年度以降は、受賞者による体験談の紹介や相談を説明会で実施しているが、上記のとおり、令和元年度については中止した。

< 学士の学位をめざす方への説明会参加者数 推移 >

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
202	82	123	149	(160)※

※令和元年度については申込者数としている。

①-2 各種広報活動の実績

例年、学位授与制度を紹介するリーフレットを関係機関等へ配布している。また、放送大学各学習センターに対しては、リーフレット送付状に出前説明会の実施について案内している。これによる派遣依頼を受け、8月22日に北海道学習センター主催の看護師向け説明会において出前説明会及び個別相談会を実施し、23人の参加があった。

< 各種広報物の配布先 >

名 称	配布数	主な配布先
新しい学士への途	3,837部	申請予定者、短期大学、 高等専門学校、都道府県
学位授与申請書類	3,103部	申請予定者、短期大学、 高等専門学校、国会図書館
学士をめざそう！	15,187部	短期大学、高等専門学校、 専門学校、高等学校等専攻科
機構が授与する学士の学位	9,071部	大学、都道府県、学位取得者

② ウェブサイトによる情報発信

広報活動の成果の評価や利用動向の分析のため、ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査した。

ウェブサイトにおいて毎月発行する広報誌「機構ニュース」（第191号～第202号）により、学位授与事業に係る活動内容について掲載・情報発信を行った。

○ 広報誌 機構ニュース

https://www.niad.ac.jp/publication/kikou/kikou_news/

○第2回学位取得者表彰式を開催

9月13日（金）に竹橋オフィスで、第2回学位取得者表彰式を開催しました。当機構では、学校教育法第104条の規定に基づき、我が国において大学以外で学位を授与する唯一の機関として、学位授与事業を実施しており、これまで8万4千人を超える人々に学位を授与しています。

学位取得者表彰は、学士の学位を取得した者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者を対象とする表彰制度で、平成29年度に「機構長緑秀賞」（機構ロゴマークにも使用されている希望を意味する“緑”色と、生涯学習に“秀”でた者に対する賞であることに由来）として創設されました。

今年度は、平成30年度の学士の学位取得者から選考された3名に対し、福田機構長より表彰状と記念品が授与されました。その後、福田機構長より、「受賞者のこれまでの学修におけるご努力に深く敬意を表するとともに、学位を取得された方々の様々な分野での活躍を期待し、当機構としても優れた人材の育成が継続されるように精進を重ねたい」などの挨拶があり、続いて、受賞者から感謝と喜びの言葉が述べられました。

また、表彰式後に機構教職員との懇談会が行われ、受賞者より、学位取得のきっかけや、生涯学習に関する体験などについて和やかな応答がなされ、有意義で貴重な機会となりました。

なお、当機構では、年2回学位授与申請を受け付けており、申請方法や学位取得までの流れは、機構ウェブサイト（https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/shinseishiryu.html）で公開しています。



受賞に際し挨拶の言葉を述べる菅原氏を、稲垣氏、大西氏



機構役員と記念撮影をする受賞者

（第198号（令和元年11月発行）掲載記事）

I-4 質保証連携

<年度計画>

(1) 大学等連携・活動支援

① 大学等との連携

- ア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。
- イ 大学等の教職員向けの研修等を開催するなど、大学等と連携して質保証に関わる人材の能力向上を支援するための取組を行う。
- ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

- ア 国立大学法人の財務に係る情報収集、分析及び成果の提供を行う。
- イ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して分析を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を広く大学等に提供するための検討を行う。

③ 大学ポータル

- 大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポータルを運用する。その際、大学ポータルへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポータルウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。
- 運営費交付金の具体的な削減目標について検討する。
- また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

④ 評価機関との連携

- 認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信や職員的能力向上等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

① 国際的な質保証活動への参画

- 国際的な質保証ネットワークや、諸外国の質保証機関との連携・協力を通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・共有を図る。日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。

② 資格の承認に関する調査及び情報提供

- 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）に基づき、我が国における国内情報センター（NIC）を設置し、我が国の学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資するため、国内外、特に日本の高等教育制度及び高等教育機関等に関する調査及び情報提供を行う。

(1) 大学等連携・活動支援

① 大学等との連携

- ア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。
- イ 大学等の教職員向けの研修等を開催するなど、大学等と連携して質保証に関わる人材の能力向上を支援するための取組を行う。
- ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

自己評価 B

国公立大学・公立短期大学の令和元年度の大学基本情報を令和元年5月に収集・整理し、9月30日に公表した。（国立大学86校、公立大学92校、公立短期大学15校）

収集・蓄積した大学基本情報を、大学ポートレート・大学情報システム内に構築した「大学情報活用サイト」を通して、令和元年11月27日に大学の評価活動やIR活動等に活用できる形で提供した。

我が国の質保証に関する人材の能力向上を支援するため、IR（インスティテューショナル・リサーチ）をテーマとした人材育成セミナー「大学等の幹部教職員向けIRセミナー」、「大学等のIR実務担当向けワークショップ」を開催した。また、機構内職員向けに「令和元年度大学等の質保証に関する機構職員研修」を令和元年12月に開催した。

上記のほか、大学院を置く全国公私立大学を対象とした学位授与状況等調査の実施や、機構が授与する学位の取得に必要な単位修得に関する科目等履修生制度の開設大学の一覧等の公開など、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供を行った。

実績・参考データ

①-ア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等の収集・蓄積・提供

機構では、国公立大学・短期大学から提供された学生数、教員数等の基礎的な情報を整理し、大学・短期大学関係者及び高等教育に関心のある第三者の利便に供するよう、「大学基本情報」としてウェブサイトで公開している。令和元年度も当該年度分の情報を収集・蓄積し、ウェブサイトに掲載した。また、令和元年11月より「大学情報活用サイト」（「③-4 大学ポートレートの利便性向上、機能の改善・充実」参照）を通して、収集・蓄積した大学基本情報を大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できる形で提供している。

I-4 質保証連携

大学基本情報 2019 (R1)		
学生教職員等	(7-A) 学生数	DOWNLOAD
	(7-B) 教員数 (本務者)	DOWNLOAD
	(7-1) 教員数 (本務者) (再掲)	DOWNLOAD
	(7-Z) 教員数 (兼務者)	DOWNLOAD
	(7-C) 職員数	DOWNLOAD
学部学生内訳	(8-D) 学科別学生数 入学志願者数 入学者数	DOWNLOAD
	(8-2) 学科別学生数のうち休学者数	DOWNLOAD
	(8-3) 学科別学生数のうち最低在学年超過学生数 (編入学者は除く。)	DOWNLOAD
	(8-G) 出身高校の所在地県別入学者数	DOWNLOAD

大学基本情報ウェブサイト (<https://portal.niad.ac.jp/ptrt/table.html>)

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価に活用するため、組織情報及び教育研究情報の収集・整理を進め、これらの情報を基に入力データ集及びデータ分析集を作成した。

①ーイ 質保証人材の能力開発

a. 質保証に関わる研修プログラム

機構では、大学等における内部質保証に代表される高等教育機関による主体的な質の維持向上のための活動を支援するため、大学や評価機関と共同で質保証事業に従事する関係者等を対象とした研修会やセミナーを実施している。

令和元年度は以下のセミナー・ワークショップを行った。

＜ 大学等の幹部教職員向けセミナー ＞

研修テーマ：IR (インスティテューショナル・リサーチ)

対象：学内の意思決定を担う幹部教職員 (理事・副学長、部長級職員など)

開催月日：令和元年11月11日

場所：学術総合センター2階一橋大学一橋講堂 中会議場1・2

参加人数：34人

・アンケート結果、回答率

項目	
全体を通じた理解度	4.67
内容の有用度	4.43
セミナー全体の満足度	4.75
回答率	94%

< 大学等のIR実務担当者向けワークショップ >

研修テーマ：IR（インスティテューショナル・リサーチ）

対象：大学等のIR実務担当者（実務経験1～3年程度）

開催月日：令和2年1月31日

場所：学術総合センター2階 一橋大学一橋講堂中会議場3・4

参加人数：47人

・アンケート結果、回答率

項目	
全体を通じた理解度	4.73
内容の有用度	4.55
ワークショップ全体の満足度	4.49
回答率	97%

b. 大学質保証ポータル (<https://niadqe.jp/>)

機構では、大学等における教育研究の質保証に関する情報を広く提供することを目的として「大学質保証ポータル」を公開している。令和元年度は、大学等の教職員が質保証や評価事業等の基礎について体系的に学習できる教材「大学評価早わかり」を掲載、公表した。

**①-ウ 学位授与に係る情報の収集・提供****a. 学位授与状況等調査**

高等教育行政上の基礎資料を得ること及び学位授与に関連する情報を収集することを目的として、文部科学省と共同で、博士・修士・専門職学位の学位授与状況等についての調査を毎年度実施している。

令和元年度は、平成29年度の学位授与状況等を調査するため、事前に文部科学省と調

I-4 質保証連携

整の上、令和元年9月12日付で、大学院を置く各国公私立大学（全643大学）へ調査票を送付した。令和2年1月末までにすべての対象大学から回答を回収し、集計の上、令和2年2月6日付で調査結果を文部科学省に提出した。

なお、調査結果については、文部科学省より公表されることとなっている。

b. 機構が授与する学位の取得に必要な単位取得に関する情報の収集・整理・提供

< 科目等履修生制度の開設大学一覧 >

大学の科目等履修生制度の開設状況を調査し、その結果を公開した。

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/kamokutou/

< 大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧 >

機構が認定した短期大学、高等専門学校の専攻科について、各大学等を調査し、その結果を公開した。

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html

< 特別なプログラム等の開設大学紹介 >

大学が科目履修生に対して設けている機構の学位授与事業に関する特別なプログラム等について掲載している。

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/kamokutou/1323201_3711.html

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

- ア 国立大学法人の財務に係る情報収集、分析及び成果の提供を行う。
- イ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して分析を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を広く大学等に提供するための検討を行う。

自己評価 B

国立大学法人の財務に係る情報収集、分析を行い、ワークショップの実施や成果物の刊行・配付等により各国立大学法人へ成果の提供を行った。

また、国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と意見交換を行い、今後の進め方について方向性を得た。

加えて、これまで機構内で行われてきた取組を踏まえて、コスト分析手法の試案を示し、検証を行うことで、国立大学協会での検討及び各国立大学内でのコスト分析の検討に協力した。本取組は、すでに独自で取組を進めている法人のみならず、個別での取組が難しかった法人が学内でのコスト分析に取り組むための一助となったのではないかと考えている。

実績・参考データ

②-ア 国立大学法人の財務に係る調査・分析

(1) 病院経営分析検討チーム及び国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG

「病院経営分析検討チーム」とその下に設置された「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」について、令和2年3月末までにチーム会議を3回、WG会議を10回開催した。

WGにおいて、一般社団法人国立大学病院長会議と連携し、事務職員を対象とした、「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」（令和元年10月・11月）を企画・開催し、財務的及び医事的知識を駆使した経営分析の手法について検討を行った。ワークショップには、各病院から48人の参加があった。また一般社団法人国立大学病院長会議と連携し、医師・歯科医師・メディカルスタッフを対象とした「病院経営次世代リーダー養成塾」（令和2年2月）を企画・開催し、病院経営に関する基礎的知識の習得及び病院データ分析の手法の確認を行った。ワークショップには、各病院から69人の参加があった。その他、全国国立大学放射線技師会からの依頼や（令和元年6月）、福井大学医学部附属病院からの依頼に応じ（令和2年1月）、ワークショップコンテンツの提供としてグループワーク等を実施した。

また、各附属病院の平成30年度決算情報を基に、令和元年10月に経営分析ツール「CVPシミュレータ」の更新版を、令和2年3月に「国立大学附属病院における決算資料等から見る経営判断の指標等について（新版）」の更新版を作成し、各国立大学病院へ提供した。

I-4 質保証連携

【国立大学附属病院経営分析ワークショップ】



【病院経営次世代リーダー養成塾】



(2) 国立大学法人の財務

各国立大学法人が経営改善を検討する際の参考とすることを目的に、各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等の集計・分析結果について、前年度10月に初めて行った「国立大学法人の財務（速報版）」の提供がアンケートの結果、活用・参考としていると多くの大学より評価を得たことから、令和元年度についても同様に、①法人別概要財務諸表、②必要度の高い財務分析比率（17指標）を「令和元年度版国立大学法人の財務（速報版）」として9月末までにとりまとめた。さらに、各国立大学法人へは10月中旬に、国立大学法人専用ページを通じて、提供を行った。なお、「令和元年度版国立大学法人の財務」については、刊行物として、各国立大学法人等へ配付することとしている。

②-イ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報の分析・提供

(1) 大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクト

令和元年5月にプロジェクト推進委員会及びプロジェクト推進チームを設置し、7月には共同パイロット事業の協定校として新たに1大学との覚書を締結した。令和元年9月末までに、関係大学へのヒアリングを行いながら、プロジェクト推進チームにおける検討を重ねた。令和元年12月に共同プロジェクトに係るキックオフミーティングを機構及び関係大学で開催し、現状の共有と意見交換を行った。令和2年3月にはプロジェクト推進委員会を開催し、現在の進捗状況の報告及びキックオフミーティングでの意見交換内容を踏まえて今後の進め方についての確認を行った。

(2) 国立大学法人の教育研究活動等にかかるコスト分析手法検討ワーキンググループ

国立大学法人における教育・研究活動等にかかるコスト分析手法の開発について検討することを目的に機構に設置している国立大学法人の教育研究活動等にかかるコスト分析手法検討ワーキンググループにおいて、国立大学のコスト分析を行ういくつかの手法として作成した「国立大学法人における教育・研究コスト分析手法試案」について、令和元年4月に開催された国立大学協会に設置の「コストの見える化検討会」に報告を行った結果、一定の評価を得、当該試案に基づき「コストの見える化検討会」の下で全国国立大学法人においてトライアルが実施された。トライアルに際しては、大学から提出された質問事項への対応を行うとともに、7月に開催された説明会においては参加大学への試案及び質問回答の説明を行った。9月末までに提出された各大学の試算結果を基に、ワーキンググループにおいて試案で複数示した分析手法を検証し、その結果について12月に開催された「コストの見える化検討会」において報告を行った。この検証結果を基に、「コストの見える

化検討会」において「中間まとめ」がとりまとめられ、令和2年3月に全国立大学への報告がなされた。このように、これまで機構内で行われてきた取組を踏まえて、コスト分析手法の試案を示し、検証を行うことで、国大協での検討及び各国立大学内でのコスト分析の検討に協力した。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

運営費交付金の具体的な削減目標について検討する。

また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

自己評価 B

日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用し、機能の改善や大学における教育情報活用の支援を行った。大学ポートレートウェブサイトへのアクセス件数は前年度から増加している。運営費交付金の具体的な削減目標についても検討を行っている。

実績・参考データ

③-1 大学ポートレートの運用

大学ポートレートは、大学の情報の公表を求める社会的要請等を背景に、データベースを用いた大学の教育情報の公表・活用のための共通枠組みとして構築を進めてきたものであり、大学団体及び認証評価機関等による自主的かつ自律的な取組として実施されている。平成27年3月に大学の教育情報を公表するウェブサイトを開示し、平成30年10月には教育情報を英語により発信する国際発信版ウェブサイトを開示している。

運用は、大学団体等の関係者からなる大学ポートレート運営会議において審議された運営方針に基づき、日本私立学校振興・共済事業団と連携して行っている。両者の役割分担については、機構が国公立共通のプラットフォームの提供及び国公立大学の情報の取扱いを、日本私立学校振興・共済事業団が私立大学の情報の取扱いを担当している。

令和元年度は令和元年9月24日及び令和2年1月29日に大学ポートレート運営会議を開催し、高等教育の修学支援新制度等に関する新規項目を令和2年度に追加すること等について審議した。また、令和元年12月10日に令和元年度大学ポートレートステークホルダー・ボードを開催し、大学ポートレートについての意見を有識者から聴取した。

< 大学ポートレートの目的 >

- ・大学の多様な教育活動の状況を、国内外の様々な者にわかりやすく発信することにより、大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上を図る。
- ・大学が自らの活動状況を把握・分析するために教育情報を活用することにより、エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速、外部評価による質保証システムの強化を図る。
- ・基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、各種調査等への対応に係る大学の負担を軽減することにより、大学運営の効率性の向上を図る。

公表ウェブサイト 国内版 (<https://portraits.niad.ac.jp/>)

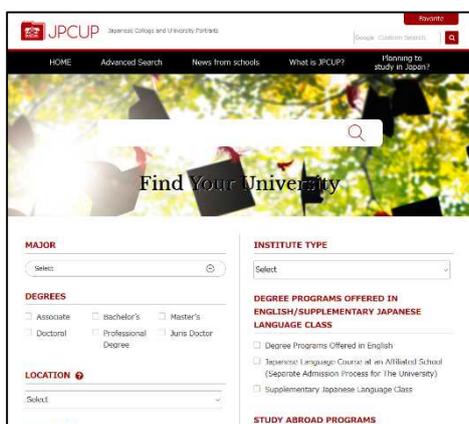


(国公私共通検索画面)

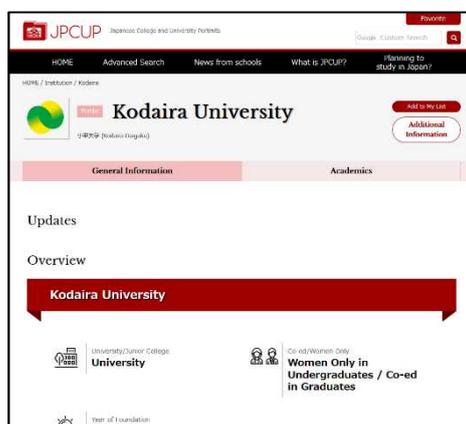


(大学情報の表示画面例)

公表ウェブサイト 国際発信版 (<https://jpcup.niad.ac.jp/>)



(検索画面)



(大学情報の表示画面例)

③-2 大学ポートレートの効果の検証

令和元年度の参加校数及びアクセス数は下表のとおりである。

大学ポートレートの利用を促進するため、高等学校関係者及び日本学生支援機構へのチラシ配布を行うなど、進学希望者等を視野に入れた広報を実施した。

< 参加大学数 >

	参加（全体）		参加（国際発信版）	
	参加校数	参加割合	参加校数	参加割合
国立大学	86校	100.0%	83校	96.5%
公立大学	80校	86.0%	44校	47.3%
公立短期大学	12校	80.0%	2校	13.3%
株式会社立大学	2校	50.0%	2校	50.0%
計	180校	90.9%	131校	66.2%

I-4 質保証連携

< アクセス件数の推移 >

	国公立のみのアクセス数	国公立立全体のアクセス数※
平成27年度	773,710	5,439,607
平成28年度	503,735	2,604,565
平成29年度	640,642	3,604,296
平成30年度	856,136	4,514,585
令和元年度	1,011,391	5,181,594

※日本私立学校振興・共済事業団が運用する私学版ページを含む。

< 利用者の意見 >

大学ポートレートが想定するステークホルダー（高等学校関係者等）からの意見又は評価を聴取する場である大学ポートレートステークホルダー・ボードを令和元年12月10日に開催した。得られた意見を令和2年1月29日開催の大学ポートレート運営会議（第12回）において報告し、焦点となった課題については会議内での議論を求めた。

③-3 大学ポートレートの運営費交付金削減目標の検討

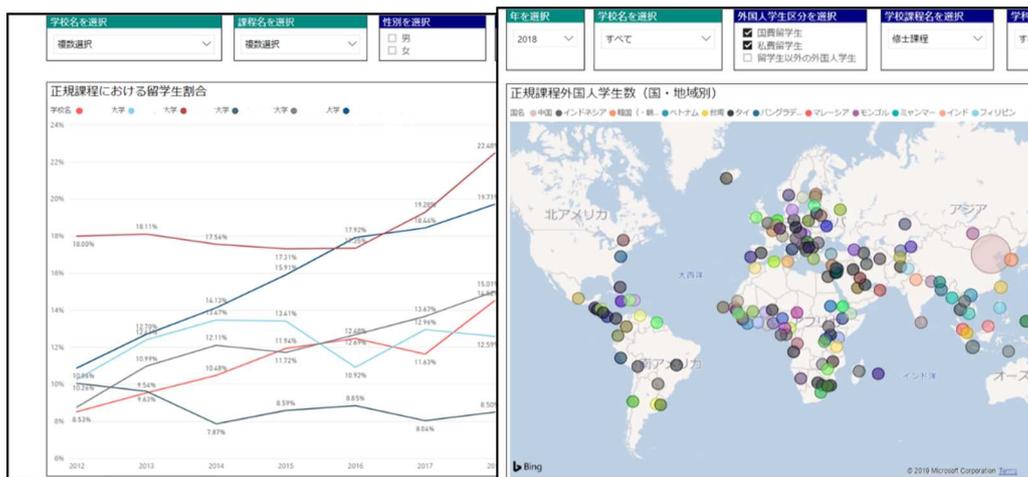
大学ポートレート事業の財源は国からの運営費交付金及び参加機関から徴収する負担金である。機構の第4期中期目標期間における大学ポートレートの運営費交付金削減目標については、システム改修経費の削減により事業費における運営費交付金投入割合を削減する案を作成し、機構内で検討を行った。

③-4 大学ポートレートの利便性向上、機能の改善・充実

大学ポートレート事業開始以降、大学ポートレートの利便性を向上するため、関係団体や大学ポートレートステークホルダー・ボード等からの意見を踏まえて機能改善を随時行っている。令和元年度は公表項目に学部・研究科ごとの学問分野及び取得できる資格に関する公表項目及び絞り込み検索機能を追加した。また、日本への留学生数の多い中国から大学ポートレート（国際発信版）を利用しやすくすることを目的に、中国語ページを令和2年度に公開するためのシステム開発を令和元年度内に行った。

大学機関別認証評価を受審する参加機関を対象に、大学ポートレートシステムに整備された認証評価共通基礎データ様式（受審校が認証評価機関に提出する様式）の出力機能の提供を令和元年度より開始している。

BI（ビジネス・インテリジェンス）ツールを利用して大学、学部、学科名称、所在地、学部系統等でのベンチマーキングや経年変化の比較等ができる「大学情報活用サイト」の構築を進め、専門家及び実務担当者からの意見聴取並びに大学団体との協議を経て、令和元年11月27日に大学基本情報を用いた分析環境を参加機関に提供し、公立大学に対しては併せて公立大学実態調査の情報を用いた分析環境についても試行的に提供した。IR（インスティテューショナル・リサーチ）等に関する各会合に積極的に出席し、これらの取組の現状報告や課題の情報共有を行っている。



(「大学情報活用サイト」における大学基本情報の分析画面例)

④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信や職員的能力向上等に取り組む。

■ 自己評価 B

全認証評価機関により構成される認証評価機関連絡協議会及びワーキンググループを開催し、認証評価制度に関する制度改正等について意見交換及び情報共有を図った。

■ 実績・参考データ

○令和元年度 認証評価連絡協議会等・開催日程

平成31年4月24日 2019年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修

令和元年9月5日 第二十回認証評価機関連絡協議会開催

令和2年3月2日 第二十一回認証評価機関連絡協議会開催

令和2年1月21日 第十七回認証評価機関連絡協議会ワーキンググループ開催

(2) 国際連携・活動支援

① 国際的な質保証活動への参画

国際的な質保証ネットワークや、諸外国の質保証機関との連携・協力を通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・共有を図る。日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。

自己評価 B

国際的な質保証ネットワークや諸外国の質保証機関等が開催する国際会議に参加し、高等教育における質保証の国際動向等を情報収集するとともに、日本における質保証制度や機構の取組等に関する発表を行った。また、大学質保証フォーラムの開催、機構のウェブサイト内にある「国際連携ウェブサイト」等への諸外国の動向に関する記事の掲載、諸外国の関係機関が発行する機関誌等に機構の取組に関する投稿等を行った。日中韓質保証機関協議会では、日中韓3カ国における国際共同教育プログラムの質保証の取組「モニタリング+（プラス）」を実施し、モニタリングの成果を3カ国で共有の上、12月には日中韓共同モニタリング報告書を刊行するなど、広く成果発信を行った。

実績・参考データ

①-1 国際連携連絡会議

国際連携連絡会議では、国際的な質保証ネットワークや覚書締結機関等が開催する会議や研修プログラム等への役員及び教職員の参加予定やそれらの機関との連携事項等をまとめた「令和元年度国際連携アクションプラン」を作成し、方針等について随時協議しながら実施した。また、毎月進捗等を同会議において共有した。

- ・令和元年度国際連携アクションプランのテーマ
 - (1)国際的な質保証活動への参画
 - (2)日本の高等教育、質保証、資格等に関する情報発信（海外発信）
 - (3)外国の高等教育、質保証、資格等に関する情報発信（国内発信）
 - (4)国内外の高等教育、質保証、資格等に関する重点調査
- (a) 年間の国際連携連絡会議開催数

平成31年4月から令和2年3月にかけて計9回開催（令和元年6、8、10月を除く）

①-2 国際ネットワーク及び海外の質保証機関との連携を通じた交流

高等教育の質保証に関する国際会議への参加や、覚書締結機関等との連携活動を通じて、海外における質保証の取組に関する情報収集を行うのみならず、日本の高等教育及び質保証に関する施策や機構の取組等の情報発信を行いながら、人的ネットワークを構築し、国際的な連携強化を図った。

なお、出席を予定していたINQA/AHE2020メンバーフォーラム（令和2年3月・ロシ

I-4 質保証連携

ア) については新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催延期となった。

(a)国際ネットワークとの主な実績

- ・INQA AHE Bulletin（電子会報）への機構事業に関する記事の投稿（令和元年6、10月、令和2年3月）
- ・APQN News（電子会報）への機構事業に関する記事の投稿（令和元年12月）
- ・米国CIQG「国際的な質の原則」日本語翻訳文のCHEAウェブサイトへの掲載（令和元年7月）



日本語翻訳掲載ページ
(CHEA ウェブサイト)

(b)他の海外の質保証機関等との連携・交流実績

<アジア・太平洋地域関連>

- ・中国HEECとの覚書更新及び調印式の開催（東京）（令和元年9月）
- ・第11回日中学長会議への出席（東京）（令和元年11月）
- ・オーストラリアTEQSA年次会合への出席（オーストラリア）（令和元年11月）
- ・タイONESQA会合への出席（タイ）（令和元年11月）
- ・インドNAAC（国立評価認証評議会）との覚書締結に向けた調整（令和元年12月～）

<欧米関連>

- ・英国QAAのTNE（国境を越える教育）のレビューに関するコンサルテーションへの協力（アンケート回答）（令和元年12月）
- ・イタリアCIMEAとの覚書締結（令和2年1月）
- ・CHEA・CIQG2020年次会合（米国ワシントンDC）への参加（令和2年1月）



中国 HEEC との覚書更新調印式



日中学長会議での挨拶

①-3 日中韓質保証機関連携

平成28年度に日中韓3カ国政府により共同採択された「キャンパス・アジア」の日中韓大学コンソーシアム9件を対象に、3カ国の質保証機関が平成30年より令和元年にかけて、新たな共同モニタリングの手法として「モニタリング+（プラス）」を実施した。平成30年度中に実施した書面調査、訪問調査の結果を踏まえて、令和元年度はコンソーシアムごとの報告書作成や会議での成果発表等を行った。最終的に、中韓それぞれの質保証機関と連携して、モニタリング+の総括となる優良事例をまとめた日中韓共同モニタリング報告書を作成し刊行した。また、ウェブサイトへの同報告書の掲載、各種ニュース媒体への同

報告書刊行記事の掲載等、モニタリング+の成果発信を行った。

令和元年9月に、第8回日中韓質保証機関協議会を機構主催により実施し、各機関の質保証活動の情報共有、今後のさらなる連携に向けた協議を行った。

(a)モニタリング+の実施に係る主な活動実績

- ・国内委員会・部会合同会合（平成31年4月）
- ・モニタリング+に関する日中韓実務者会議（韓国）（令和元年6月）
- ・コンソーシアムごとのモニタリング報告書の完成（令和元年6月）
- ・第7回日中韓大学間交流・連携推進会議でのモニタリング+の成果報告（東京）（令和元年9月）
- ・日中韓共同モニタリング委員会（中国）の実施（令和元年11月）
- ・共同モニタリング報告書（優良事例集）の刊行（令和元年12月）
- ・モニタリング+の成果発信（令和2年1月～）



日中韓共同
モニタリング報告書

(b)モニタリング全般に関連した情報収集及び発信

- ・「キャンパス・アジア」採択校連絡会への参加（令和元年5月）
- ・大学の世界展開力強化事業（ASEAN対象プログラム）令和元年度採択大学連絡会での発表（令和元年11月）



日中韓共同モニタリング委員会

①-4 大学質保証フォーラムの開催



フォーラム会場

毎年、質保証に関する時宜を得たテーマを取り上げ、国内外の有識者の講演等を通じて、我が国の質保証文化の定着や大学等の質保証活動の改善に繋げることを目的とした「大学質保証フォーラム」を開催している。令和元年度は7月25日に、「変革期における大学質保証」をテーマに開催し、現在3巡目が実施されている機関別認証評価について今後の制度設計の検討を見据え、大きく変貌しつつある米国及びアジア太平洋地域の高等教育や質保証の状況や、国内の質保証関係者が捉えている日本の現状と課題について理解を深めるとともに、日本の高等教育における質保証は今後どうあるべきかについて議論を行った。当日は高等教育の関係者等、約250人の参加があった。また、翌日の26日

I-4 質保証連携

に、本フォーラムのテーマに関連した公開研究会を開催した。

- (a) 参加者のアンケート結果 「とても良かった」「良かった」との回答が 70.2% (※) だったほか、「他国の大学質保証の制度を理解するとともに日本との比較をすることができた」や「パネリストから多様な意見を聞いて良かった」等、高い満足度を示す結果が得られた。

(※) 満足度は5段階で調査。回答数104件

①-5 国際連携ウェブサイトの充実と広報活動の実施

アクションプランに基づき、様々な取組を実施するとともに、それらから得た情報等をより広く発信・共有するため、機構のウェブサイト内で運営している「国際連携ウェブサイト」の充実を図った。同ウェブサイトでは、諸外国における最新の質保証動向を日本語での記事を作成して掲載した。これらの記事は、機構内の会議で配付し、役員及び教職員間の情報共有に努めるとともに、機構外の高等教育関係者等へも広く情報を届けるため、教育系新聞への紹介記事の投稿も行った。また、諸外国の高等教育制度や質保証制度に関する基本的な情報をまとめた「インフォメーション・パッケージ」についても同ウェブサイトに掲載した。



QA Updates-International
トップページ

さらに、インフォメーション・パッケージや国際連携ウェブサイトの周知を図るため、これらのフライヤー類を作成・改訂し、大学関係者の集うフォーラムや会議（他機関主催も含む）で配布した。また、平成27年より開始したメールマガジン「海外高等教育質保証動向ニュース」を毎月配信した結果、メールマガジン登録者数は毎年着実に増加し、1,417人となっている。令和元年5月には、メールマガジン等を通じて、質保証動向配信サイト「QAUPDATES」を閲覧するユーザーの利便性を高めるため、同サイトのスマートフォン対応を行った。

- (a) 情報収集に関する会議等への参加

・国際会議：16件、国内会議：7件

- (b) 諸外国の質保証の動向記事の発信

・国際連携ウェブサイトによる発信：90件
・教育学術新聞への記事投稿：3件

- (c) 国際連携事業報告会

・イタリアCIMEAによる講演会（令和元年5月）
・大学質保証フォーラム事前勉強会：機構内向け（令和元年7月）

- (d) 広報活動

・フライヤー配布：26件、記事掲載：3件

- (e) メールマガ配信

- ・配信回数：19回（特別号含む）
- ・登録者数：1,417人（平成30年度末：1,266人）

(f) 国際連携ウェブサイトアクセス数

- ・月平均：11,600件

国際連携ウェブサイト：<https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/>

QA Updates-International：<https://qaupdates.niad.ac.jp/>

①-6 機構の事業や諸外国の質保証機関等との取組等に関する情報発信

国際会議での発表や海外からの来訪者への説明等を通じて、機構の事業や他機関と共同で行うプロジェクト等について発信した。

(a) 国際会議における発信

- ・第7回日中韓大学間交流・連携推進会議及び第8回日中韓質保証機関協議会（東京）（令和元年9月）
- ・GESS Dubai 2020（UAE）（令和2年2月）

(b) 海外からの主な来訪者への情報提供

- ・イタリアCIMEA来訪（令和元年5月）
- ・タイONESQA来訪（令和元年11月）
- ・ドイツ研究振興協会(DFG)来訪（JST人事交流プログラムへの協力）（令和元年11月）
- ・中国教育国際交流協会研修団来訪（令和元年12月）
- ・米国連邦教育省職員（マンسفールド財団プログラム）（令和2年1月）

(c) 海外発信向け資料等の作成実績

<機構英文ウェブサイトへの記事等掲載>

- ・機構事業ニュースの英訳記事：12件
- ・定期的にNews and Eventsを更新：8件

(d) 海外機関誌等を通じた発信

- ・INQAAHE Bulletin（電子会報）への機構事業（平成30年度認証評価結果のウェブ掲載、高等教育資格承認情報センター開設、「キャンパス・アジア」モニタリング+共同モニタリング報告書刊行）に関する記事の投稿（令和元年6、10月、令和2年3月）
- ・APQNews（電子会報）への令和元年度大学質保証フォーラム開催概要に関する記事の投稿（令和元年12月）

※海外機関等の略語の日本語名称等（本文中に付記されていないもの、出現順）※

INQAAHE：	高等教育質保証機関の国際ネットワーク
APQN：	アジア太平洋質保証ネットワーク
CIQG：	CHEA国際質グループ
CHEA：	高等教育ア krediyasyon 協議会（米国）
HEEC：	教育部高等教育教学評価センター（中国）
TEQSA：	高等教育質・基準機構（オーストラリア）

I-4 質保証連携

ONESQA : 全国教育水準・質評価局 (タイ)

QAA : 高等教育質保証機構 (英国)

CIMEA : 学術移動・同等性情報センター (イタリア)

GESS Dubai : アラブ首長国連邦・ドバイにて開催された教育見本市「Global Educational Supplies & Solutions (GESS)」

② 資格の承認に関する調査及び情報提供

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）に基づき、我が国における国内情報センター（NIC）を設置し、我が国の学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資するため、国内外、特に日本の高等教育制度及び高等教育機関等に関する調査及び情報提供を行う。

自己評価 B

令和元年6月に機構内に高等教育資格承認情報センター設置準備室を設置し、センター設置に向けた協議を行うとともに、国内の全高等教育機関への通知や教育団体への趣旨説明等の周知活動を行った。9月1日に同センターを開設し、同センターのウェブサイトの公開も開始した。同ウェブサイトには、日本の教育制度や教育機関の情報、外国の教育制度や同ウェブサイトに関するQ&Aを掲載し、海外のNIC等との連携を推進した。さらに、日本の高等教育・質保証システムの概要（第3版）、諸外国の質保証概要（英国：第3版、ネパール：初版、スリランカ：初版）を刊行し、日本や諸外国の高等教育や質保証に関する資料の充実を図った。

実績・参考データ

②-1 「高等教育資格承認情報センター」の設置

令和元年6月、教職協働による機構内組織として、高等教育資格承認情報センター設置準備室を設置し、同センター設置に向けて協議を行った（同年8月までに会議を計3回実施）。8月に同センターの開設について、国内の全高等教育機関（4,040機関）へ通知、教育学術新聞、文教速報及び各種メーリングリストに掲載、国公立大学・高等専門学校・専門学校団体等への趣旨説明を行った。9月1日、同センターを開設し、国内外の高等教育制度等の情報提供を行うNICウェブサイトの公開を始めた。翌2日には、同センターのオープニング・セレブレーションを開催し、参加者は約140名であった。



NIC ウェブサイト
開トップページ

モニターを一橋講堂におい

(a) NICウェブサイトアクセス数

・月平均（令和元年9月～令和2年3月）：7,580件

NICウェブサイト：<https://www.nicjp.niad.ac.jp/>

②-2 海外のNIC等との連携、情報提供

日本のNICとして、学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格承認を推進するため、海外のNIC等と連携活動を行うとともに、日本の高等教育資格等に関する情報を提供している。令和2年1月には、欧州における中心的なNICの1つ

I-4 質保証連携

であるイタリアの学術移動・同等性情報センター（CIMEA）と覚書を締結した。

なお、同年3月、東京規約に基づくアジア太平洋地域のNICネットワークAPNNIC(アジア太平洋NICネットワーク)の加盟機関等を招いたワークショップを開催する予定であった。これは、日本の高等教育制度・資格に対する理解の深化及び諸外国のNICとの連携強化を目的としたものであり、日本の制度紹介セミナーや高等教育機関訪問等の4日間のプログラムを計画し、約15か国のNIC等関係者の参加が決定していた。しかしながら、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、政府の方針等に従って延期した。

(a) NICを通じた活動

- ・グローニンゲン宣言ネットワーク年次会合への参加（メキシコ）（令和元年4月）
- ・イタリアCIMEA関係者来訪（令和元年5月）
- ・東京規約締約国委員会（第2回）、APNNIC設立セレモニー（調印式）への出席（タイ）（令和元年9月）
- ・国内高等教育機関との資格評価に関する意見交換会（東京）（令和元年12月）
- ・イタリアCIMEAとの覚書締結及びスタッフ交流（機構職員派遣）（イタリア）（令和2年1月）
- ・イタリアCIMEAからのQ-ENTRYプロジェクト協力要請（情報提供）への対応（令和2年1月）
- ・John Cabot大学（イタリア）からの日本の教育制度に関する情報提供要望への対応（令和2年2月）
- ・RecoASIAプロジェクトキックオフオンラインミーティングへの参加（令和2年3月）



APNNIC 調印式



CIMEA の機構来訪

②-3 日本の教育制度に関する調査

日本の教育制度概要の作成にあたり、文部科学省と連携し、日英両言語で原稿を作成し、NICウェブサイトに掲載するとともに、「日本の高等教育・質保証システムの概要（第3版）」を刊行した。

②-4 日本における教育機関情報の整備

平成30年度に文部科学省から取得した大学、短期大学、高等専門学校の情報及び専門学校調査の結果に基づき、掲載用データを作成し、NICウェブサイトへの公表を行った。また、NICウェブサイトに掲載する専門学校の情報を令和2年度に更新するための調査を令

和元年9月に開始し、12月～令和2年1月にかけて対象となる専門学校に調査を実施した。

②-5 外国の教育制度に係る情報の収集、整理及び提供

外国の教育制度に関する情報を収集・整理し、①国別の情報、②有益なサイトの2種類に分類したリンク集をNICウェブサイトに掲載した。また、日本及び外国の教育制度並びにNICウェブサイトに関するQ&Aの公表を行った。

②-6 資格の承認に関する情報の調査・整理・提供

高等教育機関における電子証明書の活用に関する調査を令和元年11月に開始した。実際に電子証明書を発行している海外事例の調査及び国内高等教育機関を対象とした電子証明書の発行・利用に関する実態調査を行い、令和2年3月に機構内で調査結果の報告会を開催した。

②-7 日本や諸外国の質保証制度や動向に関する情報収集及び発信

日本や諸外国の質保証に係る制度情報や動向についての収集、整理及び提供等の方針等をまとめたアクションプランを設定した上で情報収集活動を実施し、その成果物である「インフォメーション・パッケージ」を、国際連携ウェブサイトを集約して掲載した。

- (a) 国内の質保証動向に関する情報収集と発信
- ・「日本の高等教育・質保証システムの概要（第3版）」の刊行（令和元年9月）



日本の高等教育・質保証システムの概要（第3版）

- (b) 「高等教育に関する質保証関係用語集」の改訂作業
- 平成30年度に引き続き、改訂版用語集日本語版原案の作成を行い、新規用語及び既存用語の解説文等の日本語版原案の作成が完了した。令和2年度は、原案の意見照会、英訳等を行う予定としている。

- (c) 諸外国の「高等教育・質保証システムの概要」の作成

各国の質保証制度の概要資料作成には、通常数か月から数年の編集期間を要する。令和元年度は英国、中国の各質保証概要の改訂作業、ネパール、スリランカ、ニュージーランドの資料の新規作成並びに概要作成に向けた文献調査を進め、令和2年3月末に、英国（第3版）、ネパール（初版）及びスリランカ（初版）を刊行した。また、モンゴル、ミャンマーの教育制度に関する調査を企画し、令和元年12月に委託業者選定を行い、調査を行った。

I-4 質保証連携



ネパール版（初版）



スリランカ版（初版）



英国版（第3版）

諸外国の質保証制度の概要：

<https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/publish/package.html>

I - 5 調査研究

<年度計画>

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して財源、身分、人材育成等の制度設計の基礎となる研究を行う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を行う。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究**① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究**

大学におけるマネジメントの在り方について調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して財源、身分、人材育成等の制度設計の基礎となる研究を行う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を行う。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

自己評価 B

計画に沿った調査研究活動を行い、社会への成果の提供について目標をおおむね達成しており、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的に意義のある成果を学術論文等によって公表した。

実績・参考データ**① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究**

大学におけるマネジメントの在り方について、評価と資源配分にかかわる関係諸機関の政策議論及び動向についてレビューを行い、機能の強化に資する分析及び提言を行った。また、大学改革のための専門性のある支援スタッフ（高度専門支援スタッフ）に関して、認定制度と研修制度に関する調査研究を行い素案を提示した。

【評価と資源配分にかかわる地方自治体を含む関係諸機関の政策議論と動向の分析】

国立大学改革と地方自治体の改革はNPMの展開という点で類似している。地方自治体の行政評価及び地方公会計改革の資源配分に関する課題を調査研究し、国立大学改革と類似

した課題があることを明らかにして論文と学会大会で発表した。この結果は、先行して改革が進んだ地方自治体の経験が国立大学に活用できる可能性を示している。

【高度専門支援スタッフの認定の枠組みとシステムの検討】

高度専門支援スタッフ（URA）の認定の枠組みとして、認定のスキームとしての内部評価と外部評価の組み合わせを検討した。さらに認定に向けたレベルの整理を行い、認定システムの骨格案を機構の大学改革支援研究会（10月9日）で提示した。文部科学省委託事業「リサーチ・アドミニストレーターに係る質保証制度の構築に向けた調査研究」シンポジウムにて、これまでの研究内容の総まとめを基調講演として公表した（12月23日）。

【高度専門支援スタッフの研修制度に関する諸外国での情報収集と分析】

高度専門支援スタッフ（URA）研修制度に関する関連事項について、米国の2つのURA職能団体（NORDP及びNCURA）の年次会合に参加し、講演と詳細な情報収集を行った。このうちNORDPで行った招待講演に関してNature誌から取材を受け、その内容が記事として掲載された（6月6日, Volume 570, Issue 7759）。

【高度専門支援スタッフ、IR、評価担当者とのネットワーキング構築のための調査研究】

高度専門支援スタッフ（URA）関係6団体の活動実態について調査を行い、連携体制について検討した。対象とした団体は、リサーチ・アドミニストレーター協議会、大学技術移転協議会、多能工型研究支援人材育成コンソーシアム、医療系産学連携ネットワーク協議会、研究大学コンソーシアム、学術研究懇談会、である。同一の設立趣旨を持つ6団体であるが、その活動方針は微妙に異なるため、その調整方法について調査研究を行った。高度専門支援スタッフ、IR、評価担当者とのネットワーキング構築と関連して、光・テラヘルツ・X線・ナノ材料の世界会議の部会で基調講演を行い、EU諸国とネットワーキングを行った（12月3日）。令和2年2月16日に日本学術振興会主催で開催された「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業シンポジウム」でパネリストを務めた際に、参加したURAとネットワーキングと情報収集を行った。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行った。

【大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究】

《我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討（第三期国立大学法人評価における学系別指標の開発）》

事業担当部課と協働し、国立大学法人評価の現況分析の基準策定に資する研究として、分野別の教育・研究水準の評価基準策定・記載事項のための分析を行った。平成30年度から行っている第2期中期目標期間に係る教育研究評価結果の分析結果及び、政府公表データの現況分析への利用方法について整理した内容等は、5月下旬から6月上旬まで開催された第3期中期目標期間に係る教育研究評価における現況分析の手法に関して検討する「学系別検討チーム」の会議資料（11学系別）として活用されている。

また、第3期中期目標期間に係る評価において、学系別検討チームが策定したガイドラ

I-5 調査研究

インによって学系別記載項目について評価を遂行した場合のシミュレーションを、第2期中期目標期間に係る評価の公表された結果をデータとして行った。同様のデータを用いて、現況分析結果を達成状況評価における中期目標の段階判定に活用する方法についても、検討を行った。これらの検討結果は、令和2年度に実施する第3期中期目標期間に係る評価のための共通基本方針等に反映されている。

《過去の認証評価結果の総括的な分析に基づく認証評価システムの新しい枠組みの検討》

第4巡目の大学機関別認証評価制度の設計に資する研究として、大学改革支援・学位授与機構を含むすべての認証評価機関による第1、2巡目における大学機関別認証評価の結果を総合的に分析することを目的として、令和元年度においては、大学機関別認証評価を実施する3機関の第1、2巡目の評価結果報告書の文書構造の分析及び各機関の基準の異同を調査、分析した。以上の調査、分析の中間的成果は、認証評価機関連絡協議会主催の職員研修会、各種認証評価の説明会・研修会及び評価担当者研修会等で活用するとともに、その一部を書籍としても公表した。

また、大学改革支援・学位授与機構（平成27年度までは、大学評価・学位授与機構）が実施した第2巡目の大学機関別認証評価に関して、評価対象機関からの意見聴取、評価担当者からの意見聴取の結果を集約し分析するとともに、評価結果が示す対象大学における教育活動等の状況を分析、考察し、報告書として刊行した（3月下旬）。

《学修支援の評価方法に関する基礎的な研究》

先進事例として、米国の大学における学修支援の実態国内外の文献収集及び、先行研究等のレビューを行った。それに基づき、カリフォルニア大学バークレー校を訪問し、教員・専門職員にヒアリング調査を実施した（7月下旬）。また、ヒアリング調査に先立ち、日本の学生支援の状況について報告するプレゼンテーションを現地の教員・専門職員を対象に行い、日米の学習支援の評価方法の異同について議論を行った。

以上の成果は、関連学会のセッションでの企画・発表（6月、8月、9月）及び、書籍、論文（3月）として公表を行った。

《厳格かつ客観的な成績評価を担保する取組の評価に関する研究》

第3巡目の認証評価基準6-8「教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること」に関連し、大学に対してどのような取組を求めるかを明らかにすることを目的とし、その一環として、「外注型不正」(contract cheating)という顕著な現象の状況とそれに対する質保証機関の関与について調査を行った(イギリス、オーストラリア)。以上の研究成果の普及を図るため、学術的誠実性ワークショップを開催した(9月)。また、外注型不正、米国大学におけるスポーツ選手学生への不適切な取扱いによる教育課程の質の毀損、組織的な研究不正の可能性に関する調査・分析の結果を書籍として公表した。

【機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究】

《第二期国立大学法人評価の検証》

第2期中期目標期間の教育研究評価に関して実施した、国立大学法人等及び評価者に対する意見聴取の結果を分析し、令和2年実施の教育研究評価における検証方法の検討を行い、検証手法をマニュアル化し、事業担当部署が評価遂行時にチェック可能なように整備した。また、複数の評価者がいる場合の研究業績水準判定の評価の信頼性を担保する手法について、統計科学の観点から第二期中期目標期間の教育研究評価における非公開のデー

タを対象として、可視化手法の開発と、一致度に基づく信頼性係数を算出し、分野間での比較検討を行った。以上の知見に基づき、第三期国立大学法人評価実施時の評価方法及び検証手法の設計のための方法を提供した。

《第3巡目の認証評価の検証》

事業担当部課と協働し、第3巡目大学機関別認証評価における検証のための意見聴取方法のアンケートの設計を行った。平成30年度までに改訂した法科大学院認証評価及び高等専門学校機関別認証評価の方法との整合性に配慮し、回答者の負担軽減や幅広く意見を抽出可能な自由記述欄の重視などの方針に基づき、質問項目等を改訂した。これを用いて大学機関別認証評価に関する意見聴取を質問者に対して実施した。大学に対する意見聴取は令和2年度に実施する予定である。

高等専門学校機関別認証評価について、平成30年度に実施した意見聴取（対象校6校、評価者10名）の回答傾向を分析するとともに、意見聴取における自由回答として寄せられた意見に対する対応状況を確認し、迅速な業務改善への資料とした。

《国際的な比較の観点を含めた認証評価の検証》

平成30年度までに実施した台湾の質保証機関である高等教育評鑑中心基金会（HEEACT）との国際比較研究を引き続き実施し結果を共著論文にとりまとめ、国際学術誌に投稿した。

また、韓国の大学構造改革及び基本力量診断と認証評価の関係性を明確にするため、政府文献及び先行研究等のレビューを行った。

以上の成果は、学会発表2件として公表を行った。また、本研究と関連して平成30年度に掲載されたHigher Education Evaluation and Development誌の論文が、年一報の特別に優れた論文に授与されるEmerald Literati Awardを受賞した（8月）。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国の大学評価や質保証の制度を調査研究して、認証評価や国立大学法人評価など大学評価の今後の在り方を検討する材料を提供した。また、将来いっそう展開が予想される国際共同教育における質保証の在り方についても、検討材料を提供した。これと平行して、大学の教育研究の現場での質保証対応能力を強化するため、大学の一般教職員を対象とする質保証関連教材を開発し、これを使用した研修等を実施した。

【質保証に係る人材育成プログラムの開発】

諸外国の大学評価の調査研究に係る成果として、大学教育の内部統制・監査と、ドイツ大学教育の質保証に関する2編の図書論文が、刊行された（令和2年1月）。

大学の一般教職員を対象にしたウェブ版大学評価ハンドブックを作成する作業を、事業担当部課（評価企画課）と協力して行っている。令和2年3月末にその一部が刊行された。広く大学教職員の間で、大学評価制度への理解が普及することで、機構の行う評価事業がより円滑に進む効果が期待される。

財政面からの質保証へのアプローチとして、ドイツを中心にしたヨーロッパの基盤交付金制度に関して行っている調査研究について、その成果の一端を、機構内の「大学改革支援研究会」にて発表した（9月11日）。また機構内の研究開発部研究会にて発表する予定であった（令和2年1月）が、研究会側の事情で次年度に延期した。このテーマについては、11月にドイツにて訪問調査を行い、またドイツからこの分野の専門家を招へいして、

I-5 調査研究

研究会を開催した（1月24日）。さらに、学術論文1編を執筆して、『大学評価・学位研究』誌に投稿した。大学マネジメントに関する雑誌にインタビュー記事が掲載された（3月末）。質保証の先進的な事例を紹介することで、我が国の高等教育における質保証の取組が改善される効果が期待される。

【学修成果の把握手法に関する調査研究】

機構外の研究協力者と研究会を組織して行ってきた、歴史学教育を素材にしたコンピテンス＝学修成果のアプローチ、それに関する評価法等の問題に関する調査研究について、これまでの成果をまとめた中間報告書「次世代の歴史教育のあり方に関する調査研究」を作成し、刊行した（令和2年1月）。知見を広く普及することで、専門教育におけるコンピテンス＝学修成果のアプローチが普及する効果が期待される。

【学位に付記する専攻分野の名称と3ポリシーに関する調査研究】

学位に付記する専攻分野の名称調査の一環として全国の大学を対象に行っている、学位の英語名称の調査について、平成29年度調査の結果から英語による表記の構造を分類し、大学の属性ごとの表記法の傾向を分析して、その結果を国際学会において発表した（7月）。併行して、学位に付記する専攻分野の名称とディプロマ・ポリシーの整合について、人の整合能と機械学習による整合能の比較分析を行い、国内学会において発表した（9月及び11月）。さらに、英語による学位の表記の構造に関して共著論文を執筆し、国際ジャーナルに投稿して採択されるとともに、令和2年度に開催される国内学会での発表の準備を整えた。さらに、学位に付記する専攻分野の名称について平成30年度の状況を分析・整理してウェブサイトでの公表の準備を完了するとともに、管理部署学位審査課との協働で国内の大学の令和元年度の状況についての調査を開始した。

【大学評価の日韓比較研究】

韓国の質保証機関である韓国大学評価院（KUAI）との共同研究として、高等教育の質保証プロセスに関する学術的知見を得るため、機構とKUAIのおのおのが実施している自機関の評価の検証報告書の比較研究調査に着手した。両機関の検証（満足度）アンケート調査内容を整理し、共通又は類似する項目及び相違する項目を抽出した上で特徴ある項目を対象として、それらに対する回答結果を分析した。その成果を、韓国比較教育学会（ソウル、令和元年12月）及び国内学会（令和2年3月）において発表した。両機関における質保証プロセスに関する相互理解の促進と検証に関する改善の効果が期待される。

【国際共同プログラムの質保証に関する研究】

国立大学法人を対象として大学と学部・学科の3ポリシーのテキストマイニングを行い、各学部・学科の国際交流の方針と全学的な国際交流の方針との一貫性分析、さらにプログラム運営体制との関連性の分析を継続して行った。

【大学の国際展開と各国高等教育機関の質保証システムに関する研究】

米国の高等教育に関し、G・W・ブッシュ政権からオバマ政権を経てトランプ政権に至るまでの質保証に関わる政策動向を整理分析し、特に情報公開と単位制度を通じた質保証の試みについてその展開をまとめて国内学会で報告を行った（令和元年6月）。また米国における単位制度に関する政策動向を整理した結果を国内の大学関係者を対象としたセミナーでの基調講演として報告した（11月）。さらに、研究開発部教員がアジア太平洋質保証ネットワークの運営する質保証機関登録簿制度の評価員としてカザフスタンの医療系質保証機関の外部評価に参画し、各国の高等教育の質保証システムの整備に寄与するとともに

知見を深めた。これに加え、日本とインドの質保証の比較研究を企図したセミナーを開催した（12月）。さらに我が国の高等教育資格承認の展開についてスウェーデンの高等教育カウンスルでの研修会で報告した。加えて米国の高等教育における単位制度と学修成果に関する議論について論文を執筆し、国内の大学の紀要に招待論文として掲載された。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証に関わる様々な大学情報に係るデータベースや大学ポートレートシステムの開発及び運用支援、また、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する検討を行い、高等教育の質保証や評価等に有効な情報の活用方法及び発展性のあるデータベースの開発に係る研究開発を行った。

【質保証に係る情報の分析方法に関する調査研究】

高等教育に係る文書情報の分析方法の検討として、大学ポートレート公表情報における文書情報であるディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性判定に関する考察を行い、専門学会論文誌に投稿し掲載された（10月、英訳版が1月に発行された）。また、高等教育に係る情報の情報処理技術の検討として、多変量解析の財務データに対する適用と考察を行い国内学会のシンポジウムにて発表した（8月）。大学の財務情報等に対し様々なデータ分析手法（多変量解析・クラスタリング等のデータサイエンス手法）を用い財務指標間及び大学間の関係と傾向について検討を行いその成果を機構研究共同プロジェクト（12月）等において発表した（11月 研究開発部研究会）。また、以上の研究における多様で大規模な文書及び数値情報の分析・可視化の研究開発を推進するため、高機能ワークステーションを導入し今後の活用のためのシステム整備を行った。

【質保証に係る情報の利用環境に関する調査研究】

大学ポートレートシステムの継続的改良についての検討と実務開発として、大学基本情報及び大学財務情報のWeb API (Web Application Programming Interface) システムの拡張改良及び利用者登録・管理システムを開発した

(URL <https://niadqer.jp/univinfo/users/add>)。

将来の柔軟なシステム開発方法として、この Web API と他の APIとの連携の検討を行った。また、年間を通じて大学ポートレートシステムに係る仕様の検討や国際発信版の改良開発等システムの継続的改良を事業担当部課と協働して実施した。また、大学評価における情報支援ツールの検討と開発として、年間を通して国立大学法人評価に係る情報システムの設計・開発等を事業担当部課と協働して実施した（研究業績関連の評価支援システム、評価関連書類の運用支援システム、データ分析集の検討及び検証、これらに係る支援ツールの開発）。また機構ウェブサイトのアクセス解析の検討を行い担当課へ情報提供した。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。大学評価及び学位に関する研究をまとめた論文、研究ノートなどを掲載する査読付きの学術誌『大学評価・学位研究』第20号と第21号の合併号を令和2年3月に刊行し

I-5 調査研究

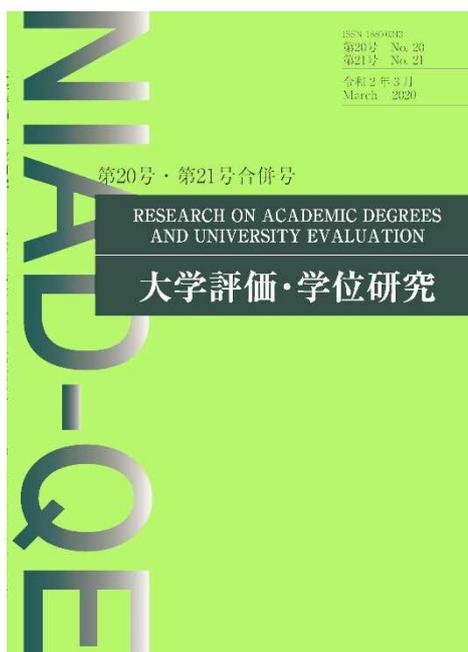
た。第20号には機構の研究開発部教員と国内の高等教育関係の研究者から投稿された研究ノート・資料2編を、第21号には論文1編、研究ノート・資料1編を収録した。

『大学評価・学位研究』第20号・第21号合併号は、冊子体を関係高等教育機関等に配布するほか、『大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ』及び科学技術振興機構の「J-STAGE」に掲載し、研究成果の提供・公表を行った。

各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用し、公表したほか、『大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ』等による研究成果の公表を行った。

- 学術誌「大学評価・学位研究」

<https://www.niad.ac.jp/publication/tyousa/gakujutsushi.html>



【機構の事業への成果の活用】

- 事業への成果の移転（事業実施・検証資料等）

大学改革支援・学位授与機構（2019）『現況調査表ガイドライン 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価（2020年度実施:4年目終了時評価）2019年7月』。

大学改革支援・学位授与機構（2019）『実績報告書作成要領 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価（2020年度実施:4年目終了時評価）2018年6月（2019年7月改訂）』。

大学改革支援・学位授与機構（2020）『第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するQ&A（2020年度実施:4年目終了時評価）2019年7月（2020年3月改訂）』。

大学改革支援・学位授与機構（2019）『評価作業マニュアル 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価（2020年度実施:4年目終了時評価）2018年6月（2019年10月改訂）』。

大学改革支援・学位授与機構（2019）『評価実施要項 国立大学法人及び大学共同利用機関法

人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価 2018年6月（2019年7月改訂）』。

大学改革支援・学位授与機構「質保証人材育成セミナー」，令和元年11月11日，大学改革支援・学位授与機構竹橋オフィス。

国立大学法人評価に係る情報システムの設計・開発（研究業績関連の評価支援システム、評価関連書類の運用支援システム、データ分析集の検討及び検証、これらに係る支援ツールの開発を年間通して事業担当部課と協働で実施）

大学ポートレートシステムに係るシステムの設計・開発（大学ポートレートシステムに係る仕様の検討や国際発信版の改良開発等を年間通して事業担当部課と協働で実施）

○事業関連説明会等における情報提供

令和元年度に実施する大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に関する大学別研修，令和元年4月5, 8, 15, 18, 19, 22日，5月8, 21, 23, 30, 31日，6月3, 4, 5, 7, 13日，小平本部、竹橋オフィス及びウェブ利用会議。

大学機関別認証評価等に関する説明会，令和元年6月10日，学術総合センター。

令和2年度に実施する大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会，令和元年6月10日，学術総合センター。

国立大学法人等評価実務担当者説明会①，令和元年7月30日，TKPガーデンシティ竹橋。

国立大学法人等評価実務担当者説明会②，令和元年8月2日，梅田スカイビルタワーイースト。

土屋俊（2019）「大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価について一学部・研究科等における教育課程の評価と内部質保証一」令和元年8月7日，高知大学。

令和2年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会，令和元年9月13日，学術総合センター。

高等専門学校機関別認証評価に関する説明会，令和元年9月13日，学術総合センター。

渋井進（2019）「現況分析に向けて：国立大学法人教育研究評価における教育及び研究の現況に関する評価の枠組み」，学部・研究科における教育状況の評価に関する学内説明会，令和元年9月13日，鹿児島大学。

土屋俊（2019）「大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価について一学部・研究科等における教育課程の評価と内部質保証一」，学部・研究科における教育状況の評価に関する学内説明会，令和元年9月13日，鹿児島大学。

土屋俊（2019）「大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価について一学部・研究科等における教育課程の評価と内部質保証一」令和元年9月17日，北海道教育大学。

土屋俊（2019）「大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価について一学部・研究科等における教育課程の評価と内部質保証一」令和元年10月29日，滋賀大学。

国立大学法人等評価実務担当者研修会①，令和元年10月28日，学術総合センター。

国立大学法人等評価実務担当者研修会②，令和元年10月29日，学術総合センター。

国立大学法人等評価実務担当者研修会③，令和元年10月31日，神田カンファレンスルーム。

国立大学法人等評価実務担当者研修会④，令和元年11月7日，学術総合センター。

国立大学法人等評価実務担当者研修会⑤，令和元年11月13日，学術総合センター。

国立大学法人等評価実務担当者研修会⑥，令和元年11月15日，学術総合センター。

国立大学法人等評価実務担当者研修会⑦，令和元年11月21日，学術総合センター。

国立大学法人等評価実務担当者研修会⑧，令和元年11月22日，学術総合センター。

令和2年度に実施する大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に関する大学別研修，令和2年1月7, 14, 20日，2月6, 13日，3月3, 13日，小平本部、竹橋オフィス及びウェブ利用

I-5 調査研究

会議.

令和2年度に実施する高等専門学校別認証評価に関する自己評価担当者等に関する学校別研修, 令和2年3月2, 5, 11, 16, 17, 18, 19日, ウェブ利用会議.

○事業協働研究会・研修会等

令和元年度大学質保証フォーラム「変革期における大学質保証」, 令和元年7月25日, 一橋講堂

令和元年度人材育成セミナー「大学等の幹部職員向けIRセミナー」, 令和元年11月11日, 学術総合センター

井田正明(2019)「大学情報と分析について」, 大学改革支援・学位授与機構 大学経営手法に関する共同プロジェクト キックオフMTG, 令和元年12月11日, 神戸大学.

令和元年度人材育成セミナー「大学等の実務担当者向けワークショップ」, 令和2年1月31日, 学術総合センター

【社会への成果の提供】

○ 研究会・研修会等

「評価と指標妥当性の勉強会」講師, 渋井進, 令和元年8月30日, 大学改革支援・学位授与機構竹橋オフィス.

「高等教育の質保証の理念と実践——日印比較の試み」講師, Jagannath Patil・土屋俊, 令和元年12月18日, 大学改革支援・学位授与機構竹橋オフィス.

「ドイツとヨーロッパにおける高等教育財政——大学への資金交付と学内資金配分」研究開発部ラウンドテーブル, 講師 Frank Ziegele, 令和2年1月24日, 大学改革支援・学位授与機構竹橋オフィス.

○ 一般向け手引書・講演等

山本進一(2019)「我が国へのURAの導入・経過・課題と質保証」, 文部科学省委託事業「リサーチ・アドミニストレーターに係る質保証制度の構築に向けた調査研究」シンポジウム, 2019年12月23日, 一橋講堂.

山本進一(2019)「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業シンポジウム」パネルディスカッション・パネリスト, 日本学術振興会主催, 2020年2月16日, ベルサール東京日本橋.

【調査研究の成果の公表】

○ 学術論文等

佐藤亨・松尾貴巳(2019)「地方自治体の新公会計(統一的な基準)が予算編成に与える影響に関する分析: 実態調査結果に基づいて」, 『会計検査研究』, 60, pp.13-27.

佐藤亨(2019)「統一的な基準が示す財政状況—法定の決算との比較による実証分析」, 『地方財務』第783号, pp.60-71.

- 宮崎和光、井田正明(2019)「Character-level CNNを用いたディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性判定能力の改善に関する一考察」, 『電気学会論文誌』, Vol.139, No.10, pp.1119-1127, DOI:10.1541/ieejieiss.139.1119. Translated paper: Miyazaki K, Ida M (2020) Construction of consistency judgment system of diploma policy and curriculum policy using character-level CNN. Electronics and Communication in Japan, <https://doi.org/10.1002/ecj.12223>.
- 水田健輔 (2020)「米国の大学における債務による資金調達の変向」, 『大学論集』, 52号, pp.83-99.
- 渋井進 (2019)「第三部 高等教育の流動性が抱える課題 第1章ディグリーミル・ア krediteーション・ミル」, 『高等教育機関の矜持と質保証 - 多様性の中での倫理と学術的誠実性 - 』, pp.141-152, ぎょうせい.
- 渋井進, 山本泰 (2020)「第三部 社会に開かれた外部質保証、第1章機関別認証評価の展開と課題」, 『内部質保証と外部質保証 - 社会に開かれた大学教育を目指して - 』, pp95-120, ぎょうせい.
- 蝶慎一 (2020)「1950年代半ばにおける「学生担当職」の担い手に関する一考察—「学生部」の教職員構成と研修事例に着目して—」, 『大学評価・学位研究』21, pp.1-17.
- 土屋俊 (2019)「第二部 学術的誠実性」, 『高等教育機関の矜持と質保証 - 多様性の中での倫理と学術的誠実性 - 』, pp.153-168, ぎょうせい.
- 竹中亨 (2020)「有効な内部質保証」, 大学改革支援・学位授与機構編『内部質保証と外部質保証—社会に開かれた大学教育をめざして』, ぎょうせい, pp. 55-91,
- 竹中亨 (2020)「ドイツ大学教育の質保証」, 大学改革支援・学位授与機構編『内部質保証と外部質保証—社会に開かれた大学教育をめざして』, ぎょうせい, pp. 121-144
- 森利枝 (2020)「学修時間と学修成果に関わる政策議論に関する考察—単位制度の運用への支援の検討のために」大正大学エンロールメント・マネジメント研究所『エンロールメント・マネジメントとIR』第1集、pp. 6-16

○ 学会発表等

- 佐藤亨 (2019)「『統一的な基準』による地方公会計の展開」統一論題報告, 国際公会計学会第22回全国大会, 2019年9月14-15日, 横浜国立大学.
- 水田健輔 (2019)「米国高等教育機関の財務分析と規制・統制での活用動向」自由論題報告, 国際公会計学会第22回全国大会, 2019年9月15日, 横浜国立大学.
- Yamamoto, Shin-ichi (2019) “Developing the Research Enterprise: Japanese Perspective and Experience”, Session Developing the Research Enterprise: International Perspective and Experience”, 11th Annual NORDP Research Development Conference, Rhode Island, Providence, April 29 - May 1, 2019.
- Yamamoto, Shin-ichi (2019) “Developing the Research Enterprise: Japanese Perspective and Experience”, Japan-EU Networking Session, Opto X - NANO 2019, Okayama, December 2-5, 2019.
- 井田正明 (2019)『財務データに対する正準相関分析の適用と考察』, 第35回ファジィシステムシンポジウム講演論文集, pp.149-151, 2019年8月29~31日, 大阪大学.
- 野田文香・金性希・齋藤崇徳・渋井進 (2019)「大学における内部質保証と学習成果—機関別認証評価の視点から—」, 大学教育学会第41回大会, 2019年6月1日, 玉川大学.

I-5 調査研究

- 金性希・野田文香・渋井進・齋藤崇徳 (2019) 「大学における内部質保証と学習成果—全学と部局の関係性と課題を中心に—」, 大学教育学会第41回大会, 2019年6月1日, 玉川大学.
- 野田文香 (2019) 「大学改革支援・学位授与機構 (NIAD-QE) 国際化評価の取組 選択評価事項C「教育の国際化の状況」」, 日本比較教育学会第55回大会ラウンドテーブル, 2019年6月8日, 東京外国語大学.
- 蝶慎一 (2019) 「大学教育における学寮の位置づけと「学修」の概念的検討—国際学寮担当職協会 (ACUHO-I) の議論を手がかりに—」, 大学教育学会第41回大会, 2019年6月1日, 玉川大学.
- 蝶慎一 (2019) 「カリフォルニア大学バークレー校の学習支援に関わる担い手」 (ゲストスピーカー), 東京大学大学院教育学研究科, 2019年6月29日, 東京大学.
- Shinichi CHO & Masato SHINODA (2019) Academic Advising in Japan, Presentation, 2019年7月23日, University of California Berkeley, California.
- Kazumasa MORI, Tomoko OE, Susumu SHIBUI (2019) Some evaluations of intuitive scoring in interview selections: Students' academic achievement in a statistical course, 5th International Conference on Education, Learning and Training, 2019年8月3日, Courtyard by Marriott Madrid Princesa, Madrid.
- 蝶慎一 (2019) 「学生支援の評価を再考する—戦後初期の歴史からのアプローチ—」, 高等教育質保証学会第9回大会, 2019年8月24日, 國學院大學.
- 渋井進 (2019) 「評価するということ、その原点に立ち戻り考える」, 高等教育質保証学会第9回大会, 2019年8月25日, 國學院大學.
- 土屋俊 (2019) 「内部質保証を認証評価することの意味」, 高等教育質保証学会第9回大会, 2019年8月25日, 國學院大學.
- 蝶慎一 (2019) 「大学における学生寮の「目的」と「担い手」—1970年代の資料に基づいて—」, 大学行政管理学会第23回大会, 2019年9月8日, 実践女子大学.
- 野田文香 (2020) 「大学認証評価指標からみる学習成果と内部質保証」, 計測自動制御学会システム・情報部門第22回社会システム部会研究会, 2020年3月17日, 石垣島.
- 野田文香 (2020) 「<書評> 齋藤 有吾著『大学教育における高次の統合的な能力の評価—量的vs.質的, 直接vs.間接の二項対立を超えて—』」, 大学教育学会誌 41(2), pp.100-101.
- 金性希 (2019) 「大学機関評価の日韓比較研究—評価検証調査を中心に—」, 韓国比較教育学会, 令和元年12月13日, サムキョン教育セッター会議室, ソウル.
- 金性希 (2020) 「検証アンケート調査から見える認証評価の日韓比較」, 計測自動制御学会システム・情報部門第22回社会システム部会研究会, 令和2年3月17日, 石垣島.
- Nozomi TAHAKASHI & Rie MORI (2019) “The Excessive Variegation of Nomenclature of Major Fields of Academic Degrees in Japan: Study of English Versions based on 2017 Survey,” 8th International Congress on Advanced Applied Informatics (IIAI-AAI), July 7-12, 2019, Toyama International Conference Center, Toyama.
- 宮崎和光, 高橋望, 森利枝 (2019) 「ディプロマ・ポリシーと学位に付記する専攻分野の名称の整合性に関する研究—大規模調査結果の分析—」, 電気学会C部門大会, 電気学会, 令和元年9月5日, 琉球大学.
- 宮崎和光, 高橋望, 森利枝 (2019) 「Character-level CNNを用いたディプロマ・ポリシーマッチングテストの大規模調査結果との比較」, 計測自動制御学会システム・情報部門 学術講演会2019, 令和元年11月24日, 千葉大学.
- 森利枝 (2019) 「米国の高等教育機関とステイクホルダーの機能分化と相互作用」 大学教育学会第41回大会ラウンドテーブル, 令和元年6月2日, 玉川大学.
- 森利枝 (2019) 「国内外のデータシェアリングの現状—『大学基本情報』を事例に—」 私学

高等教育研究所 第 70 回公開研究会 「私立大学の I R ～データの共有と活用～」，
令和元年7月19日，アルカディア市ヶ谷。

森利枝（2019）「学修時間と単位制度を再検討する：日米の議論から」IDE東北・IDE大学
セミナー，令和元年11月18日，仙台ガーデンパレス。

Rie MORI (2020) “Asia-Pacific Network of National Information Centres (APNNIC) and
the National Information Center for Academic Recognition Japan,” Seminar, Swedish
National Council for Higher Education, February 19, 2020, Swedish National Council
for Higher Education, Stockholm.

○ 報告書等

大学改革支援・学位授与機構（2020）『大学機関別認証評価2巡目に関する検証結果報告書』。

竹中亨（2020）「はじめに——歴史学におけるコンピテンスと学修成果」，次世代歴史教育
研究会編『次世代の歴史教育のあり方に関する調査研究 中間報告書』，次世代歴史教育
研究会（<http://jisedairekishi.com/accomplishment-report/>），pp. 1-10

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

自己評価 B

計画に沿った調査研究活動を行い、社会への成果の提供について目標をおおむね達成しており、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的に意義のある成果を学術論文等によって公表した。

実績・参考データ

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究した。また、我が国の学位等高等教育資格が国内外の高等教育機関と労働市場で適正に承認され、真正性を担保するための要件について調査研究を行った。

【学位の要件となる学習の体系性と成果の評価に関する研究】

諸外国の大学における多様化と継続教育・成人教育との関わりを視野に入れながら、学位の要件となる学習の体系性と成果の評価に関する基礎的研究を進めた。また、国際的な学生移動を支える観点から学修と学位の質保証について考察した論稿が高等教育関係の雑誌に掲載された（令和元年7月）。日本とドイツの高等教育政策の動向を比較検討した発表を研究開発部研究会で行い（10月8日）、ドイツの高等教育の多様化と機能分化について機構内の大学改革支援研究会で発表した（11月13日）。

さらに、ドイツから研究者を招聘して、ドイツにおける教育研究の質保証に関する講演会を開催し、参加者と意見交換を行った（令和2年1月23日）。

【学位等高等教育資格の国際的な承認に関する調査研究】

ユネスコ「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）」の日本締結（2017年12月）、ユネスコ加盟5か国締結による発効（2018年2月）及び「学校教育法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第11号）の公布・施行（2019年

5月24日)を受け、機構内に日本公式の国内情報センター(National Information Center: NIC)として「高等教育資格承認情報センター」が設置された。これに伴い、東京規約に基づいてNICが提供する、高等教育に係る情報(日本の教育制度、高等教育機関種の概要、学位等高等教育資格を付与する高等教育機関の権限・一覧等)の調査を事業担当部課(国際課)と協力して進め、NIC開設に合わせてウェブサイト上に公開した(9月1日)。

第2回東京規約締約国委員会(2019年9月18日~20日、タイ・バンコク)に研究開発部教員が出席し、アジア・太平洋地域のNICネットワーク(APNNIC)構築に向けた取組について締約国(オーストラリア、中国、ニュージーランド、日本、韓国、バチカン、モンゴル、トルコ)、ユネスコバンコク事務所、及び地域諸国代表者と意見交換、情報収集を行った。この締約国委員会において、年度内に各国NIC関係者を東京に招いて国際ワークショップを開催することを機構から提案し、了承された。そのためホスト機関として、国際課と協働して、ワークショップ(外国の高等教育資格の評定・承認に係る研修)の企画・調整を行い、研修の準備を整えた。このワークショップは2020年3月中に4日間開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大による海外渡航制限により延期された。

また、東京規約締約国の各々の教育制度上における学位・資格等の位置づけを整理するため、各国の学位・資格枠組み(National Qualifications Framework: NQF)の状況について調査を実施した。東京規約の発効と国内情報センター(NIC)の設立について国内の高等教育関係者のセミナーで講演を行い、留学関係の雑誌に論稿を発表した。さらにNQFの動向に関して、国内学会と書籍において公表した。

諸外国の高等教育制度・質保証制度の基本情報をまとめた「高等教育・質保証システムの概要」のスリランカ版及びネパール版を、担当事業部課(国際課)と協働して新規に作成し、確認作業を行った。

さらに、日本の大学、短期大学及び専門学校を対象に、平成30年度に教職協働で実施した「外国での学習歴を有する者(外国人留学生等)への入学資格審査に関する調査」の回答結果についてデータを整理し、分析を進めた(大学:585機関、回答率75.8%、短期大学:163機関、回答率50.9%、専門学校:285機関、回答率39.0%)。

【機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査】

外国での学習履歴を持つ学習者からの照会2件(中国1件、英国1件)に対して調査を行い、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、基礎資格を有する者の区分(日本の大学等で学修を要する年数と必要な単位数)を確認し、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。特に中国における学習履歴については、近年の変化に注意し中国高等教育研究の専門家である研究開発部客員教授にも調査を依頼して慎重に申請資格を確認した。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

学士の学位取得を目指す自学自習の申請者への学修支援の在り方と大学以外の高等教育レベルの学習の成果を単位として認めるための調査研究を実施した。また、我が国の大学の授与する学位の状況を調査して、機構の授与する学位について検討するための情報収集とその分析を行った。さらに、機構の学位を取得した者に対して、学位取得直後の調査を継続的に実施し、学位授与事業の検証を行って事業の改善に反映させた。

【機構の学位取得者と退任専門委員への調査による学位授与事業の検証】

I-5 調査研究

平成 30 年度 10 月期及び令和元年度 4 月期の単位積み上げ型による学士の学位取得者に対して、通例（従来の審査方式）と特例（新たな審査方式）の双方について学位取得直後のアンケート調査を事業担当部課（学位審査課）と協働して実施し、その結果を分析した。通例申請による合格者（平成 30 年度 10 月期 507 名、令和元年度 4 月期 260 名）への学位取得直後アンケートの結果（平成 30 年度 10 月期回答者数 337 名、回答率 66.5%、令和元年度 4 月期回答者数 207 名、回答率 79.6%）を分析して学位授与事業の改善に反映させるべき事項を抽出した。また、特例申請による合格者（平成 30 年度 10 月期 1,817 名、令和元年度 4 月期 13 名）への学位取得直後アンケートの結果（平成 30 年度 10 月期回答者数 988 名、回答率 54.4%、令和元年度 4 月期回答者数 10 名、回答率 76.9%）の分析を行い、学位取得者は新たな審査方式についておおむね満足しているという結果を得た。

これらの検討とともに、学位審査会専門委員会の平成 30 年度退任委員への自由記述によるアンケート（対象者 35 名）を実施し、令和元年 12 月までに回答（18 名）を得た。回答の内容を整理し、計量テキスト分析による解析の適用可能性について検討した。

また、「平成 31 年度学位審査会専門委員協議会」を事業担当部課と協働の下に開催し（令和元年 4 月 18 日）、新任の専門委員（出席 13 名）に対して学位授与制度の理念・意義と概要、審査手順・方法等について、これまで研究開発部に蓄積された学位授与事業に関する業務実績と調査データに基づいて資料を作成し説明した。

また、機構が認定した教育施設（省庁大学校）の修了者への修士の学位授与に関して、修士論文を課さずに特定の課題についての研究の成果の審査に基づく修士の学位授与の要望を踏まえて平成 29 年度より実施してきた、修士課程の多様化と学位審査に関する実態調査の分析結果を、国内学会（6 月 9 日）において発表した。

【学士の学位授与における新たな審査方式（特例）の検証】

平成 27 年度に開始した特例適用専攻科修了見込み者に対する学士の学位授与審査（新たな審査方式）に関して、平成 30 年度申請者の「学修総まとめ科目の履修状況」の審査結果を分析し、令和元年度専門委員会・部会における審議の資料とするとともに、課題の整理と改善に向けての検討を行った。

平成 30 年度申請者が提出した「学修総まとめ科目履修計画書」と「学修総まとめ科目成果の要旨等」、ならびに特例適用専攻科が提出した「学修総まとめ科目の成績評価に係る書類」に係る専門委員の審査結果から、各専門委員が申請者の学修総まとめ科目の履修について付したコメントと、特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況について付したコメントを分析した。この結果を、令和元年 5 月開催の専門委員会・部会による平成 30 年度各特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況に関する審議の資料とした。

次に、専門委員のコメントの分析結果から、特例適用専攻科に共通する問題点と、個別に早急に改善を要する問題点等を抽出し、早急に改善を要する問題点については、各専門委員会・部会及び学位審査会の審議を経て、当該特例適用専攻科に 8 月下旬に通知した。

新たな審査方式を導入した目的は「専攻科での学修の成果に、より着目した形で学士の学位授与審査を行うことを通じて、特例適用専攻科の教育活動の一層の充実に資する」ことであった。新たな審査方式は導入から 6 年目を迎え、特例適用専攻科では、この審査方式に対応した教育・学修が展開されており、機構における学位授与審査も、おおむね順調に実施されている。その一方で、当初の目的達成には未だ課題が残されており、課題改善のために以下のような取組を行った。

平成 30 年度より「学修総まとめ科目履修計画書」の審査において、各申請者に対して専門委員から付されたコメントを、原則すべて、専攻、指導教員を通じて申請者一人ひとりに伝えるようにした。これにより、専門委員からのコメントを申請者が「学修総まとめ科

目成果の要旨」の作成に反映させることが可能になった。令和元年度は、1月中旬に専攻科宛てにコメントを送付したが、各専攻科における学修総まとめ科目の実施スケジュールとコメントを申請者に伝える時期について、下述の高等専門学校の訪問調査において聞き取りを行った。

また、毎年度の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」で専門委員がコメントを付した指導教員の教育指導、各専攻科の指導体制等に係る指摘内容を記録に残し、3～5年ごとの「特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査（特例適用専攻科レビュー）」の際に参照情報として活用する審査システムを導入した。これにより、申請者個人の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」から把握された専攻科での教育指導の状況を、各特例適用専攻科の「学修総まとめ科目の実施状況等に関する審査」の資料に加えることが可能になった。

さらに、「学修総まとめ科目」に係る特例適用専攻科の教育・学修の展開状況と課題を把握するため、特例適用専攻科を置く高等専門学校を訪問し、聞き取り調査を行った。令和元年度は苫小牧工業高等専門学校（8月29日）と群馬工業高等専門学校（12月13日）に訪問調査を実施し、課題を把握するとともにその改善策の検討を行った。

【学修成果の剽窃問題に関する実態調査】

機構の学位授与制度における単位積み上げ型学修による通例の学士の学位授与では、申請者に大学学部相当の学修の成果をまとめた「学修成果」の提出を求めており、その形式はレポートあるいは演奏・創作・作品の2種類に大別される。学修の成果が学力として定着していることを確認するために、レポートに対しては小論文試験、演奏・創作・作品に対しては面接試験を実施している。学修成果は、剽窃について十分理解した上で倫理に反していないとの誓約のもとに提出させているが、最近では剽窃が疑われる学修成果（レポート）が散見されるようになってきた。そのため、レポートとして提出された学修成果の剽窃問題について緊急に実態調査を行う必要があるとの認識に至り、調査を開始した。本調査では剽窃判定ソフトを利用して、提出された学修成果の剽窃の状況を把握し、その結果を学位授与審査に反映させて学位授与事業の改善につなげることを目的としている。具体的には、令和元年度に学位授与申請者から提出された学修成果を対象として全数検査を行うこととし、インターネットから得られる公開情報との類似性に加えて、過去の申請者から提出された学修成果との類似度の評価も行い、その実情を明らかにすることとした。調査の緊急性に鑑み、令和元年度は剽窃に関わる調査のプロジェクトチームを結成し、国内外の2種類の剽窃判定ソフトのライセンス契約を行うとともに、過去の学修成果のリポジットのための機構内サーバーなどのハードウェアの準備を行った。また、個人情報を含む過去の学修成果の取扱いや情報管理について確認し、令和2年度以降に実施する調査の具体的な進め方について検討した。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。大学評価及び学位に関する研究をまとめた論文、研究ノートなどを掲載する査読付きの学術誌『大学評価・学位研究』第20号と第21号の合併号を令和2年3月に刊行した。第20号には機構の研究開発部教員と国内の高等教育関係の研究者から投稿された研究ノート・資料2編を、第21号には論文1編、研究ノート・資料1編を収録した。

『大学評価・学位研究』第20号・第21号合併号は、冊子体を関係高等教育機関等に配布

I-5 調査研究

するほか、『大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ』及び科学技術振興機構の「J-STAGE」に掲載し、研究成果の提供・公表を行った。

各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用し、公表したほか、『大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ』等による研究成果の公表を行った。

【機構の事業への成果の活用】

○事業への成果の移転（事業実施・検証資料等）

外国での学習履歴を持つ学習者に対する機構の学位授与制度への申請資格調査

中国 1 件

英国 1 件

単位積み上げ型による学士の学位取得者（通例）に対する学位取得直後アンケート調査

平成30年度10月期学位取得者

令和元年度4月期学位取得者

単位積み上げ型による学士の学位取得者（特例）に対する学位取得直後アンケート調査

平成30年度10月期学位取得者

令和元年度4月期学位取得者

学位審査会専門委員平成30年度退任委員に対する学位授与事業に関するアンケート調査

○事業関連説明会等における情報提供

平成31年度学位審査会専門委員協議会，2019年4月18日，大学改革支援・学位授与機構小平本館5階会議室。

吉川裕美子「学位授与制度の概要」

森 利枝 「単位積み上げ型の学位授与と審査」

菊池和朗 「専攻科の認定及び特例適用認定と修了者への学位授与」

奈良信雄 「省庁大学校の課程認定と学位授与」

吉川裕美子（2019）「大学改革のポリテックスー日独の比較教育学的考察」，研究開発部研究会，2019年10月8日，大学改革支援・学位授与機構小平本館717会議室。

吉川裕美子（2019）「ドイツ高等教育の多様化と機能分化」，大学改革支援研究会，2019年11月3日，大学改革支援・学位授与機構竹橋オフィス10階会議室。

【社会への成果の提供】

○ 研究会・研修会等

「ドイツにおける教育研究の質保証－認証評価・ランキング・Uマルチランク」，

フランク・ツィーゲレ教授（Prof. Dr. Frank Ziegele），ドイツ・CHE高等教育センター所長兼オスナブリュック専門大学教授（CHE Centrum für Hochschulentwicklung / CHE Centre for Higher Education, Hochschule Osnabrück），研究開発部講演会，2020年1月23日，大学改革支援・学位授与機構竹橋オフィス1012会議室。

○ 一般向け手引書・講演等

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（2020）「英国の高等教育・質保証システムの概要」（第3版），2020年3月。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（2020）「スリランカの高等教育・質保証システムの概要」（第1版），2020年3月。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 (2020) 「ネパールの高等教育・質保証システムの概要」 (第1版), 2020年3月.

高等教育資格承認情報センター (National Information Center for Academic Recognition Japan) ウェブサイト, 令和元年9月1日公開.

<https://www.nicjp.niad.ac.jp/> (日本語・英語)

森利枝 (2019) 「デジタル時代の高等教育情報公開ー高等教育情報のデジタル化・NICとそのインパクトー」, 地域科学研究会, 2019年4月19日, 剛堂会館 (明治薬科大学).

野田文香 (2019) 「高等教育資格承認情報のコンテンツと国際交流の進化ー“東京規約”の発効/国内情報センター (NIC) の設立ー」, 地域科学研究会, 2019年12月24日, 剛堂会館 (明治薬科大学).

野田文香 (2020) 「東京規約の発効と国内情報センター (NIC) ー職業教育の国際通用性を求めてー」, 神奈川県専修学校各種学校産業交流委員会研修会, 2020年2月19日, かながわ県民センター.

【調査研究の成果の公表】

○ 学術論文等

吉川裕美子 (2019) 「学生の国際移動を支える学位・学修の質保証ーユネスコ地域承認規約『東京規約』の意義ー」, 『IDE現代の高等教育』No.612, 2019年7月号, pp.50-54.

野田文香 (2019) 「日本における国内情報センター (NIC) の設立ー学位・資格の承認に関わる今後の展望ー」, 『留学交流』, Vol. 105, pp. 29-41.

野田文香 (2019) 「“Qualifications” とインテグリティー国家資格枠組に期待される役割ー」, 『高等教育機関の矜持と質保証ー多様性の中での倫理と学術的誠実性ー』 第三部第2章, pp.153-168, ぎょうせい.

野田文香 (2019) 「欧州の高等教育改革-ボローニャ・プロセスが目指す調和と標準化」 第I部第3章, 藤本昌代・山内麻理・野田文香編『欧州の教育・雇用制度と若者のキャリア形成ー国境を越えた人材流動化と国際化への指針』, pp.71-94, 白桃書房.

野田文香 (2019) 「フランスの高等教育と学位・免状・資格制度」 第II部第6章, 藤本昌代他編『欧州の教育・雇用制度と若者のキャリア形成』, pp. 159-189, 白桃書房.

○ 学会発表等

吉川裕美子, 齋藤崇徳, 越光男 (2019) 「修士論文を課さない日本の修士課程の現状と課題ー『特定課題研究による修了』に関する全国調査の結果からー」, 日本高等教育学会第22回大会, 2019年6月9日, 金沢歌劇座.

野田文香 (2019) 「コンピテンスを基盤とした 学位・資格などの “Qualifications” ー国家資格枠組み (NQF) に期待される役割ー」, 日本比較教育学会第55回大会, 2019年6月10日, 東京外国語大学.

Noda, A. (2020) “The Tokyo Convention and APNNIC”, International Seminar on Foreign Credential and Digital Student Portability, 2020年3月12日, Webinar (Toyo University).

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

<年度計画>

1 経費等の合理化・効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、平成 30 年度予算に比較して 3%以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、平成 30 年度予算に比較して 1%以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、戦略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に努める。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

1 経費等の合理化・効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、平成30年度予算に比較して3%以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、平成30年度予算に比較して1%以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、戦略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に努める。

自己評価 B

令和元年度実績は平成30年度実績と比較して、効率化になじまない特殊要因を除き、業務効率化等により、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）については△5,404千円（△4.1%）の減、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く）については、△4,283千円（△1.3%）の減となっている。

また、予算ヒアリングの実施、機構長裁量経費の確保、配分及び収益化単位ごとに四半期ごとのモニタリングを実施した。

実績・参考データ

○ 平成30年度と令和元年度の予算・実績比較（自己収入を除く）

（単位：千円）

		平成30年度	令和元年度	
			金額	削減割合
予算	一般管理費物件費	155,717	151,045	△3.0%
	その他事業費物件費 ※1	560,346	554,743	△1.0%
実績	一般管理費物件費	132,855	127,451	△4.1%
	その他事業費物件費 ※2	328,487	324,204	△1.3%

※1 特殊経費及び新規拡充分を除く

※2 特殊経費、新規拡充分及び効率化になじまない特殊要因を除いた額

II 業務運営の効率化

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。

自己評価 B

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、当該計画に基づく取組を実施した。

また、契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の自己評価の点検等を行った。

実績・参考データ

調達等の合理化

「調達等合理化計画」を策定し、当該計画に基づく取組として以下を実施した。契約状況等は表「令和元年度契約状況及び一者応札・応募状況の前年度比較」のとおりである。

1. 複数年契約による調達事務の合理化

複数年契約により、令和元年度に実施することになっていた調達事務を（12件）効率化することができた。

なお、令和元年度については、内容を精査した結果、新規に複数年契約とする契約はなかった。

2. 競争性を確保するための対応

競争性を確保するための対応については、以下の取組により、1社応札を平成30年度から3件削減した。

- ・規定より公告期間を長く設定し、入札参加希望者の十分な検討・準備時間を確保。
- ・該当する業種の繁忙期を踏まえ、契約時期を早めに設定。
- ・新規業者の調査等の実施。

このほか、調達に関するガバナンスの徹底として以下の取組を実施した。

- ・発注・契約権限と検収の取扱いの適正化及び随意契約に関する監査室の点検。
- ・調達担当者を対象として勉強会の開催。
- ・研究開発、調査・研究、広報等の技術的要素を伴う案件に対し、基準額未満でも総合評価落札方式を実施。

○ 令和元年度契約状況及び一者応札・応募状況の前年度比較

		平成30年度		令和元年度		比較増△減	
		件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
契約 状況	競争性のある契約	42	308,590	38	325,119	△4	16,529
	競争入札等	39	286,720	36	300,424	△3	13,704
	企画競争、公募	3	21,870	2	24,695	△1	2,825
	競争性のない随意契約	6	17,803	6	17,661	0	△142
	合計	48	326,393	44	342,780	△4	16,387
一者 応札 ・ 応募 状況	2者以上	22	143,801	21	106,915	△1	△36,886
	1者以下	20	164,789	17	218,204	△3	53,415
	合計	42	308,590	38	325,119	△4	16,529

契約監視委員会

契約監視委員会を2回開催し、令和元年度調達等合理化計画と平成30年度調達等合理化計画に対する自己評価の点検を行った。また、平成30年10月から令和元年9月までの契約のうち随意契約、一者応札・応募を中心に8件の点検を行い、契約手続が適正に行われていることを確認した。

また、契約監視委員会の審議概要をウェブサイトで公表した。

Ⅱ 業務運営の効率化

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

自己評価 B

役職員の給与水準は、国家公務員とほぼ同等としている。なお、役職員の報酬・給与等はウェブサイトで公表した。

実績・参考データ

令和元年8月の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律及び関連人事院規則が改正されたことに伴い、役職員の給与規則等を国に準じて改正した。

平成30年度の役職員の報酬・給与等の検証結果や取組状況について、令和元年6月に公表した。

< 事務職員給与の対国家公務員指数 >

	平成30年度	令和元年度
年齢勘案	99.1	98.2
年齢・地域勘案	99.5	98.4
年齢・学歴勘案	97.6	97.2
年齢・地域・学歴勘案	99.2	98.0

- Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、
収支計画及び資金計画
- Ⅳ 短期借入金の限度額
- Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画
- Ⅵ 剰余金の使途

<年度計画>

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 78億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

II 業務運営の効率化

III～VI 自己評価 B

平成31年4月～令和2年3月の小平第二住宅の入居率は59.1%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。このほか、適切な執行管理により短期借入金を必要とする事態は生じなかった。

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- | | | |
|---|------|---------|
| 1 | 予 算 | 別紙1のとおり |
| 2 | 収支計画 | 別紙2のとおり |
| 3 | 資金計画 | 別紙3のとおり |

実績・参考データ

III-1 予 算

○ 令和元年度収入状況

(単位：千円)

収入	予算額	決算額	差引増減額	備考
運営費交付金	1,833,569	1,833,569	0	
大学等認証評価手数料	202,069	190,177	△11,892	
学位授与審査手数料	123,224	124,341	1,117	
大学ホートレット運営負担金収入	0	80,082	80,082	
寄附金等収入	0	2,000	2,000	
長期借入金等	53,600,000	46,856,151	△6,743,849	
長期貸付金等回収金	67,406,872	67,408,478	1,606	
長期貸付金等受取利息	4,905,861	3,801,374	△1,104,487	
財産処分収入	1,381,000	1,381,000	0	
財産賃貸収入	81,800	81,616	△184	
財産処分収入納付金	392,104	1,686,502	1,294,398	
有価証券利息	0	1,963	1,963	
その他	7,937	10,062	2,125	
計	129,934,436	123,457,316	△6,477,120	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ～Ⅵ 予算、収支計画、資金計画等

○ 令和元年度支出状況

(単位：千円)

支出	予算額	決算額	差引増減額	備考
業務等経費	1,535,655	1,219,135	△316,520	
うち、人件費 (退職手当を除く)	903,681	836,486	△67,195	
うち、物件費	630,063	382,650	△247,413	
うち、退職手当	1,911	0	△1,911	
大学等評価経費	202,069	217,851	15,782	
学位授与審査経費	123,224	124,341	1,117	
大学ポータル運営負担金支出	0	80,082	80,082	
寄附金支出	0	2,086	2,086	
一般管理費	305,851	403,227	97,376	
うち、人件費 (退職手当を除く)	154,806	275,264	120,458	
うち、物件費	151,045	127,963	△23,082	
うち、退職手当	0	0	0	
施設費貸付事業費	50,704,983	44,826,757	△5,878,226	
施設費交付事業費	4,000,000	3,795,874	△204,126	
長期借入金等償還	70,257,470	68,331,084	△1,926,386	
長期借入金等支払利息	4,837,515	3,674,757	△1,162,758	
公租公課等	26,001	26,604	603	
債券発行諸費	19,249	16,454	△2,795	
債券利息	45,168	17,662	△27,506	
計	132,057,185	122,735,915	△9,321,269	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

II 業務運営の効率化

III-2 収支計画

○ 令和元年度収支計画

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差引増減額
費用の部	11,469,857	9,969,839	△1,500,018
経常費用	11,469,857	9,969,839	△1,500,018
業務等経費	1,496,436	1,190,821	△305,615
大学等評価経費	202,069	218,067	15,998
学位授与審査経費	123,224	124,341	1,117
大学ポータル運営負担金経費	0	80,082	80,082
寄附金経費	0	2,148	2,148
施設費交付事業費	4,000,000	3,795,874	△204,126
支払利息	4,818,166	3,595,039	△1,223,127
処分用資産売却原価	388,476	375,576	△12,900
その他の業務経費	26,001	26,604	603
一般管理費	313,658	415,336	101,678
減価償却費	82,578	129,486	46,908
財務費用	19,249	16,463	△2,786
収益の部	8,912,628	9,141,149	228,521
経常収益	8,912,628	9,141,149	228,521
運営費交付金収益	1,712,802	1,611,205	△101,597
大学等認証評価手数料	202,069	190,177	△11,892
学位授与審査手数料	123,224	124,341	1,117
大学ポータル運営負担金収益	0	80,082	80,082
寄附金収益	0	2,148	2,148
処分用資産賃貸収入	81,800	81,616	△184
処分用資産売却収入	1,381,000	1,381,000	0
施設費交付金収益	392,104	1,686,502	1,294,398
受取利息	4,839,759	3,702,994	△1,136,765
財務収益	0	2,270	2,270
賞与引当金見返に係る収益	74,153	101,952	27,799
退職給付引当金見返に係る収益	15,202	47,455	32,253
資産見返物品受贈額戻入	57	57	0
資産見返寄附金戻入	0	444	444
資産見返運営費交付金戻入	82,521	118,849	36,328
雑収入	7,937	10,057	2,120
臨時損失	652,090	281,574	△370,516
固定資産除却損	0	218	218
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	67,412	71,916	4,504
会計基準改訂に伴う退職給付引当金繰入	584,678	209,440	△375,238
臨時利益	652,090	281,574	△370,516
資産見返負債戻入	0	218	218
会計基準改訂に伴う賞与引当金見返に係る収益	67,412	71,916	4,504
会計基準改訂に伴う退職給付引当金見返に係る収益	584,678	209,440	△375,238
純損失	2,557,229	828,690	△1,728,539
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	9,025	9,025
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	2,557,229	955,168	△1,602,061
総利益	0	135,503	135,503

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ-3 資金計画

○ 令和元年度資金計画

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差引増減額
資金支出	146,857,318	146,747,254	△110,064
業務活動による支出	61,659,698	54,660,587	△6,999,111
投資活動による支出	120,767	10,702,675	10,581,908
財務活動による支出	70,257,470	68,338,241	△1,919,229
次年度への繰越金	14,819,383	13,045,752	△1,773,631
資金収入	146,857,318	146,747,254	△110,064
業務活動による収入	76,334,436	76,623,019	288,583
運営費交付金による収入	1,833,569	1,833,569	0
承継債務負担金債権の回収による収入	28,485,044	28,485,044	0
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	1,677,941	1,677,941	0
施設費貸付金の回収による収入	38,921,828	38,923,434	1,606
施設費貸付金に係る利息の受取額	3,227,920	2,123,433	△1,104,487
処分用資産の売却による収入	1,381,000	1,381,000	0
処分用資産の貸付による収入	81,800	81,616	△184
施設費交付金の納付による収入	392,104	1,686,502	1,294,398
利息及び配当金の受取額	0	1,968	1,968
その他の収入	333,230	428,512	95,282
投資活動による収入	1	15,030,000	15,029,999
財務活動による収入	53,580,751	46,839,697	△6,741,054
前年度からの繰越金	16,942,130	8,254,539	△8,687,591

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

II 業務運営の効率化

IV 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 78億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

実績・参考データ

短期借入金を必要とする事態は発生しなかった。

V 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

実績・参考データ

平成31年4月～令和2年3月の小平第二住宅の入居率は59.1%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

実績・参考データ

平成30年度決算において発生した利益を積立金として整理した。平成30年度は第3期中期目標・中期計画期間の最終年度であったことから、平成26年度から平成30年度までに発生した積立金については、文部科学大臣の承認に基づき、次期中期目標期間へ繰り越す額を除いた額を国庫納付した。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

<年度計画>

1 内部統制

(1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

役員及び幹部職員で構成する企画調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について役職員に周知徹底する。

(2) 内部統制の機能状況の検証

- ① 監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。
- ② 平成30年度の業務の実績及び第3期中期目標期間における業務の実績の自己点検・評価を行う。
また、平成31年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。
- ③ 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握に努め、必要な対応を行う

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 人事に関する計画

- ① 大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。
- ② 専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

Ⅶ 内部統制、情報、人事

Ⅶ 自己評価 B

法人としての管理・運営の方針、重要事項は各種会議を通じて役職員に共有され、各種監査、自己点検・評価、リスク管理等により内部統制が十分に機能しており、セキュリティ対策も適切に推進した。また、新規事業等による業務の増加に対応するため、組織改編を行うとともに必要な職員を確保し適正に配置した。

1 内部統制

(1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

役員及び幹部職員で構成する企画調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について役職員に周知徹底する。

(2) 内部統制の機能状況の検証

- ① 監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。
- ② 平成30年度の業務の実績及び第3期中期目標期間における業務の実績の自己点検・評価を行う。
また、平成31年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。
- ③ 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握に努め、必要な対応を行う。

実績・参考データ

(1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

機構の管理・運営及び業務等に対し企画立案を行うとともに、その実施について必要な連絡調整を行うことを目的として、機構長を議長とする企画調整会議を月1回開催し、機構の管理・運営や業務等の実施が、法令及び機構の規則等に則って行われており、法令等に違反する行為がないことを確認するとともに、情報の把握や機構のミッション等の役職員への周知徹底を行った。

- 企画調整会議の様子



Ⅶ 内部統制、情報、人事

機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て、評議員会を組織した。

評議員会では業務運営に関する重要事項の審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。なお、令和2年3月25日に開催予定であった第44回は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面審議とした。

○ 令和元年度の評議員会の開催実績

	開催日	主な審議事項
第43回	令和元年6月28日	・平成30年度業務実績報告書等について ・平成30年度財務諸表等について ・第4期中期目標期間への積立金の繰越について ・消費税率改定に伴う認証評価手数料等の改正について
第44回	令和2年3月18日 ～3月25日（※書 面審議）	・令和2年度計画について ・令和2年度機構内予算について ・給与規則等の改正について

また、機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験者の参画を得て、運営委員会を組織した。

運営委員会では、事業の運営実施に関する事項を審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。なお、令和2年3月18日に開催予定であった第57回は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、また、第58回は緊急に審議する必要がある案件が生じたため、書面審議とした。

○ 令和元年度の運営委員会の開催実績

	開催日	主な審議事項
第55回	令和元年6月21日	・教員の選考等について ・各種委員会委員等の選考について
第56回	令和元年11月27日	・クロスポイントメント制度を適用した教員選考について ・教員の選考等について
第57回	令和2年3月12日 ～3月18日（※書 面審議）	・教員の選考等について ・各種委員会委員等の選考について
第58回	令和2年3月24日 ～3月30日（※書 面審議）	・研究開発部長の選考について

(2) -① 監査

ア. 監事監査

監事監査としては、年度当初に監査計画を作成し、監査室や会計監査人と連携しながら業務監査及び会計監査を行った。

業務監査としては、法令遵守状況、中期計画・年度計画の進捗状況、予算等の執行状況、内部統制等を監査した。監査方法は、機構長へ直接ヒアリングを行うとともに、評

Ⅶ 内部統制、情報、人事

委員会、企画調整会議、自己点検・評価委員会等へ出席し、運営における重要事項や業務の進捗状況等について確認した。また、必要に応じて役職員に説明を求めた。

会計監査としては、財務諸表等の検証、契約状況等の監査を実施した。特に、契約状況の監査は、契約監視委員会に出席し、関係書類の点検を行うとともに、必要に応じて職員に説明を求めた。

重点監査としては、国際連携・活動支援事業の監査を行った。

監事監査の結果は、「指摘すべき重大な事実は認められず、適正に業務が行われている」であった。

イ. 内部監査

内部監査としては、監査室長及び専属の常勤職員3人からなる監査室が、年度当初に内部監査計画を作成し、日常監査、定期監査を行った。

日常監査では、すべての会計伝票、契約書等を都度確認した。

定期監査では、令和2年3月2日に施設費貸付・交付業務について、令和2年2月18日、19日にかけて、会計処理状況、科学研究費補助金、法人文書、保有個人情報等について監査を行った。

内部監査の結果、法令等に違反する重大な事実は認められなかった。

ウ. 会計監査人監査

会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）監査の結果は、「財務諸表等については我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して適正に表示しているものと認める」であった。

エ. 監事、監査室、会計監査人の連携

監事、監査室、会計監査人の連携を強化し、監査の充実を図るため、新たに監査協議会を設置した。令和元年度は、本協議会を3回開催し、各々の監査計画、監査方法、監査結果、課題等について意見交換を行った。

(2) -② 自己点検・評価

ア. 平成30年度及び第3期中期目標期間の業務に対する自己点検・評価

令和元年5月28日に監事を構成員に含む自己点検・評価委員会（第1回）を開催し、平成30事業年度及び第3期中期目標期間における業務の実績について最終的な自己点検・評価を実施した。この内容をそれぞれ「業務実績等報告書（案）」としてとりまとめ、令和元年6月開催の企画調整会議、評議員会での審議を経て、令和元年6月28日付けで『平成30事業年度業務実績等報告書』及び『第3期中期目標期間業務実績報告書』として文部科学大臣に提出するとともに、ウェブサイトで公表した。

なお、令和元年8月に通知された、文部科学大臣による「平成30年度における業務の実績に関する評価」及び「第3期中期目標期間における業務の実績に関する評価」のいずれにおいても、評定は「B」*であった。

※「B」評価

年度評価：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

第3期の評価：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

イ. 令和元年度業務に対する自己点検・評価

令和元年度の業務等に関して、業務開始から半年経過した令和元年11月28日と年度終了前の令和2年2月20日に自己点検・評価委員会を開催し、それぞれ9月末時点、1月末時点におけるすべての業務・事業に対する自己点検・評価を実施した。また、2月開催の同委員会では、令和元年度の業務の進捗状況等を踏まえ、令和2事業年度計画の原案を検討した。令和2事業年度計画案については、令和2年3月開催の企画調整会議及び評議員会の議を経て確定し、令和2年3月27日付で文部科学大臣に届け出た。

(2) -③ リスクの把握と対応

ア. 内部統制委員会

機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の共有のため、令和元年5月14日に内部統制委員会（令和元年度第1回）を開催し、令和元年度当初時点の各業務におけるリスクについて、監事を含む役職員間で確認した。

令和元年度の内部統制の機能状況のモニタリングとして、リスクへの対応状況の調査を行った。調査結果については、令和2年3月10日開催の内部統制委員会（第2回）において報告され、監事を含む役職員で共有がなされた。その結果、各項目ごとに設定されたチェック項目に対しそれぞれ必要な対応がなされていることが確認された。

イ. 新型コロナウイルスに関連した感染症拡大防止のための対応

新型コロナウイルスに関連した感染症について、感染拡大を防止し、機構の役職員の健康及び生命を守るとともに、事業の継続を可能とするため、令和2年2月4日付けで機構長が「新型コロナウイルスに関連した感染症に関する対応について」（以下「対応について」という。）を発出し、全役職員に周知を行った。「対応について」は、国内の状況の変化に応じて内容を見直して改定し、その都度、組織内の電子掲示板に掲示し、さらに、全役職員に電子メールで周知している。

「対応について」（3月末時点版）では、感染予防のために各職員がとるべき対応、感染の恐れがある場合や感染した場合の対応と取扱い、時差出勤の取扱い、海外渡航や外国人の受入、会議・シンポジウム等の開催などについて、機構としての統一方針を示した。

この「対応について」に基づき、機構内の会議は多くがウェブ会議や書面による審議に変更され、公共交通機関を利用する職員は希望に応じて時差出勤を実施するなど、感染リスクを低減しつつ業務を行った。他方、3月以降に予定されていた教職員の海外出張をすべてとりやめとするなど、各事業においても予定された事業の中止、延期等を余儀なくされたところであるが、代替措置の実施や関係各機関との連携等により、当該リスクに対処しつつ、事業推進のため可能な対応を行った。

Ⅶ 内部統制、情報、人事

○ 令和元年度中に新型コロナウイルス感染拡大防止のため対応措置をとった主な活動（一部再掲）

実施（予定）日	名称	実施（予定）場所	対応	参照ページ
令和2年3月9日 3月17日	国立大学法人等の教育研究評価に係る評価者研修会（達成状況判定会議）	T K P ガーデンシティ竹橋	動画配信によるウェブ開催	17
令和2年3月11日 3月19日	国立大学法人等の教育研究評価に係る評価者研修会（現況分析部会）	T K P ガーデンシティ竹橋	動画配信によるウェブ開催	17
令和2年3月14日	大学改革支援・学位授与機構で学士の学位取得をめざす方への説明会	放送大学東京文京学習センター	中止（事態収束後に実施に向けて調整予定）	50
令和2年3月9日 ～12日	APNNIC 日本招聘プロジェクト	未定	延期（時期未定）	72
令和2年3月18日	評議員会	学術総合センター	書面審議	107
令和2年3月25日	運営委員会	学術総合センター	書面審議	107

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

実績・参考データ

情報セキュリティ対策

情報セキュリティ委員会において、以下のPDCAサイクルに基づき、セキュリティ対策を行うことが承認され、以下の取組を行った。

- ① Plan (セキュリティ対応計画)
 - ・情報資産の洗い出しとリスク分析を行い、セキュリティ対応計画を立案。(令和元年9月～10月)
- ② Do (情報セキュリティ対策実施)
 - ・セキュリティ対応計画をもとに情報セキュリティへの意識向上を目的とした研修を実施。(令和2年2月)
 - ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成30年度版)に基づき、情報セキュリティポリシー対策基準・実施手順書改訂の検討を開始した。(令和2年3月)
 - ・セキュリティ対応計画をもとに不審メール対応訓練を実施。(令和2年1月)
- ③ Check (内部監査)
 - ・情報セキュリティの自己点検を実施。(令和2年2月)
- ④ Act (ポリシーの見直し・改訂)
 - ・自己点検内容の結果やサイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を受け、情報セキュリティポリシー改訂の検討を開始した。(令和2年3月)

3 人事に関する計画

- ① 大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。
- ② 専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

実績・参考データ

①-1 柔軟な組織体制の構築

ア. 「大学連携・支援部」「大学運営連携課」の設置（令和元年6月1日）

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法改正（令和元年5月24日施行）により追加された「国立大学法人等の運営基盤強化を図るための情報収集・分析等の業務」に対応するため、令和元年6月1日に「大学運営連携課」を設置した。同時に、この課と管理部にあった「国立大学施設支援課」を併せて「大学連携・支援部」とした。

イ. 「国立大学施設支援センター」の廃止（令和元年5月31日）

「大学連携・支援部」の設置に伴い廃止した。

ウ. 「高等教育資格承認情報センター（NIC）」の設置（令和元年9月1日）

日本政府が締結したユネスコ「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）」にある日本の高等教育資格の国際通用性の確保と諸外国との円滑な資格の承認に資することを目的とする「国内情報センター（NIC）」として、9月1日、機構に「高等教育資格承認情報センター」を設置した。

①-2 人事交流による幅広い人材の確保

新規業務追加や国立大学法人評価など増大する業務量に対応するため、国立大学法人等の協力により、幅広く人材を確保し、確実に業務を実施できるよう適正に職員を配置した。

令和元年度末 常勤職員数	158人（17人増）
うち課長補佐以下の人事交流者数	46人（8人増）37法人

①-3 職員数の適正化

大学連携・支援部及び高等教育資格承認情報センターの設置、新規業務追加や国立大学法人評価など増大する業務量に対応するため確実に業務を実施できるよう適正な職員数を確保した。

＜ 令和元年度 部課別職員数 ＞

部課等名	職員数		増減	備考
	H30年度末	R元年度末		
審議役	1(0)	1(0)	0(0)	
監査室	2(0)	3(0)	1(0)	
管理部	52(12)	50(11)	-2(-1)	
総務企画課	23(3)	22(4)	-1(1)	
会計課	11(3)	10(3)	-1(0)	
学位審査課	17(6)	17(4)	0(-2)	
評価事業部	59(22)	73(31)	14(9)	国立大学法人評価、NIC業務（新規）による増。
評価企画課	20(9)	30(17)	10(8)	
評価支援課	19(10)	23(13)	4(3)	
国際課	19(3)	19(1)	0(-2)	
大学連携・支援部	12(4)	13(4)	1(0)	国立大学運営基盤強化支援業務（新規）による増。
大学運営連携課	—	5(1)	5(1)	
国立大学施設支援課	10(4)	6(3)	-4(1)	
研究開発部	15(0)	18(0)	3(0)	
合計	141(38)	158(46)	17(8)	

※ () 内の数字は、課長補佐以下の人事交流者数で内数。

※ 備考に記載のない職員数の増減は、産休、病休、退職等により一時的に生じたもの。

※ 令和元年度末の組織図を基準に比較したもの。

② 実践的研修の実施、専門的研修事業の活用

機構において実践的研修を実施するとともに、外部機関が実施している専門的研修に事務系職員を積極的に参加させ、業務遂行に必要な資質及び能力の向上を図った。

⑦ 実践的研修等（機構実施）

- ・ パソコン研修（職員を対象に、総務省主催情報システム統一研修のCD-ROMを利用したeラーニングを四半期毎に実施。延べ11人参加）
- ・ 英語研修（主に採用後3年以下のプロパー職員を対象として、レベル別にクラス分けを行い、令和元年9月から令和2年1月にかけて実施。14人受講。）
- ・ ハラスメント研修（全職員を対象に平成31年4月に実施。44人参加。）
- ・ メンタルヘルス研修（セルフケア）をネットワーク配信のeラーニング形式にて令和2年1月から2月にかけて実施。ストレスチェック対策コースに延べ250人、セルフケアコースに延べ477人受講。
- ・ 情報セキュリティ研修（全職員を対象に、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の資料及び動画を教材としてeラーニング形式にて令和2年2月に実施。全169人受講。）

⑧ 専門的研修等（外部機関実施）

放送大学の活用並びに情報システム、会計、人事及び知的財産等に関する研修等に参加（23件の研修、セミナー等に延べ55人参加。）

Ⅶ 内部統制、情報、人事

- ㊦ 文部科学省関係機関職員行政実務研修（平成31年4月から事務系職員1人派遣。）
- ㊧ 事務系職員の研修等助成（事務職員が自主的に行う研修及び資格取得に係る経費を一部助成。令和元年8月に2人に助成額を支給。）

<参 考>

- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（令和元年度）

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が
達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)

平成31年3月1日

文部科学省

目 次

(序文)	1
I 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II 中期目標期間	2
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1 大学等の評価	2
(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価	2
(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価	2
2 国立大学法人等の施設整備支援	3
(1) 施設費貸付事業	3
(2) 施設費交付事業	4
3 学位授与	4
(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与	4
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与	5
(3) 学位授与事業の普及啓発	5
4 質保証連携	5
(1) 大学等連携・活動支援	5
(2) 国際連携・活動支援	6
5 調査研究	7
(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究	8
(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究	8
IV 業務運営の効率化に関する事項	8
1 経費等の合理化・効率化	8
2 調達等の合理化	9
3 給与水準の適正化	9
V 財務内容の改善に関する事項	9
1 予算の適切な管理と効果的な執行等	9
2 資産の有効活用	9

VI	その他業務運営に関する重要事項.....	9
1	内部統制	9
2	情報セキュリティ対策.....	9
3	人事に関する計画.....	10

※Ⅲ 1～5までの各項目を一定の事業等のまとめりとする。

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、平成 28 年 4 月に大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが統合し設立された。その起源は、大学以外で学位を授与する我が国唯一の機関として平成 3 年に創設された学位授与機構である。その後、国立大学等への施設費貸付・交付、認証評価、国立大学教育研究評価、国公立大学の教育情報の公開、これらの業務に関連する調査研究なども含め、高等教育に係る社会的要請の高い課題に果敢に取り組み、文部科学省の政策目標達成に欠くことのできない法人として高等教育の発展の一翼を担い続けている。

現在、我が国では「Society 5.0」の実現に向け戦略的取組が始まりつつあり、大学に対しては産業・社会構造の変化に対応する高度な教養と専門性を備えた人材育成やイノベーション創出の牽引が求められている。このため各大学においては、その役割や特色・強みをより一層明確にし、教育研究の質を向上させる改革が急務となっている。また、少子化が進展する中で、各大学が質の高い教育研究活動を行っていくためには、各大学がマネジメント機能や経営力などの運営基盤を強化するとともに、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、大学等の連携を円滑に進める仕組みの構築が必要とされている。一方、世界に目を向けると、グローバル化の進展等によって学生の国境を越えた流動性が高まる中、学習履歴・学位等の国際通用性を確保することが大きな課題となっている。また、2018 年の WHO の統計によると、我が国の健康寿命は 74.8 歳であり、世界トップクラスの長寿社会を迎えている。この長い人生の間、国民がいつでも活躍できる社会を実現するために、生涯のあらゆる段階で学び直せる環境の整備や多様な年齢層のニーズに応える学習プログラムが必要となっている。

機構は、学位授与事業、大学等評価、施設費の貸付・交付事業を行うことにより高等教育の発展に貢献してきており、これらの業務を通じて大学等に関する様々な情報が蓄積されるとともに、内外における高等教育に関する他機関とのネットワークが構築されている。機構には、これらの特色を活かし、国際的な質保証活動への積極的参画、国内外の高等教育制度や資格に関する情報等の収集・提供機能、リカレント教育の拡充の支援が期待されている。加えて、大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが統合したことによる相乗的な効果をより発揮する観点から、今後は、それぞれの機関が蓄積していた教育研究情報及び財務情報を活用し、新たに大学の運営基盤の強化促進も行うことにより、大学改革を強力に支

援していくことが望まれている。

以上を踏まえ、機構は我が国の高等教育の発展に資するという業務の公共的重要性に鑑み、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を基本方針として、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得て、以下に示す業務運営を行う。

(別添) 政策体系図

II 中期目標期間

機構は、我が国の高等教育の発展に資することを目的として業務を実施していることから、中期目標の期間は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から平成 36 年（2024 年）3 月 31 日までの 5 年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大学等の評価

我が国の大学等による教育研究活動等の質の維持向上に資するため、大学等の評価を行うとともに、認証評価における先導的役割を担うことにより、我が国の大学等における内部質保証の確立を多角的に支援する。また、様々な大学評価の実施主体として文部科学省と連携しながら、効果的・効率的な評価システムを開発・実施する。

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価を実施し、我が国の大学等の教育研究活動等の質を保証し、その改善に資する。

また、現行の評価制度の枠組みによらない取組として、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施し、評価の選択肢の拡充等に資する。

これらにより、調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた成果等も活用し、先進的な評価手法を開発するとともに、取組の成果等を評価機関や大学等に提供すること等により、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。

なお、法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえつつ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 3 期中期目標期間における業務の実績のうち、教

育研究の状況についての評価を実施する。

評価に当たっては、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の負担軽減に努める。

【評価指標】

- 1-1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価の実施状況（実施校数等を参考に判断）
- 1-2 認証評価の先導的役割の取組状況（説明会や研修等の開催実績や成果等を参考に判断）
- 1-3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施状況（実施機関数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 1-1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価を適切に実施し、結果を提供・公表したか、評価申請校数、評価実施校数、評価体制、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。
- 1-2 文部科学省と連携し、内部質保証を重視した効果的・効率的な評価システムを開発したか、また、取組の成果等を提供し、我が国の認証評価における先導的役割を果たしたか、評価システムの開発に向けた取組の状況、取組の成果を提供するための説明会や研修等の開催実績や成果物等を参考に判断する。
- 1-3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施し、結果を文部科学省国立大学法人評価委員会に提供するとともに公表したか、評価実施に向けた準備状況、評価実施体制、評価実施機関数、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。

2 国立大学法人等の施設整備支援

我が国の高等教育及び学術研究において中心的な役割を果たしている国立大学法人等の教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付等を行うとともに、国から承継した財産等の処理を着実に実施することにより、施設整備等の多様な財源による安定的な実施と教育研究環境の整備充実を支援する。

(1) 施設費貸付事業

国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実の

ため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。

事業の実施に当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な回収に努め、債務を確実に償還する。

(2) 施設費交付事業

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。

なお、中長期的視点からの財源確保に関して、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

【評価指標】

- 2-1 施設費貸付の実施状況（貸付の審査状況等を参考に判断）
- 2-2 施設費交付の実施状況（実施件数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 2-1 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の貸付けを適切に行ったか、貸付の審査状況、現地調査実施件数（平成26～30年度の各年度平均実績：6箇所）、債権回収率（平成26～30年度の実績：毎年100%）、財政融資資金及び債券に係る債務償還率（実績：毎年100%）、機構の事業と債券発行の意義を理解してもらうための投資家の訪問件数（平成26～30年度の各年度平均実績：16箇所）等を参考に判断する。
- 2-2 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の交付を適切に行ったか、交付件数、交付の審査状況、現地調査実施件数（平成26～30年度の各年度平均実績：13箇所）等を参考に判断する。

3 学位授与

高等教育段階の多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、生涯学習社会の実現やリカレント教育の推進に資するため、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

短期大学・高等専門学校卒業生等ですらに一定の学修を行い単位を体系的に修得した者に対して、審査により、学士の学位を授与する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

各省庁の教育施設に置かれる課程で、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと機構が認めるものを修了した者に対して、審査により、学士、修士又は博士の学位を授与する。

(3) 学位授与事業の普及啓発

機構による学位の授与に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知を図るとともに、学位授与の申請等に関する適切な情報を提供する。

【評価指標】

- 3-1 単位積み上げ型による学士の学位授与の実施状況（学位取得者数等を参考に判断）
- 3-2 省庁大学校修了者に対する学位授与の実施状況（学位取得者数等を参考に判断）
- 3-3 アクセス情報の分析に基づく学位授与事業の普及啓発に向けた取組状況（申請者数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 3-1 単位積み上げ型による学士の学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、電子申請利用率、認定審査件数等を参考に判断する。
- 3-2 省庁大学校修了者に対する学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、認定審査件数等を参考に判断する。
- 3-3 アクセス情報の分析に基づいてパンフレット配布や説明会を開催しているか、申請者数等を参考に判断する。

4 質保証連携

我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図る。

(1) 大学等連携・活動支援

大学や評価機関等と連携し、大学等の教育研究の質の維持向上、運営基盤の強

化の促進、大学等が社会に対する説明責任を果たすための教育情報の公開・活用等を支援する。

① 大学等との連携

大学等の教育研究の質の維持向上を支援するため、大学等と連携して教育研究に関する情報を収集・整理し、提供するとともに、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

少子化が進展する中で、各大学がマネジメント機能や経営力などの運営基盤を強化するとともに、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することが求められていることを受け、国立大学法人の大学のマネジメント機能等の運営基盤の強化促進を支援するため、大学等と協働して、必要な情報の収集、整理、分析を行い、また広く大学等にその成果の提供を行う。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携し、大学ポートレートを運用する。

本中期目標期間中に運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

なお、運用に当たっては、利用者が容易に比較・検討を行えるよう利便性の向上や機能の改善・充実等に速やかに取り組む。

④ 評価機関との連携

我が国の大学評価の更なる質の向上のため、他の評価機関と連携し、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した情報発信等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼の確保に向け、国際的な質保証活動に参画する。また学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図るため、高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(東京規約)に基づき、我が国における国内情報センター(N I C)として、国内外の高等教育制度等に関する情報提供を行う。

① 国際的な質保証活動への参画

我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に参画し、国内外の質保証に係る教育制度に関する情報の交換・共有を図る。

② 学位等高等教育資格の承認に関する情報提供

我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性を確保し、諸外国との円滑な承認に資するため、日本及び諸外国の高等教育や質保証の制度等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

【評価指標】

- 4-1-1 大学等と連携して実施した取組の実施状況（研修等の開催実績等を参考に判断）
- 4-1-2 国立大学法人等の運営基盤の強化促進の支援のための取組状況（指標開発への取組状況及び大学等への成果の提供状況を参考に判断）
- 4-1-3 大学ポータルサイトの運用状況（参加大学数等を参考に判断）
- 4-1-4 評価機関と連携して実施した取組の実施状況（会議開催実績等を参考に判断）
- 4-2-1 国際的な質保証活動への参画及び情報の発信状況（交流実績や成果等を参考に判断）
- 4-2-2 高等教育の資格の承認の推進に資するための情報の収集、整理、提供の状況（情報提供の件数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 4-1-1 大学等と連携し、大学等の支援に取り組んだか、研修参加者数、研修終了後のアンケート結果、ウェブサイト等を用いた情報提供の状況等を参考に判断する。
- 4-1-2 大学にとって有用な指標が開発されているか、大学等へ適切な方法で成果を提供しているか、大学等への提供状況及び大学の活用状況等を参考に判断する。
- 4-1-3 大学ポータルサイトを適切に運用し、機能の改善・充実に努めたか、参加大学数、ウェブサイトのアクセス件数、利用促進や閲覧者の利便性向上のための取組状況等を参考に判断する。
- 4-1-4 評価機関と連携し、認証評価の改善・充実に取り組んだか、会議開催実績、研修の実績や成果物等を参考に判断する。
- 4-2-1 国際的な質保証活動に積極的に参画し、活動したか、交流実績（平成26～30年度の各年度平均実績：29回）、海外の質保証機関等との共同の取組状況及び成果物等を参考に判断する。
- 4-2-2 高等教育の資格の承認の推進に資するため、必要な情報を収集・整理し、適切な方法で提供したか、情報提供の件数、ウェブサイトのアクセス件数等を参考に判断する。

5 調査研究

我が国の高等教育の発展に資するため、機構の事業の基盤となる調査研究及び事業の検証に関する調査研究を行い、成果を事業に活用するとともに公表を通じて成果の社会への普及を図る。

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

我が国の高等教育における教育研究活動等の改革を支援するため、大学等におけるマネジメントの改善・向上、質の保証及び維持・向上のための評価、質保証に係る国内外の連携及び情報の分析方法と利用環境に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する評価事業を実証的に検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

我が国の学位の質及び国際通用性の確保と、多様な学習機会に対する社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価と学位等高等教育資格の承認に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与事業を実証的に検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。

【評価指標】

- 5-1 機構が行う事業への調査研究の成果の活用状況
- 5-2 社会への調査研究の成果の提供状況
- 5-3 研究成果の公表状況

【目標水準の考え方】

- 5-1 調査研究の成果が機構が行う各事業に反映されたか、各事業の改善に活用されたか、各事業担当部課と連携して実施した調査、事業関連説明会数等を参考に判断する。
- 5-2 調査研究の成果が社会に提供されたか、研究会・研修会数等を参考に判断する。
- 5-3 調査研究の成果が関連学協会及び機構の学術誌等に公表されたか、学術論文・学会発表・報告書等数を参考に判断する。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 経費等の合理化・効率化

業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因

を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。

なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

V 財務内容の改善に関する事項

1 予算の適切な管理と効果的な執行等

自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。

2 資産の有効活用

保有資産については、その保有の必要性について不断の見直しを図る。

VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制

機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。

また、内部統制の機能状況について、内部監査、監事監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 人事に関する計画

大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また研修等により職員の能力向上に努める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に係る政策体系図

1. 国の政策目標・方針等

■ 文部科学省の政策目標

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上、施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

■ 教育振興基本計画(平成30年6月15日 閣議決定)

目標(4)問題発見・解決能力の修得、目標(8)大学院教育の改革等を通じたイノベーションをけん引する人材の育成、

目標(10)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進、目標(18)安全・安心で質の高い教育研究環境の整備 等

■ 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(平成30年11月26日 中央教育審議会大学分科会将来構想部会)

・人生100年時代を見据え、様々な年齢や経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスを実現するためには、高等教育機関には多様な年齢層の多様なニーズを持った学生に教育できる体制が必要となり、リカレント教育の重要性が増していくこととなる。

・ユネスコの枠組みの下で採択した「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(以下「東京規約」という。)」の発効を受け、

国内情報センター(National Information Centre: NIC)の設立準備を進める。

・我が国の高等教育の質が保証されていることが国内外で認知されることが重要 等

■ 国立大学経営力戦略(平成27年6月16日 文部科学省)

・国立大学が、その役割を果たしつつ、今後更なる改革を進めていく上では、各国立大学が、学長のリーダーシップの下、責任ある経営体制を構築し、法人化のメリットを最大限に生かしていくことが求められる

■ 人づくり革命 基本構想(平成30年6月 人生100年時代構想会議)

・大学は、知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力である。人づくり革命を牽引する重要な主体の一つとして、時代に合ったかたちに大学改革を進めなければならない

2. 機構の目的

大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第104条第4項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資すること。(機構法第3条)

3. 機構の事業

各事業の実施を通じ、我が国の高等教育の質の向上を支援し、我が国高等教育の発展に寄与

評価事業

国際通用性の高い評価の実施
(認証評価、国立大学教育研究評価等)

学位授与事業

多様な学習成果に基づく
学位取得の機会の提供

施設費貸付・交付事業

国立大学等の
施設費等の貸付・交付

質保証連携

情報の収集・整理・提供、大学等及び国内外の質保証機関等との連携

調査研究

質保証に係る調査研究の推進

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 大学等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

さらに、選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発し、説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。

なお、法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえつつ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。

② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価

毎年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ、より実質的な評価を行うための方法を検討するなど、評価システムの改善につなげる。

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況について、平成32年度に4年目終了時評価を、平成34年度に中期目標期間終了時評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。

効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、評価担当者の研修を実施する。評価の実施に当たっては、大学ポータルサイトや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の作業負担の軽減に努める。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証し、第4期の評価に向けた評価方法等の改善につなげる。

2 国立大学法人等の施設整備支援

(1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付を行う。

貸付に当たっては、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。

② 資金の調達

貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

民間資金の調達にあたり、IR（インベスター・リレーションズ）活動として投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。

③ 債務の償還

貸付事業に係る債権を確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行う。また、そのために貸付先訪問調査を実施する。

④ 調査及び分析

機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

① 施設費の交付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、交付先訪問調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

中長期的視点からの財源確保に関して、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを行う。

② 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産について適切に管理処分を行う。

3 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与

短期大学や高等専門学校を卒業、あるいは専門学校を修了するなどし、さらに大学等において高等教育レベルの学修を行った申請者に対し、修得単位の審査、学修成果についての審査及び試験等を行い、学士の学位を授与する。

なお、インターネットを利用した電子申請の推進など、申請者の利便性向上に引き続き取り組む。

② 専攻科の認定

学位の取得に必要な単位を修得する機会の拡大を図るため、短期大学及び高等専門学校からの申出に基づき、当該短期大学等に置かれた専攻科の教育課程等について審査を行い、大学教育に相当する水準の教育を行っている専攻科を認定する。

機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した専攻科に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学士、修士又は博士の学位授与

機構が認定した省庁大学校の課程を修了した申請者に対し、単位修得と課程修了を審査するとともに、修士及び博士については申請論文の審査及び試験を行った上で、学士、修士又は博士の学位を授与する。

② 課程の認定

省庁大学校からの申出に基づき、当該大学校に置かれた課程の教育課程等について審査を行い、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行っている課程を認定する。

機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した課程に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。

(3) 学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。

また、生涯学習に係る機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

4 質保証連携

(1) 大学等連携・活動支援

① 大学等との連携

大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。また、大学等の教職員向けの研修の開催等により、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。

高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

国立大学法人の財務に係る情報収集、分析及び成果の提供を行う。

国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して分析を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を広く大学等に提供する。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

本中期目標期間中に運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、認証評価の改善・充実に受け手である社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信、職員の能力の向上等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

① 国際的な質保証活動への参画

諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力し、高等教育の質保証に関する活動への参画及び情報の交換・共有を図る。

② 資格の承認に関する調査及び情報提供

我が国における国内情報センター（NIC）として、我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資する国内外の高等教育制度、質保証制度等に関する調査及び情報提供を行う。

5 調査研究

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して財源、身分、人材育成等の制度設計の基礎となる研究を行う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を行う。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経費等の合理化・効率化

業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化の推進等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

また、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努めるとともに、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位ごとに予算と実績を管理する。

さらに、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり

IV 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 78億円

- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

V 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 内部統制

機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。また、内部統制の機能状況について、監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。特に監事、監査室及び会計監査人の連携を強化し監査を行い、その結果を公表する。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 施設・設備に関する計画

なし。

4 人事に関する計画

大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

5 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、機構の業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画の影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

長期借入金

(単位：百万円)

区 分	H31	H32	H33	H34	H35
長期借入金 償 還 金	65,257	65,110	63,196	62,947	62,458

区 分	中期目標 期間小計	次期以降 償 還 額	総 債 務 償 還 額
長期借入金	318,968	622,990	941,958

償 還 金			
-------	--	--	--

6 積立金の使途

前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の財源に充てる。

平成31年度～平成35年度 予算

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
収入									
運営費交付金	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	1,446	8,648
大学等認証評価手数料	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	616
長期借入金等	0	0	0	260,000	0	0	0	0	260,000
長期貸付金等回収金	0	0	0	338,574	0	0	0	0	338,574
長期貸付金等受取利息	0	0	0	24,810	0	0	0	0	24,810
財産処分収入	0	0	0	7,403	0	0	0	0	7,403
財産賃貸収入	0	0	0	147	0	0	0	0	147
財産処分収入納付金	0	0	0	392	0	0	0	0	392
その他	0	0	0	0	0	0	0	40	40
計	1,116	325	1,147	632,132	1,272	2,871	1,469	1,485	641,818
支出									
業務等経費	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	0	7,202
うち 人件費(退職手当を除く)	0	161	646	364	596	1,654	907	0	4,328
物件費	0	92	500	442	60	1,217	561	0	2,872
退職手当	0	0	0	0	0	0	2	0	2
大学等評価経費	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査経費	0	0	0	0	616	0	0	0	616
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,485	1,485
うち 人件費(退職手当を除く)	0	0	0	0	0	0	0	774	774
物件費	0	0	0	0	0	0	0	711	711
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設費貸付事業費	0	0	0	253,525	0	0	0	0	253,525
施設費交付事業費	0	0	0	20,000	0	0	0	0	20,000
長期借入金等償還	0	0	0	343,968	0	0	0	0	343,968
長期借入金等支払利息	0	0	0	24,171	0	0	0	0	24,171
公租公課等	0	0	0	61	0	0	0	0	61
債券発行諸費	0	0	0	76	0	0	0	0	76
債券利息	0	0	0	510	0	0	0	0	510
計	1,116	325	1,147	643,117	1,272	2,871	1,469	1,485	652,803

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費の見積り]

期間中総額: 5,102百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = Pc(y) + E(y) + Tc(y) + Pr(y) + R(y) + Tr(y) + \varepsilon(y) - B(y) \\ = Pc(y-1) \times \sigma + E(y-1) \times \beta \times \alpha 1 + Tc(y) + Pr(y-1) \times \gamma \times \sigma + R(y-1) \times \beta \times \gamma \times \alpha 2 + Tr(y) + \varepsilon(y) - B(y)$$

A(y): 当該事業年度に交付する運営費交付金。

B(y): 当該事業年度における自己収入。

E(y): 当該事業年度における一般管理費中の物件費。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

R(y): 当該事業年度における事業経費中の物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

Pc(y): 当該事業年度における一般管理費中の人件費(退職手当を除く)。Pc(y-1)は直前の事業年度におけるPc(y)。

Pr(y): 当該事業年度における事業経費中の人件費(退職手当を除く)。Pr(y-1)は直前の事業年度におけるPr(y)。

Tc(y): 当該事業年度における一般管理費中の退職手当。

Tr(y): 当該事業年度における事業経費中の退職手当。

$\varepsilon(y)$: 当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与える規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

$\alpha 1$: 一般管理効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。0.97と仮定して試算。

$\alpha 2$: 事業効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。0.99と仮定して試算。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

(1) 人件費

毎事業年度の人件費P(y)については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = Pc(y) + Pr(y) + Tc(y) + Tr(y) \\ = [Pc(y-1) + Pr(y-1) \times \gamma] \times \sigma + Tc(y) + Tr(y)$$

P(y): 当該事業年度における人件費(退職手当を含む)。

Pc(y): 当該事業年度における一般管理費中の人件費(退職手当を除く)。Pc(y-1)は直前の事業年度におけるPc(y)。

Pr(y): 当該事業年度における事業経費中の人件費(退職手当を除く)。Pr(y-1)は直前の事業年度におけるPr(y)。

Tc(y): 当該事業年度における一般管理費中の退職手当。

Tr(y): 当該事業年度における事業経費中の退職手当。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

(2) 事業経費(R(y)+Pr(y)+Tr(y))

毎事業年度の事業経費中の物件費R(y)については、以下の数式により決定する。

$$\text{事業経費中の物件費 } R(y) = R(y-1) \times \beta \times \gamma \times \alpha 2$$

R(y): 当該事業年度における事業経費中の物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

$\alpha 2$: 事業効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。0.99と仮定して試算。

(3) 一般管理費 ($Pc(y) + E(y) + Tc(y)$)

毎事業年度の一般管理費中の物件費 $E(y)$ については、以下の数式により決定する。

$$\text{一般管理費中の物件費 } E(y) = E(y-1) \times \beta \times \alpha 1$$

$E(y)$: 当該事業年度における一般管理費中の物件費。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

$\alpha 1$: 一般管理効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。0.97と仮定して試算。

(4) 事業収入

毎事業年度の事業収入 $B(y)$ の見積額については、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

平成31年度～平成35年度 予算

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
収入									
運営費交付金	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	1,446	8,648
大学等認証評価手数料	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	616
その他	0	0	0	0	0	0	0	40	40
計	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491
支出									
業務等経費	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	0	7,202
うち 人件費（退職手当を除く）	0	161	646	364	596	1,654	907	0	4,328
物件費	0	92	500	442	60	1,217	561	0	2,872
退職手当	0	0	0	0	0	0	2	0	2
大学等評価経費	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査経費	0	0	0	0	616	0	0	0	616
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,485	1,485
うち 人件費（退職手当を除く）	0	0	0	0	0	0	0	774	774
物件費	0	0	0	0	0	0	0	711	711
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度～平成35年度 予算

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
収入		
長期借入金等	260,000	260,000
長期貸付金等回収金	338,574	338,574
長期貸付金等受取利息	24,810	24,810
財産処分収入	7,403	7,403
財産賃貸収入	147	147
財産処分収入納付金	392	392
計	631,327	631,327
支出		
施設費貸付事業費	253,525	253,525
施設費交付事業費	20,000	20,000
長期借入金等償還	343,968	343,968
長期借入金等支払利息	24,171	24,171
公租公課等	61	61
債券発行諸費	76	76
債券利息	510	510
計	642,311	642,311

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度～平成35年度 収支計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
費用の部	1,124	339	1,213	47,693	1,321	2,868	1,547	1,571	57,676
經常費用	1,124	339	1,213	47,693	1,321	2,868	1,547	1,571	57,676
業務等経費	9	267	1,196	836	675	2,487	1,536	0	7,006
大学等評価経費	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査等経費	0	0	0	0	616	0	0	0	616
施設費交付事業費	0	0	0	20,000	0	0	0	0	20,000
支払利息	0	0	0	24,627	0	0	0	0	24,627
処分用資産売却原価	0	0	0	2,082	0	0	0	0	2,082
その他の業務経費	0	0	0	61	0	0	0	0	61
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,524	1,524
減価償却費	0	0	17	11	29	380	10	47	495
財務費用	0	0	0	76	0	0	0	0	76
収益の部	1,124	339	1,213	33,542	1,321	2,868	1,547	1,571	43,525
運営費交付金収益	0	253	1,129	806	626	2,349	1,461	1,420	8,044
大学等認証評価手数料	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	616
処分用資産賃貸収入	0	0	0	147	0	0	0	0	147
処分用資産売却収入	0	0	0	7,403	0	0	0	0	7,403
施設費交付金収益	0	0	0	392	0	0	0	0	392
受取利息	0	0	0	24,753	0	0	0	0	24,753
賞与引当金見返に係る収益	0	11	59	25	42	116	64	54	371
退職給付引当金見返に係る収益	9	2	8	5	8	22	12	10	76
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	17	11	29	380	10	47	495
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	40	40
臨時損失	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金繰入	67	16	61	37	61	170	93	79	585
臨時利益	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金見返に係る収益	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金見返に係る収益	67	16	61	37	61	170	93	79	585
純損失	0	0	0	14,151	0	0	0	0	14,151
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	0	0	0	14,151	0	0	0	0	14,151
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度～平成35年度 収支計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
費用の部	1,124	339	1,213	847	1,321	2,868	1,547	1,571	10,829
經常費用	1,124	339	1,213	847	1,321	2,868	1,547	1,571	10,829
業務等経費	9	267	1,196	836	675	2,487	1,536	0	7,006
大学等評価経費	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査経費	0	0	0	0	616	0	0	0	616
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,524	1,524
減価償却費	0	0	17	11	29	380	10	47	495
収益の部	1,124	339	1,213	847	1,321	2,868	1,547	1,571	10,829
運営費交付金収益	0	253	1,129	806	626	2,349	1,461	1,420	8,044
大学等認証評価手数料	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	616
賞与引当金見返に係る収益	0	11	59	25	42	116	64	54	371
退職給付引当金見返に係る収益	9	2	8	5	8	22	12	10	76
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	17	11	29	380	10	47	495
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	40	40
臨時損失	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金繰入	67	16	61	37	61	170	93	79	585
臨時利益	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金見返に係る収益	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金見返に係る収益	67	16	61	37	61	170	93	79	585
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度～平成35年度 収支計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
費用の部	46,847	46,847
経常費用	46,847	46,847
施設費交付事業費	20,000	20,000
支払利息	24,627	24,627
処分用資産売却原価	2,082	2,082
その他の業務経費	61	61
財務費用	76	76
収益の部	32,695	32,695
処分用資産賃貸収入	147	147
処分用資産売却収入	7,403	7,403
施設費交付金収益	392	392
受取利息	24,753	24,753
純損失	14,151	14,151
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	14,151	14,151
総利益	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度～平成35年度 資金計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
資金支出	1,116	325	1,147	648,998	1,272	2,871	1,469	1,485	658,684
業務活動による支出	1,116	325	1,129	299,073	1,242	2,349	1,461	1,460	308,154
投資活動による支出	0	0	18	0	30	522	9	26	604
財務活動による支出	0	0	0	343,968	0	0	0	0	343,968
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0	5,957	0	0	0	0	5,957
資金収入	1,116	325	1,147	648,998	1,272	2,871	1,469	1,485	658,684
業務活動による収入	1,116	325	1,147	372,132	1,272	2,871	1,469	1,485	381,818
運営費交付金による収入	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	1,446	8,648
承継債務負担金債権の回収による収入	0	0	0	102,990	0	0	0	0	102,990
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	0	0	0	4,451	0	0	0	0	4,451
施設費貸付金の回収による収入	0	0	0	235,584	0	0	0	0	235,584
施設費貸付金に係る利息の受取額	0	0	0	20,360	0	0	0	0	20,360
処分用資産の売却による収入	0	0	0	7,403	0	0	0	0	7,403
処分用資産の貸付による収入	0	0	0	147	0	0	0	0	147
施設費交付金の納付による収入	0	0	0	392	0	0	0	0	392
その他の収入	1,116	72	0	0	616	0	0	40	1,844
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	259,924	0	0	0	0	259,924
前期中期目標期間よりの繰越金	0	0	0	16,942	0	0	0	0	16,942

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度～平成35年度 資金計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
資金支出	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491
業務活動による支出	1,116	325	1,129	806	1,242	2,349	1,461	1,460	9,887
投資活動による支出	0	0	18	0	30	522	9	26	604
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491
業務活動による収入	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491
運営費交付金による収入	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	1,446	8,648
その他の収入	1,116	72	0	0	616	0	0	40	1,844
前期中期目標期間よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度～平成35年度 資金計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
資金支出	648,192	648,192
業務活動による支出	298,267	298,267
財務活動による支出	343,968	343,968
次期中期目標期間への繰越金	5,957	5,957
資金収入	648,192	648,192
業務活動による収入	371,327	371,327
承継債務負担金債権の回収による収入	102,990	102,990
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	4,451	4,451
施設費貸付金の回収による収入	235,584	235,584
施設費貸付金に係る利息の受取額	20,360	20,360
処分用資産の売却による収入	7,403	7,403
処分用資産の貸付による収入	147	147
施設費交付金の納付による収入	392	392
投資活動による収入	0	0
財務活動による収入	259,924	259,924
前期中期目標期間よりの繰越金	16,942	16,942

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 大学等の評価

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

ア 機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

エ 選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発する。説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。

オ 法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討する。

② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価

ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。

ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、4年目終了時評価の実施に向けて、評価実施体制やシステム関連等の整備を行う。また、法人及び評価者に対して説明会等を実施する。

イ 第3期中期目標期間終了時評価に備えて、制度設計等の検討を行う。

2 国立大学法人等の施設整備支援

(1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

ア 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。

イ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。

なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

② 資金の調達

ア 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。

イ その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

ウ 民間資金の調達に当たり、IR（インベスター・リレーションズ）活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。

③ 債務の償還

貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実にを行う。

また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。

④ 調査及び分析

機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学附属病院の財務状況や経営状況に係る調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

① 施設費の交付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保

施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

中長期的視点からの財源確保に関し、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら、不要財産処分等の促進等に関する必要な調査等を行う。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

② 旧特定学校財産の管理処分

ア 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、国立新美術館用地として、同法人に措置される予算の範囲内で分割して売却する。未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付を継続する。

イ 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

3 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を引き続き推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

② 専攻科の認定

学校教育法第104条に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科

における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学士、修士又は博士の学位授与

認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、単位修得状況や論文及び口頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

② 課程の認定

学校教育法第104条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

(3) 学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。

また、生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき、社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

4 質保証連携

(1) 大学等連携・活動支援

① 大学等との連携

ア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。

イ 大学等の教職員向けの研修等を開催するなど、大学等と連携して質保証に関わる人材の能力向上を支援するための取組を行う。

ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

ア 国立大学法人の財務に係る情報収集、分析及び成果の提供を行う。

イ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して分析を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を広く大学等に提供するための検討を行う。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

運営費交付金の具体的な削減目標について検討する。

また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信や職員的能力向上等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

① 国際的な質保証活動への参画

国際的な質保証ネットワークや、諸外国の質保証機関との連携・協力を通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・共有を図る。日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。

② 資格の承認に関する調査及び情報提供

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）に基づき、我が国における国内情報センター（NIC）を設置し、我が国の学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資するため、国内外、特に日本の高等教育制度及び高等教育機関等に関する調査及び情報提供を行う。

5 調査研究

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して財源、身分、人材育成等の制度設計の基礎となる研究を行う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を行う。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経費等の合理化・効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、平成 30 年度予算に比較して 3%以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、平成 30 年度予算に比較して 1%以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、戦略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機

構長裁量経費を確保する。また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に努める。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり

IV 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 78億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

V 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 内部統制

(1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

役員及び幹部職員で構成する企画調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について役職員に周知徹底する。

(2) 内部統制の機能状況の検証

- ① 監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。
- ② 平成30年度の業務の実績及び第3期中期目標期間における業務の実績の自己点検・評価を行う。
また、平成31年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。
- ③ 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握に努め、必要な対応を行う。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 人事に関する計画

- ① 大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。
- ② 専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

平成31年度 予算

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
収入									
運営費交付金	0	51	314	163	131	579	298	298	1,834
大学等認証評価手数料	198	4	0	0	0	0	0	0	202
学位授与審査手数料	0	0	0	0	123	0	0	0	123
長期借入金等	0	0	0	53,600	0	0	0	0	53,600
長期貸付金等回収金	0	0	0	67,407	0	0	0	0	67,407
長期貸付金等受取利息	0	0	0	4,906	0	0	0	0	4,906
財産処分収入	0	0	0	1,381	0	0	0	0	1,381
財産賃貸収入	0	0	0	82	0	0	0	0	82
財産処分収入納付金	0	0	0	392	0	0	0	0	392
その他	0	0	0	0	0	0	0	8	8
計	198	55	314	127,931	255	579	298	306	129,934
支出									
業務等経費	0	51	314	163	131	579	298	0	1,536
うち 人件費(退職手当を除く)	0	32	167	73	119	331	181	0	904
物件費	0	19	146	90	12	248	114	0	630
退職手当	0	0	0	0	0	0	2	0	2
大学等評価経費	198	4	0	0	0	0	0	0	202
学位授与審査経費	0	0	0	0	123	0	0	0	123
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	306	306
うち 人件費(退職手当を除く)	0	0	0	0	0	0	0	155	155
物件費	0	0	0	0	0	0	0	151	151
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設費貸付事業費	0	0	0	50,705	0	0	0	0	50,705
施設費交付事業費	0	0	0	4,000	0	0	0	0	4,000
長期借入金等償還	0	0	0	70,257	0	0	0	0	70,257
長期借入金等支払利息	0	0	0	4,838	0	0	0	0	4,838
公租公課等	0	0	0	26	0	0	0	0	26
債券発行諸費	0	0	0	19	0	0	0	0	19
債券利息	0	0	0	45	0	0	0	0	45
計	198	55	314	130,053	255	579	298	306	132,057

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度 予算

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
収入									
運営費交付金	0	51	314	163	131	579	298	298	1,834
大学等認証評価手数料	198	4	0	0	0	0	0	0	202
学位授与審査手数料	0	0	0	0	123	0	0	0	123
その他	0	0	0	0	0	0	0	8	8
計	198	55	314	163	255	579	298	306	2,167
支出									
業務等経費	0	51	314	163	131	579	298	0	1,536
うち 人件費（退職手当を除く）	0	32	167	73	119	331	181	0	904
物件費	0	19	146	90	12	248	114	0	630
退職手当	0	0	0	0	0	0	2	0	2
大学等評価経費	198	4	0	0	0	0	0	0	202
学位授与審査経費	0	0	0	0	123	0	0	0	123
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	306	306
うち 人件費（退職手当を除く）	0	0	0	0	0	0	0	155	155
物件費	0	0	0	0	0	0	0	151	151
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	198	55	314	163	255	579	298	306	2,167

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度 予算

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
収入		
長期借入金等	53,600	53,600
長期貸付金等回収金	67,407	67,407
長期貸付金等受取利息	4,906	4,906
財産処分収入	1,381	1,381
財産賃貸収入	82	82
財産処分収入納付金	392	392
計	127,768	127,768
支出		
施設費貸付事業費	50,705	50,705
施設費交付事業費	4,000	4,000
長期借入金等償還	70,257	70,257
長期借入金等支払利息	4,838	4,838
公租公課等	26	26
債券発行諸費	19	19
債券利息	45	45
計	129,890	129,890

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度 収支計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
費用の部	200	58	327	9,430	266	554	313	323	11,470
経常費用	200	58	327	9,430	266	554	313	323	11,470
業務等経費	2	54	323	169	135	502	311	0	1,496
大学等評価経費	198	4	0	0	0	0	0	0	202
学位授与審査等経費	0	0	0	0	123	0	0	0	123
施設費交付事業費	0	0	0	4,000	0	0	0	0	4,000
支払利息	0	0	0	4,818	0	0	0	0	4,818
処分用資産売却原価	0	0	0	388	0	0	0	0	388
その他の業務経費	0	0	0	26	0	0	0	0	26
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	314	314
減価償却費	0	0	3	9	7	51	2	10	83
財務費用	0	0	0	19	0	0	0	0	19
収益の部	200	58	327	6,873	266	554	313	323	8,913
運営費交付金収益	0	51	310	163	125	475	296	293	1,713
大学等認証評価手数料	198	4	0	0	0	0	0	0	202
学位授与審査手数料	0	0	0	0	123	0	0	0	123
処分用資産賃貸収入	0	0	0	82	0	0	0	0	82
処分用資産売却収入	0	0	0	1,381	0	0	0	0	1,381
施設費交付金収益	0	0	0	392	0	0	0	0	392
受取利息	0	0	0	4,840	0	0	0	0	4,840
賞与引当金見返に係る収益	0	2	12	5	8	23	13	11	74
退職給付引当金見返に係る収益	2	0	2	1	2	4	2	2	15
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	3	9	7	51	2	10	83
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	8	8
臨時損失	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金繰入	67	16	61	37	61	170	93	79	585
臨時利益	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金見返に係る収益	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金見返に係る収益	67	16	61	37	61	170	93	79	585
純損失	0	0	0	2,557	0	0	0	0	2,557
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	0	0	0	2,557	0	0	0	0	2,557
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度 収支計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
費用の部	200	58	327	178	266	554	313	323	2,218
經常費用	200	58	327	178	266	554	313	323	2,218
業務等経費	2	54	323	169	135	502	311	0	1,496
大学等評価経費	198	4	0	0	0	0	0	0	202
学位授与審査経費	0	0	0	0	123	0	0	0	123
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	314	314
減価償却費	0	0	3	9	7	51	2	10	83
収益の部	200	58	327	178	266	554	313	323	2,218
運営費交付金収益	0	51	310	163	125	475	296	293	1,713
大学等認証評価手数料	198	4	0	0	0	0	0	0	202
学位授与審査手数料	0	0	0	0	123	0	0	0	123
賞与引当金見返に係る収益	0	2	12	5	8	23	13	11	74
退職給付引当金見返に係る収益	2	0	2	1	2	4	2	2	15
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	3	9	7	51	2	10	83
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	8	8
臨時損失	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金繰入	67	16	61	37	61	170	93	79	585
臨時利益	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金見返に係る収益	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金見返に係る収益	67	16	61	37	61	170	93	79	585
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度 収支計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
費用の部	9,252	9,252
経常費用	9,252	9,252
施設費交付事業費	4,000	4,000
支払利息	4,818	4,818
処分用資産売却原価	388	388
その他の業務経費	26	26
財務費用	19	19
収益の部	6,695	6,695
処分用資産賃貸収入	82	82
処分用資産売却収入	1,381	1,381
施設費交付金収益	392	392
受取利息	4,840	4,840
純損失	2,557	2,557
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	2,557	2,557
総利益	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度 資金計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
資金支出	198	55	314	144,853	255	579	298	306	146,857
業務活動による支出	198	55	310	59,777	249	475	296	301	61,660
投資活動による支出	0	0	4	0	6	104	2	5	121
財務活動による支出	0	0	0	70,257	0	0	0	0	70,257
翌年度へ繰越	0	0	0	14,819	0	0	0	0	14,819
資金収入	198	55	314	144,853	255	579	298	306	146,857
業務活動による収入	198	55	314	74,331	255	579	298	306	76,334
運営費交付金による収入	0	51	314	163	131	579	298	298	1,834
承継債務負担金債権の回収による収入	0	0	0	28,485	0	0	0	0	28,485
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	0	0	0	1,678	0	0	0	0	1,678
施設費貸付金の回収による収入	0	0	0	38,922	0	0	0	0	38,922
施設費貸付金に係る利息の受取額	0	0	0	3,228	0	0	0	0	3,228
処分用資産の売却による収入	0	0	0	1,381	0	0	0	0	1,381
処分用資産の貸付による収入	0	0	0	82	0	0	0	0	82
施設費交付金の納付による収入	0	0	0	392	0	0	0	0	392
その他の収入	198	4	0	0	123	0	0	8	333
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	53,581	0	0	0	0	53,581
前年度より繰越	0	0	0	16,942	0	0	0	0	16,942

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度 資金計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
資金支出	198	55	314	163	255	579	298	306	2,167
業務活動による支出	198	55	310	163	249	475	296	301	2,046
投資活動による支出	0	0	4	0	6	104	2	5	121
翌年度へ繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	198	55	314	163	255	579	298	306	2,167
業務活動による収入	198	55	314	163	255	579	298	306	2,167
運営費交付金による収入	0	51	314	163	131	579	298	298	1,834
その他の収入	198	4	0	0	123	0	0	8	333
前年度より繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度 資金計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
資金支出	144,691	144,691
業務活動による支出	59,614	59,614
財務活動による支出	70,257	70,257
翌年度へ繰越	14,819	14,819
資金収入	144,691	144,691
業務活動による収入	74,168	74,168
承継債務負担金債権の回収による収入	28,485	28,485
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	1,678	1,678
施設費貸付金の回収による収入	38,922	38,922
施設費貸付金に係る利息の受取額	3,228	3,228
処分用資産の売却による収入	1,381	1,381
処分用資産の貸付による収入	82	82
施設費交付金の納付による収入	392	392
財務活動による収入	53,581	53,581
前年度より繰越	16,942	16,942

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。